

広島県 薬剤師会誌

2017

隔月発行

3

No.268



公益社団法人
広島県薬剤師会

使っていますか？



連載
第3回

広島県薬剤師会生涯学習推進ワーキンググループ

第3回 JPALSで「研修認定薬剤師」の取得ができるのは・・・

1月号で「研修認定薬剤師」の取得条件についてお知らせさせていただきました。

ここで再度復習です・・・

1. CLレベル1→2→3→4の方

実践記録(報告書)6本以上の提出の上、CLレベル4への昇格Webテストに合格
CLレベル4証明書で申請可能

2. CLレベル5→4の方

実践記録(報告書)6本以上の提出の上、
①CLレベル4への昇格Webテストに合格し、レベル4の実力証明
CLレベル4証明書で申請可能
②CLレベル5への昇格Webテストに合格し、レベル5に復帰
CLレベル5認定証で申請可能

それでは・・・

★JPALSへのログイン準備はOKですか？

★自分用に保存している報告書は200文字以上ですか？

200文字以上になるよう加筆、訂正しましょう！！

★新たに作成した報告書の文字数は200文字以上ですか？



さあ～日薬へ提出しましょう!!

送信



これを6回繰り返せば…あなたはクリニカルラダー4!!

今年のWebテストは、2017年1月16日～4月15日までです。

※ 集合研修会 平成29年度開催分（平成29年4月以降開催研修会）より
受講シールの年度、色調が変わります。ご注意ください!!

	1単位	2単位	3単位	4単位	6単位	9単位
平成29年度開催分 H29.4.1～H30.3.31						
平成28年度開催分 H28.4.1～H29.3.31						

広島県薬剤師会誌目次

No.268

第49回広島県薬剤師会臨時総会を開催	2
薬剤師認知症対応力向上研修	3
平成28年度結核予防技術者研修会	3
第4回安田女子大学薬学部卒後教育研修会	4
日本薬剤師会平成28年度 試験検査センター技術研修会	6
認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ第46回 薬学教育者ワークショップ中国・四国in岡山	8
認定実務実習指導薬剤師養成講習会	8
健康づくりの推進に向けた連携協力協定に係る担当者会議	9
平成28年度広島県在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ	10
復職支援研修会	13
平成28年度「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」県民フォーラム	14
平成28年度第2回 中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会	15
「介護保険が始まる前、始まる頃」	16
広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会	17
平成28年度医薬分業指導者協議会	18
日本薬剤師会代議員中国ブロック会議	20
平成28年度医療安全研修会	21
福利厚生 指定店一覧／広島県立美術館「団体割引会員」について	22
県薬だより 県薬より各地域・職域薬剤師会への発簡 議事要旨 県薬日誌 行事予定	25
行政だより	59
地域薬剤師会だより	74
諸団体だより	74
研修だより	83
薬事情報センターのページ	86
お薬相談電話事例集No.104	88
安全性情報 No.339・340	89
検査センターだより	90
薬剤師の休日	91
薬局紹介⑯	92
書籍等の紹介／告知板	93
保険薬局ニュース	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

表紙写真 フキ 路 (キク科)

薔(花茎)を「ふきのとう」として食用にしますが風邪や咳止め薬として用いてきました。山陰地方では根を煎じ初生児の胎毒下し(うぶはぎ)に利用しています。漢方薬ではありませんが昔から打撲、風邪の初期症状、喘息などの緩和に用いられてきました。

写真解説：吉本 悟先生（安芸支部）撮影場所：道後山

第49回 広島県薬剤師会臨時総会を開催

第49回広島県薬剤師会臨時総会は、去る12月18日（日）午後2時から、広島県薬剤師会館において開催された。

会議は、藤山りさ常務理事の司会のもと開催され、村上信行専務理事の開会の辞があった。

次に、正副議長が着席され、出席代議員数の確認があり、出席代議員数は63名であり、定款第22条第1項の規定する2分の1の定足数に達しているので会議の成立宣言があり直ちに開議された。

続いて議事録署名人に、池田康彦代議員（広島）、下田代幹太代議員（安佐）を議長指名によって選任された。

次に、会長演述に移り、豊見雅文会長から別掲のとおり演述があった。

次に、議案の審議に入り、会館建設の経緯について説明が行われた後、議案の提案理由の説明が次のとおり行われた。

1. 議案第1号 新会館の基本設計等について

【会館建設の経緯説明】

豊見雅文会長

【提案理由の説明】

野村祐仁副会長・松尾裕彰副会長

中野真豪会館建設特別委員会委員長

谷川正之副会長

以上の提案理由の説明終了後、質問に入り、各代議員から活発なる質問・質疑があり、理事者との間に極めて熱心な討議が行われた。

その質問・質疑は次のとおりである。

①歯科医師会との境界面に塀はあるのか。

②延床面積1,600強m²だと1m²当りの単位はいくらなのか。

③歯科医師会に供与する通路部分は何m²になるのか。

④会館のシンボル又はポリシーはどこにあるのか。

⑤病薬の話が出て来た経緯を総会前に知っておきたい。

質疑終了後、畠山厚代議員（安芸）より、検査センターの存続についての動議について提案がされたが、反対多数により、採択が否決された。

質疑終了後、採決が行われ議案第1号は原案のとおり可決された。

以上で議事を終了し、青野拓郎副会長の閉会の辞を以って閉会された。

《豊見雅文会長演述》

こんにちは。きょうは、お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。



審議に関しましては、十分な準備をしておりますので、御質問等、忌憚なく御質問いただいて、審議いただきたいというふうに考えております。今までに会館建設特別委員会を中心に検討してきた内容を常務理事会、理事会に上げまして審議してきた結果をきょう御報告させていただき、皆さんに審議をしていただくことにしております。よろしくお願いします。

6月の総会で新体制となって、7月の14日に第1回の会館建設特別委員会が開かれました。5ヶ月の間に、今まで13回、委員会を開いていただいております。表に出ていなかった問題も次々と明らかになってまいりまして、多くの問題がクリアになりました。建設委員会から報告を上げてもらい、役員が議論しながら、ゴールに向かって進んでいる状況でございます。

実は、まだ解決しなければいけない、大きな問題が残っているのですが、これは今まで、お貸しすると約束していた相手、ライフアシスト社との話し合いで今、継続中でございます。この件に関しましてはまた後ほど話が出てくるかと思いますけども、解決しなければいけない大きい問題として残っています。

今回は、業者への正式な契約を前に、ひとまずこれまでの経緯をお知らせして、大筋について組織決定を行うという必要がございますので、こういう時期になりましたが、総会を開催させていただくことになりました。

本日、皆様の御承認をいただきまして、さらに会館建設の議論を深めてまいりたいと思っております。闇達な、そして大局的な御議論をお願いして、開会の挨拶とさせていただきます。



薬剤師認知症対応力向上研修



広島支部 有原 章子

日 時：平成28年11月26日（土）

場 所：広島県薬剤師会館

始めに広島県健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課の辻和夫先生より認知症の人を地域の連携体制で支える仕組みについてお話をありました。次に広島県認知症サポート医の土井光先生からは認知症の詳しい病態、治療薬の使い分けやBPSDに対する医薬品の使用について説明がありました。特に印象に残ったのはDBCシートという評価スケールです。BPSDやADLの評価や薬の変更時など陽性陰性反応を薬剤師でも確認でき、医師にフィード

バックしたり、医師と連携して処方検討を行うツールとして有用であると思いました。最後に広島県薬剤師会薬事情報センターの永野利香先生からはかかりつけ薬局・薬剤師に求められる認知症の対応についてお話をありました。薬剤師が早期に認知症の疑いがある人に気づき、かかりつけ医や関係機関等と連携して対応する方法と状況に応じた服薬指導等を行い、認知症の人と家族の生活を支えることの必要性について理解を深めました。

平成28年度 結核予防技術者研修会



副会長 谷川 正之

日 時：平成28年12月9日（金）19:00～20:30

場 所：広島県医師会館

この研修会は、結核指定医療機関の医師等に対して、結核を念頭においていた診断、結核医療の基準に基づいた治療及び院内での感染性結核患者発生時における対応等についての知識向上を図り、また委託医療機関において実施している結核の接触者検診・管理検診を円滑に実施するため、結核専門医を招聘し研修することを目的に、広島県の東部（尾道会場）と西部（広島会場）の2か所で委託医療機関及び結核指定医療機関の医師、医療従事者、事務担当者、自治体職員、保健師等を対象に毎年開催されています。

講演1として「結核に関する特定感染症予防指針の改定について」のテーマで、独立行政法人国立病院機構東広島医療センター呼吸器内科医師の重藤えり子先生より、結核「低まん延状態」（年間の患者発生が人口10万人に対し10以下）を目指しているが、日本の現状（平成27年の統計）は中まん延国（罹患率14.4）であり、広島県は12.6、広島市は9.7であり、罹患率は徐々に低下しているが高齢者への偏在が進んでいること、外国人は増加していることが紹介され、結核低まん延から「根絶」へ向けた取り組について、昨年11月25日に改正された結核に関する特定感染症予防指針によると、平成32年までに罹患率10%以下にすることなどの具体的な目標等についての講演がありました。

続いて、情報提供として「広島県結核予防推進プランの見直し等について」を、広島県健康福祉局健康対策課感染症・疾病管理センターより、広島県結核予防推進プランの新プラン（平成29年～32年）の概要（案）で目指す姿は、県民が結核について正しく理解するとともに、結核になっても的確な医療・支援により治療が完了していること、国の「結核に関する特定感染症予防指針」（平成28年11月25日改正）において、都道府県は、結核菌が分離された全ての結核患者について、検体又は病原体を確保し、結核菌を収集するよう努める必要があると記載されたことから、保健所（支所）から検体の提出依頼があった場合には御協力をお願いしますなどの発表がありました。

次に、講演2として「結核診療に関するよもやま話」のテーマで、国家公務員共済組合連合会吉島病院副院長の山岡直樹先生より、2015年の概要、吉島病院の現状、最近苦労していることとしてIGRAs・接触者検診とLTBI・診断や治療に難渋した症例などについての紹介があり、最後に「結核患者は確実に減少しているが、まだまだ日常診療の中で遭遇する機会が多いことを認識しておく必要がある。」、「結核の診断、治療には苦労する症例も多く、結核医療に関わる医療関係者の教育、育成が大事である。」とのまとめで講演は終了しました。

第4回 安田女子大学薬学部卒後教育研修会

安田女子大学薬学部 水内 義明

日 時：平成28年12月11日（日）

場 所：安田女子大学

本研修会は、本学卒業生および近隣の薬剤師を対象に、生涯教育の一助となるべく平成25年より毎年開催しております。わが国は世界初の超高齢化社会を迎え、在宅医療を担う役割が期待されていることから、昨年度に、注射剤用輸液等の無菌調製と供給を取り上げたのに続いて、今回は大学のある安佐地域において、先進的な役割を担っている安佐在宅診療クリニック院長の森谷知恵氏、IGL訪問看護ステーション所長の日高澄子氏、すずらん薬局川内店の松谷優司氏に講演いただきました。

今回の参加者は、本学卒業生・在学生、薬剤師など合わせて85名でした。会は赤木玲子薬学科長の開会の辞の後、3氏の講演を拝聴しました。

はじめに、安佐在宅診療クリニック院長の森谷知恵氏に以下の講演をいただきました。

「在宅医療」は病院に通うことが難しくなった人に、医師が定期的に家に来て診てくれて、介護関係の人たちとも連携をとってその人が落ち着いて家で過ごせるよう、24時間365日、その人の生活を支える医療であること、最期まで支えた結果、家での看取りもあります。また、入院と比較すると、病室が自宅、病棟が地域、廊下が道路、ナースコールが電話です。また、わが国の年間死者者は130万人で約100万人が病院で亡くなっています。2025年には年間死者者は160万人となり、増えた人は病院では亡くなれず、在宅での看取りとなることから、今、在宅医療整備の緊急性が叫ばれています。

在宅医療の対象となる患者は、

- ①通院困難な方
- ②在宅ホスピス希望の方
- ③家で寝たきりでかかりつけ医がない方
- ④神経難病や肢体麻痺、慢性呼吸不全などの障害のある方
- ⑤経管栄養、中心静脈栄養、人工呼吸器などの特殊な治療・管理が必要な方

であり、癌の終末期では積極的治療はかえって害となるので、緩和医療の提供が重要となります。また、高齢者は加齢による傷害が主であり、四肢筋力の低下や関節痛などによる動きの低下、認知機能の低下、嚥下機能・咀嚼力の低下や食事量の低下などへの対応が必要となり、療養環境の整備と介護が重要となります。そのためには在宅医療の連携ネットワークが十分に機能しなければ在

宅医療は行えません。又、薬剤師の役割はとても大切で、調剤や薬歴管理だけでなく、患者宅への医薬品や衛生材料の供給、残薬確認と医師への報告、内服確認・服薬支援・服薬提案、吸入や注射指導、薬効・副作用の説明、緊急時での迅速対応、多職種への情報提供、麻薬の配達・回収、輸液の配達などがあります。大切なのは、連携する他職種と薬剤師が情報を共有し、同じ視点で協働することであり、薬剤師は在宅医療を支える重要なスタッフであると話されました。

続いて、IGL訪問看護ステーション所長の日高澄子氏が、私達の住む町の将来について次のように話されました。

高齢化が進む一方で、独居の高齢者はもっと早いスピードで増加しており、在宅医療・介護の整備を怠がなければなりません。また人の生き方も変化し、3人に1人が結婚しない非婚社会、結婚しても子供を産まない（産めない）少子化社会が進行しており、家族が高齢者を介護する力がますます低下しています。更に国もお金が無くなり、病床は増やさない方針で、入院期間は最短にして在宅に返すことになっています。しかし、その家に帰っても世話をしている人も働いている「肩車社会」となります。そうなると病気の高齢者の医療は「ときどき入院ほぼ在宅」となります。

その「ほぼ在宅」を支えるのが訪問看護師です。訪問看護を利用する人は高齢者ばかりではなく乳幼児から障害者まで幅広く現在46万人が利用しており、そのサービスを3万3千人の訪問看護師が支えています。1人の看護師が14人の利用者をお世話することになります。また、訪問看護ステーションは小規模なところが多く、平均の職員数は常勤換算で6.3人です。これらのことから十分に役割を果たすことが困難になっています。

困難になっている原因の1つに訪問看護における薬剤管理があり、主に次のような対応を行っています。

- ①服薬指導
- ②くすりの説明
- ③服薬カレンダーの利用
- ④嚥下補助剤等の服薬支援
- ⑤医師との連携
- ⑥ケアマネ、ショートステイ、ホームヘルパーとの連携等です。

訪問看護師と薬剤師との連携について、平成26年度に安佐南区医師会在宅医療推進アンケートが行われ、その結果明らかになった課題として、

- ①薬剤師が「自分達に何が出来るのか」を理解していないことがあり、薬剤師の在宅医療の理解度を上げる
 - ②服薬管理をする人がなく（専門職でない）看護職が止む無く関わっている現状を改善する
 - ③薬剤師による在宅訪問業務の周知・理解を図る
- があります。

訪問看護からみた止む無くやっている業務には、次のようなものがあります。

- ・大量の残薬の整理
- ・複数の医療機関からの薬に重複薬がある
- ・受診しないで薬だけを貰って来る
- ・何の薬か分からぬで飲んでいる
- ・独居高齢者は飲み間違いが多い
- ・高齢者二人暮らしの場合は、誰の薬か分からなくなっている
- ・副作用を経験すると怖くて薬を飲まなくなる
- ・剤型変更
- ・吸入薬支援
- ・入院中の薬には説明書がなく調べなければならない
- ・複数の医療機関からの薬をセットし直す
- ・患者の代わりに薬を薬局に取りに行く
- ・重たい経口栄養剤を届ける
- ・施設での配薬は看護師が管理するが、介護職が配薬するためエラーが起る

このような業務には薬剤師が関わらないと改善や解決が難しい事が多いのです。薬剤師は他職種と連携する中で、次の事柄について積極的に関わっていただきたいと思います。

- ①残薬等の薬の管理
 - ②薬について患者や医療・介護職の相談を受付ける
 - ③使っている現場を見て服薬指導や剤型変更・デバイスの変更提案をする
 - ④シリンジポンプのレンタル
 - ⑤多剤服用になつたら主治医に整理の提案をする
- 訪問看護師と薬剤師の連携のあり方を考えると、

- ①薬の効果
- ②副作用チェック結果
- ③症状が変化した状況

を訪問看護師が薬剤師に情報提供することで薬の適正使用に役立ちます。

- また、
- ①医薬品情報の提供
- ②薬剤師訪問指導情報
- ③副作用のチェックポイント

等を薬剤師から訪問看護師に情報提供いただくことで患者のアドヒアランスの向上を図りたいと話されました。

最後に、すずらん薬局川内店の松谷優司氏が在宅医療への取組について次のように話されました。

主な対象者は、①脳血管障害後遺症、脊椎損傷による寝たきり・胃瘻・腸瘻、②高齢者・認知症（老々介護・認認介護）、③がん（中心静脈栄養・緩和ケア）、④神経難病（パーキンソン・ALS・重症筋無力症）、⑤乳幼児・小児、⑥その他です。

薬剤師の在宅業務は、

- ①退院時カンファレンスに参加し、在宅多職種連携に参加
- ②患者や自宅の状況を見て確認する
- ③薬の重複と相互作用の有無を確認
- ④効いているのか、副作用が出てないか確認
- ⑤生活の質に薬が影響を与えてないか
- ⑥きちんと飲めてるか
- ⑦適切に保管されているか
- ⑧薬の選択と服薬情報を医師に報告
- ⑨患者の生活状況・症状に応じた剤型や服薬上の工夫等を提案

- ⑩疼痛緩和の薬の選択とその評価を医師に報告

- ⑪食事出来ない方への対応を医師に提案

- ⑫医療材料・衛生材料の供給と医療廃棄物の回収

であるとし、個々について具体的な業務の進め方を詳細に説明されました。嚥下困難者へは栄養士と連携して訪問指導に当たっていること、乳幼児の中心静脈栄養への取組、PCAポンプのレンタルや医療材料・衛生材料を始めるに至った経緯を話され、社会から必要とされる地域拠点薬局を目指しています。

日本薬剤師会 平成28年度 試験検査センター技術研修会

日 時：平成28年12月21日（水）・12月22日（木）
場 所：東京・日本薬剤師会



報告 I 一第1日目一

検査センター 城崎 利裕

まずははじめに、日本薬剤師会山本信夫会長の挨拶があり、試験検査センターの規模に大小あるが、しっかりとした技術で国民の安心安全を守りながら、進むべき方向を示してほしいと話された。

◆ 「特定保健用食品の制度の現状と注意点について」

消費者庁・食品表示規格課保健機能食品第一係長
飯野 彰氏

特定保健用食品の許可要件として、適切な摂取量が医学的、栄養学的に設定でき、成分についての試験方法が明らかにされていることが必要である。

また、日常的に口にする食品であり、関与成分が医薬品に含まれるものではないことなどが許可要件である。

ただし、許可した特定保健用食品について、条件どおりの製品が販売されているのか、新たな科学的知見の報告がされているのかなど、法的に明確化されていないことが課題である。

そこで新たなチェック体制として、
 • 第三者機関での定期的な分析の義務化
 • 新たな科学的知見を入手した場合、消費者庁へ報告の義務化
 • 販売に関する定期的な調査
 などに取り組む予定である。

◆ 「試験検査センター委員会報告」

日本薬剤師会医薬品試験委員会副委員長
中村 弘輝氏

医薬品形状の機能性表示食品を対象とした崩壊試験について、日本薬剤師会医薬品試験委員会で試験的に実施した結果、グルコサミン含有食品9品中6品、ビタミンC含有食品5品中1品において崩壊性に問題がある製品が発見された。

そこで全国の試験検査センターの協力を得て、流通品の崩壊試験を実施した結果、22製品中5製品について不適合となった。

機能性表示食品は医薬品における承認審査を受けていないので、安全性及び有効性等の科学的根拠が不確かであることも示唆される。

今年度も引き続き崩壊試験を実施し、不適合となった製品については消費者庁へ情報提供する予定である。

次に、精度管理試験結果について報告があり、平成27年度に行った薬局製剤を想定しアセトアミノフェンとカフェインの定量試験を実施した結果、アセトアミノフェンで平均より高めに出た試験検査機関が1機関あった。

こうした場合、原因を究明し適切な改善策を講ずることが重要となる。

平成28年度も引き続き薬局製剤を想定した精度管理試験を実施する予定である。

◆ 「試験検査施設におけるGMP調査について」

東京都健康安全研究センター広域監視部課長代理
遠藤 利弘氏

東京都では、医薬品医療機器等法令関係の製造販売業及び製造業を合わせ約5,000件のGMP調査を行っている。

GMPとは (Good Manufacturing Practice)の略称で、医薬品製造において高品質のものを製造することや品質低下を防止する仕組みを作ることである。

調査内容では、手順書、標準書、記録書などの書類が整備されており、手順書のとおり実施されているかの確認。

設備機器の管理については、定期的なメンテナンス、日常点検、使用記録などが管理されているかどうかの調査を行う。

また、試験室内の清掃記録、試験検査員の教育訓練や健康管理など、調査は細部にわたり行われる。



報告Ⅱ 一第2日目一

検査センター 後藤 佳恵

2日目は、第17改正日本薬局方の最新情報として3題の講義があった。

1. 第17改正日本薬局方の改正内容と日本薬局方原案審議の動向

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
規格基準部医薬品基準課
基準専門員 齋藤 理枝子 氏

日本薬局方は、その時点での学問・技術の進歩と医療需要に応じて、わが国の医薬品の品質を適正に確保するために必要な規格・基準及び標準的試験法等を示す公的な規範書である。医薬品医療機器総合機構内に外部の専門家を中心に（大学・研究機関・業界のべ約300名）構成されている原案審議委員会で、13の委員会で原案の審議がされている。17局は

- ①保健医療上重要な医薬品の全面的収載
- ②最新の学問・技術の積極的導入による質的向上
- ③国際化の推進
- ④必要に応じた速やかな部分改正及び行政によるその円滑な運用
- ⑤日本薬局方改正過程における透明性の確保及び日本薬局方の普及

という5本の柱を基本方針として作成された。

17局の主な改正点としては、通則では4つの新規収載と6つの改正が行われ、新規に「残留溶媒に係わる規定」「意図的混入有害物質」が収載され、無菌関連用語として、「無菌」「滅菌」「無菌操作」の定義が設けられた。

医薬品各条では、76品目の新規収載、472品目の改正、また医薬品としての流通がない10品目が削除され、収載合計数は1962品目となった。医薬品の容器・包装の用語、定義、及び規定が整備され、一般試験法では「糖鎖試験法」「色の比較試験法」「粘着力試験法」等5試験法の新規収載、18試験法の改正が行われた。

また平成29年9月告示予定の第一追補には、製剤通則に「1.8フィルム剤1.8.1口腔内崩壊フィルム剤」が新規収載予定である。平成29年3月に厚労省へ原案報告に向け現在審議中である。

2. 日本薬局方原案審議委員会理化学試験法委員会の第17改正以後の動き

一般財団法人医薬品医療機器ギュラトリーサイエンス財団

大阪事業所長 四方田 千佳子 氏

理化学試験法委員会では、一般試験法の中の、化学的試験法、物理的試験法、容器・包装材料試験法等について検討を行っている。今回新たに行われた改正や削除項目について経緯等の説明があった。17局は「残留溶媒試験法」「旋光度測定法」の改正等や「色の比較試験法」等が新規収載された。

色の比較に使用する比較液は、日局と米国薬局方は同じであるが、欧州薬局方は全く異なるため、比較液の種類を追加し一層の日米欧の国際化が図られている。Chromatographyの調和案をはじめ他の理化学試験法も国際調和に向けて調整中である。また第一追補以後にはHPLCカラムの情報が開示される予定である。

18局に向けた課題としては新規収載項目の設定、国際調和の取り込み、水銀条例対応や古い試験法の機器の進歩に伴う更新等があげられた。

3. 粘着力試験法等について

～第17改正日本薬局方～

東京都健康安全研究センター薬事環境科学部

医薬品研究科 小峯 宏之 氏

17局の一般試験法の中に新規収載された粘着力試験法は、貼付剤の粘着力を測定する方法である。

本試験法では、粘着力と粘着性の2種類の特性を評価し、4種類の試験法が収載された。

・粘着力（剥がす時にかかる力）

①ピール粘着力試験法（180°方向と90°方向）

この力が弱い貼付剤では、皮膚に貼付後に容易に剥がれる可能性があり、強すぎると剥がすときに皮膚に損傷を与えるため、適度な力が求められる。

・粘着性（瞬間に接着する力）

②傾斜式ボールタック試験法

③ローリングボールタック試験法

④プローブタック試験法

比較的軽い力で短時間に被着体に接着する力を測定するため、接着のしやすさの指標といえる。

接着面は触らない、また水平かつしわが入らないようにする、試験温度に依存するため実施温度は24±2℃に規定されている等、試験をする上での留意点などの説明があった。

最後に日本薬剤師会村松章伊常務理事の閉会の挨拶で研修会は終了した。

認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ 第46回薬学教育者ワークショップ中国・四国 in 岡山



広島支部 田中 章典

日 時：平成29年1月8日（日）・1月9日（月・祝）
場 所：就実大学

今回のワークショップに2日間にわたり、参加させていただきました。ワークショップ形式の研修には、今まで参加した経験がほとんどなく、不安と緊張のなかで当日を迎えました。ですが、簡単な自己紹介やグループワークの1つである「ワールド・カフェ」などで、徐々に発言をしていく機会が与えられ、だんだんと気持ちがほぐれていきました。そして、場の雰囲気に慣れてきたところで、グループ討論が始まりました。私たちのグループでは、与えられたテーマについて「KJ法」、「二次元展開法」、「ループリック評価」などを利用して、議論しました。自由闊達な意見交換がなされ、「なるほど」と勉強になることや、問題提起として考えさせされることなどがありました。そしてグループ討論をしていく中で、今後は他職種連携の研修会や会議などに、積極的に参加

していました。また、グループ討論では、3役（司会・発表・記録）のうち何れかを順番で担当していました。私は司会と記録を担当しました。

私は薬局勤務ですが、今回のワークショップには薬局勤務の方だけでなく、病院勤務や大学勤務の方がおられ、また年齢層も幅広く、いろいろな価値観に触れる機会となりました。

1日目最後の情報交換会では、飲食をしながら和気あいあいと意見交換をさせていただきました。そして2日間の日程を終えるころには、グループの方と2日間でお別れするのが名残惜しく、今後も情報交換などができるようになります。

認定実務実習指導薬剤師養成講習会



福山支部 藤本 敦子

日 時：平成29年1月9日（月・祝）
場 所：まなびの館ローズコム

友人の薬剤師から常々指導薬剤師の話を聞いて知っていましたが、実際認定実務実習の講習会に参加させていただき学習者を受け入れるにあたり、まず薬剤師としての基本的資質の見直しと、職場の基本業務の見直しが大切と考え、特に環境、チームワーク能力は重要と考えました。指導内容の一つ一つの持つ意味「何故、これをしないといけないのか？」「何故、こうなるのか？」「何故、考える事が大切なのか？」といった事を正しく伝え、理解してもらう事で学習者の知識、経験となり、周りの医療機関や患者さん、地域性を知りコミュニケーション能力を成長させていくことで同じ目標（SBO）に到達し

ていけるのではと思います。周りのスタッフ、関係者の理解、協力のもと、学習者を肯定的に受け入れられる環境づくりを大切に、実習スケジュールが充実した内容になるよう知識、技術を学び、個人情報の重要性も含めた指導が出来ればと考えています。

薬剤師として、医薬品を地域的に的確に、迅速に供給し、適性に使用出来るよう保険薬局を運営していく上で、内容評価はあくまでも周りにしていただくことと意識し業務に取り組み、学習者と指導者が共に学び成長していくよう頑張りたいと思います。将来薬剤師を目指す方々のお手伝いが少しでも出来れば幸せです。

健康づくりの推進に向けた連携協力協定に係る担当者会議



専務理事 村上 信行

日 時：平成29年1月13日（金）

場 所：県庁・税務庁舎

標記会議に出席いたしました。当会議は平成25年10月に県内23市町と本会を含め、県医師会、県歯科医師会、県看護協会の四師会及び社保、国保の保険者団体8者と県老人福祉施設、県老人保健施設、広島市老人福祉施設の4者を加えた計38団体と広島県が結んだ「医療・介護・保健情報等の活用による健康づくりの推進に向けた連携協力協定」に基づいての会議であり、26・27年度に数回開催されていたようです。経過記録がなく戸惑う内容でしたが、現時点では「医療・介護・保健情報総合分析システム」が構築され、そのシステムそのものの取扱ガイドラインや情報の第三者提供におけるガイドラインの策定、検討に掛り、充実を図っているようです。分析システムの概略は、協定参加団体からの依頼に応じて県が分析いたします。その内容により「県職員による分析」「外部委託での分析」「共同利用での分析」の三方式があり、原則非協定参加団体からの依頼は受け付けません。分析に用いる主なデータは「レセプト情報」と「特定健診」情報であり「広島県レセプト情報・特定健診等データの提供に関するガイドライン」が平成28年10月に策定されています。市町以外の連携団体は、医療・介護保険でのレセプトデータ関連団体であるところがこの会議の要点だと思われます。また外部委託や共同利用に関しては「第三者提供ガイドライン」で手続等を規定しており、外部委託先は大学・研究機関やコンサルタント等に対しての医療費分析、保健指導等を考えられている。分析結果の利用方法には「公表」「関係者利用」「内部利用」があり「公表利用」の場合には会議等での承諾手続きが規定されています。

- ①広島県に利用申請
- ②意見照会（県地対協に有識者会議）
- ③審査結果の通知
- ④協定参加団体に地対協の意見を付して送付
- ⑤提供の可否を県に通知
- ⑥申請者に通知

現在の活用例として「23市町のフェイスシート」があり
【医療費等の現況（国保）】

- ①概況（人口・高齢者人口・高齢化率・特定健診受診

率・メタボ該当者及び予備群）

- ②一人あたり医療費
- ③診療諸率（受診率・一件あたり日数・一日あたり医療費）
- ④主要な疾病分類別医療費の構成（入院・入院外）
- ⑤疾病分類別診療諸率（入院・受診率・一件あたり日数・一日あたり医療費）
- ⑥年齢階層別一人あたり医療費（入院・入院外計）
- ⑦後発（ジェネリック）医薬品の使用割合
- ⑧重複受診者割合
- ⑨頻回受診者割合

【特定健診データ等の現況】

①特定健診データによるリスク保有状況
②医療費に占める生活習慣病の割合（入院・入院外）
が分析されています。また各項目について医療圏域別にも集計分析されています。介護保険関係では【認定者における各サービス利用比率（ケアバランス）】が要介護3以上を対象として市区町単位に分析されていました。在宅生活の継続が困難になるのは、身体介護量（特に排泄ケア）が増大する「要介護3以上」と考えられていて、在宅、施設などの居所をサービス利用割合から分析することにより、地域のケアバランスの特性を分析、把握しています。項目として「在宅サービス（15日以上のショートステイを除く）」「ショートステイ（15日以上）」「施設、居住系サービス」「入院」「その他」の5項目において分析されています。また県下125地域における【訪問介護の提供サービス内容（要介護1以上）】は「身体介護中心」「身体介護に続き生活援助を実施」「生活援助中心」「通院等乗降介助中心」の5項目において分析されていた。広島県薬剤師会も連携団体であるので、レセプト、特定健診データを活用した独自の分析にも取り込むことが出来ます。また協会けんぽからも、よりよい保険医療・調剤に資するレセプト利用情報分析案があれば、対応プログラムを組みこむことも可能との申し出を受けています。レセプト電算化が遅れていた歯科領域もほぼ出来上がって来ていますので、報酬の審査支払の効率化のみならず、メガデータの活用は益々すすんでいくと思われます。

平成28年度 広島県在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ

日 時：平成29年1月15日（日）・1月22日（日）

場 所：広島県薬剤師会館



報告Ⅰ 第1日目一

広島支部 若宮 三賀

この冬一番の寒気が流れ込み、広島市では12年ぶりに10センチを超える積雪を記録した1月15日に初日の研修会が行われました。

平成26年度から毎年実施されている在宅支援薬剤師専門研修会Ⅰに続く今回の研修会では5人の先生方にご講演いただきました。

どの講義も在宅だけでなく明日からの業務に繋がる知識で、とても有意義な研修となりました。以下に簡単ではありますが初日の研修の内容を報告いたします。

「Whyから始めるバイタルサイン」

アイビー薬局大安寺 高場 大基 先生

バイタルサイン各論と薬剤師がバイタルサインを把握することの意義をお話しいただきました。患者の状態を把握し、薬物治療の有効性や副作用を評価する手段としてのバイタルサインを、連続性をもって薬学的な判断に繋げることが大切だと学びました。

「検査値とバイタルサイン」

医療法人社団悠仁会 後藤病院 井上 映子 先生
在宅で療養している患者の検査値やバイタルサインの情報を、処方薬剤を踏まえて薬剤管理指導にどのように活かすかについて説明していただきました。

「実践！緩和ケア～疼痛コントロール編～」

県立広島病院薬剤科 笠原 康子 先生
薬剤師による疼痛アセスメントやオピオイドスイッチング、メンタルケアの対応について。さらに医師の緩和ケア研修会で使用されるPEACEを用いて症例とアセスメントを大変わかりやすくお話ししてくださいました。

「在宅療養における酸素療法と人工呼吸法」

医療法人社団CMC コールメディカルクリニック広島

理事長 藤岡 泰博 先生

酸素療法、在宅酸素療法、カフアシストについて在宅医療の現場でどのような機器を用い診断をしているか写真や实物を用いて教えてくださいました。

「在宅輸液療法に用いる医療材料の基礎知識」

(株)セイエルカスタマーサポート本部部長

清水 宣彦 先生

注射器・輸液セットの構造や、HPN在宅中心静脈栄養法に関連する医療材料について輸液バックや輸液セット・注射針の実物を手にしながら学習することができました。

報告Ⅱ 第1日目一

安佐支部 藤川 美幸

数年に一度という大寒波に見舞われ荒れた週末、凜とした冷たい空気に冬本番を感じながら会場に到着するすでに会場は、熱気に満ちていました。講義内容も実践的で明日から現場でやってみたい内容ばかりでした。1日目の研修について報告致します。

1. 「Whyから始めるバイタルサイン」

アイビー薬局大安寺 高場 大基 先生

医薬分業の目的は・・・？「薬害根絶」「多剤併用回避」の為でした。分業率は、今や70%を超えたにもかかわらず、状況は一切変わらなかった。そこでこれからは、「監査」「調剤」→「調剤」「評価」へと変わっていかなければならない。その「評価」をする為にもバイタルサインは必要。また、例えばどうして血糖コントロールができないのかなどの「謎解き」には、「薬理学」「製剤学」「薬物動態学」を使い薬学的診断が必要だということも学びました。

実は、私も高場先生と同じ日本在宅薬学会の会員で、毎年バイタルサイン講習を受けているのですが、在宅の現場で「薬剤師が何故？」と言われるのが嫌でほとんど行ていませんでした。しかし今回、先生が最後に言われた「全てはいつも関わるMy患者さまのために！」でやっていこうと思いました。

2. 「検査値とバイタルサイン」

医療法人社団悠仁会 後藤病院 井上 映子 先生

保険薬局の現状として、ひとり薬剤師34.4%のなかでポリファーマシー、検査値の評価、健康相談、地域活動、在宅支援、緩和ケア、がん化学療法への介入などにも取

り組んでいかなくてはいけない。私もどれも中途半端になっている中、在宅での薬学的管理計画書の作成のためのStep等、教えていただき分かりやすく助かりました。

STEP 1

- ①薬剤の管理方法
- ②副作用
- ③相互作用等を確認
- ④薬剤の排泄型を確認

F_u 値 = 尿中未変化体排泄量/吸収量
 $= Dose \times 尿中未変化体排泄率 / Dose \times バイオアベイラビリティ$

F_u が0.7以上・・・腎排泄型薬剤

F_u が0.3以下・・・肝消失型薬剤

F_u が0.4~0.6・・・肝腎排泄型薬剤

F_u 値は、添付文書にも記載されています

STEP 2

利用者の心身の特性を策定（処方薬剤を踏まえて）

*腎機能の評価

クレアチニン値と体重がわかる場合

$$\text{Cockcroft-Gault式} \quad (F:M \times 0.85) \\ Ccr = (140 - \text{Age}) \times Wt / 72 \times Scr$$

STEP 3

*目標を決める

*目標達成の為の行動計画を立てる

*ケアプランと連動情報共有

薬効評価と副作用モニタリングを行動計画に入れる
と良い

(例) 行動計画

- ①服薬コンプライアンスの確認
 - ②食事、運動、睡眠、排便、認知機能の確認
食事指導は、栄養士にも依頼
 - ③薬効評価と副作用モニタリング、血圧、脈拍、浮腫
などのバイタルサインチェックし医師、看護師に
フィードバック
- 薬剤情報提供書の書き方も薬剤師の役割を果たすため
より深い薬理学、薬物動態学等が求められていること
を改めて認識しました。

3. 「実践！緩和ケア～疼痛コントロール編～」

県立広島病院薬剤科 笠原 庸子 先生

- 1) 疼痛アセスメントができる
- 2) 疼痛緩和に向けた処方への提案（参画）ができる
以上をテーマに初期アセスメント、継続アセスメント、
オピオイドスイッチングの手順を症例から学んでいきました。

オピオイドスイッチングの手順

- ①オピオイドの1日総量を計算する
- ②新しいオピオイドの量を等力価比を用いて計算する

③交差耐性を考慮し再度出現する可能性がある為20~30%減量した量を1日量として設定する

④定期量を決める

⑤レスキュードーズを決定する

⑥切り替えのタイミングを考える

覚えておきたい簡単な換算比：

モルヒネ経口剤：オキシコドン経口剤：フェントステー $P=30mg : 20mg : 1mg$

以上、いろいろ日々の業務に使いたい内容が沢山ありました。

4. 「在宅輸液療法に用いる医療材料の基礎知識」

（株）セイエル カスタマーサポート本部部長
清水 宣彦 先生

1) 注射器・輸液セットの構造

実物を手に取りながら医療材料の用途による分類、物理的特徴や部位の名称を学びました。又、ポリカーボネート製医療器材との相互作用について添付文書に記載がある薬剤なども学びました。

2) HPN在宅中心静脈栄養法に関する医療材料 アメリカバック調整方法を疑似体験しました。

5. 「在宅療法における酸素療法と人工呼吸法」

医療法人社団CMC コールメディカルクリニック広島
理事長 藤岡 泰博 先生

酸素療法、在宅酸素療法、人工呼吸法について写真を見せていただきながら詳しく学んでいきました。

報告Ⅱ 一第2日目一

安佐支部 花本 未佳

午前中の2コマの講義の後、午後からグループディスカッションが行われました。

1コマ目の講義では、精神科領域で病院薬剤師として勤務されていたケアマネの橋本洋子先生より認知機能の評価と薬物療法等について、2コマ目は五日市記念病院の荒川隆之先生より嚥下障害患者への薬剤投与についてご教示いただきました。病院薬剤師の視点でのお話は薬局勤務の自分にとっては大変興味深いものでした。

午後からは6人で構成されたグループでディスカッションが行われました。適切な服薬が出来ていない90代の男性患者について、ご家族から相談を受けるという設定で、話し合いが進みました。必要な情報は何か、患者宅にどのように訪問するか、退院時のカンファレンスでは薬剤師としてどのような発言を行うか等、議題が提示されました。グループ内で意見を出し合い、それをまと

めて発表が行われました。薬剤師の視点として、服薬状況の確認や検査値の把握、副作用の発現の有無など、従来の役割は勿論、介護保険利用の有無や、利用時の場合は事業所の確認や担当のケアマネの把握といったことが意見として出されました。

その他、家族との関係性や生活環境等の把握など、薬剤師としての視点ではないけれど、患者を支援する上で把握するべき事があるというお話が印象的でした。

まだ在宅活動を行ったことがない自分にとっては、知らないことばかりで、学ぶことの多い日でした。今回の知識をいつか活かせるような、地域に根差した薬剤師になりたいと思います。



報告Ⅲ 一第2日目一

広島支部 岡野 千草

現在、在宅訪問をしておりますが、もっと薬剤師としてできる事はないか、何かをしなくてはいけないという思いが強くなりこの研修に参加しました。

2日目の研修内容について報告させていただきます。

1. 一認知症—薬剤師の関わり

ハーモニー・ケアプランセンター 介護支援専門員
橋本 洋子 先生

- ①認知症について：認知症評価としてアセスメントツール活用し、進行度を確認することが大切である
- ②薬物療法について：認知症における抗てんかん薬の使い方（易怒性や興奮に代表される感情障害の安定化を期待できる薬剤群）
抑肝散、抗精神病薬、抗認知症薬の使い方

認知症の方は現在の記憶しかないこと、忘れない為にメモ書きをしてもメモしたこと自体が記憶から抜け落ちている。進行度を知ることで薬剤管理に役立て、健康サポートしていくことができる。

また他職種の方との連携の例として一包化の分包紙印字に日付記載などバリエーションがあることが知られていない。簡単なことが患者さんの薬剤管理に役立てるので、薬剤師側からコミュニケーションをとり、連携をする必要があるとおっしゃっていました。

2. 嘔下障害患者における薬剤投与

医療法人清風会五日市記念病院 臨床薬剤科科長
荒川 隆之 先生

- ①嘔下障害について：嘔下運動にいずれかに異常が起きること
- ②嘔下障害に対する服薬支援：重度の嘔下障害…経管投与（簡易懸濁法、粉碎法）：軽度～中等度の嘔下障害…（トロミやゼリー、水オブラー、簡易懸

濁法、粉碎法）

- ③簡易懸濁法：ご家庭の簡単手技、シリンジを用いた基本手技、「けんだけボトル」による手技
- ④簡易懸濁法のメリット：投薬時の確認ができる、中止変更ができる、配合変化の危険性の減少、細いチューブが使用できる

実際に嚥下造影検査時の飲み込みの映像を見せていただき、服薬時の姿勢、食事の正しい食べ方の重要性を教えていただきました。

OTCとろみ調整食品の種類に第一世代から第三世代があり世代別特徴があり、また「おくすり飲めたね」各味にPHがあるのでトロミをつける際も注意が必要であると知りました。

簡易懸濁法は薬剤粉碎時の吸引リスクがなく、患者さんにとってもメリットのある服用方法なのでご家族、スタッフに説明をして積極的に取り組むべきだと思いました。

3. グループワーク（1チーム6名 計9チーム）

課題

- ①患者さん宅訪問前にすること
- ②訪問した時にすべき事
- ③薬学管理指導計画書作成
- ④他職種とのカンファレンスに参加して薬剤師としてすべき事
- ⑤医師への報告書作成

6チームから発表があり多くの意見が出されました。まず患者さんの保険状況、性格、生活状況、服用薬、疾患などを知る。

また誰と情報を共有するか。

実際飲まれている薬剤情報提供書を見て考える。

症状を悪化させない為に嚥下障害を起こしやすい薬剤があれば薬剤変更、服薬アドヒアランスをよくする為に用法、剤型、薬剤変更などの提案。

報告書作成はチェック項目が多く大変でしたが、そこから訪問時患者さんの状態を細かく知る事が大切であると思いました。

この研修で薬剤師は必要とされていると感じました。学んだ事を活かし、今後の業務にも役立て在宅医療に積極的に取り組みたいと思います。



復職支援研修会

小路 祥子

日 時：平成29年1月16日（月）

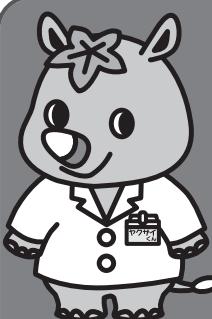
場 所：広島県薬剤師会館

この日はあいにく33年ぶりの大雪で、遅刻をしてしまい、前半が拝聴できず残念でしたが、長く薬剤師としての職から離れ、再就職に二の足を踏んでいる私にとって、素晴らしい活動をされている先生方のお話に感動とともに、前に進まねば！と刺激になったように思います。

内容は「地域薬局の役割」と題して、薬剤師が地域住民に密着した健康ステーションとなるべく、学校薬剤師の活動や、今まで起きた災害時の薬剤師の支援活動などを講義していただきました。昨年の熊本大震災では、全国で4台しかないという県薬剤師会の災害支援車（モバイルファーマシー）が活躍したそうで、私達も車の中を見

見学させていただきました。交通手段も限られた中、自分の仕事を休み、チームとしてのルールに基づいて被災地域の方々の健康・衛生のサポートをするというのは、普段地元で培われた確かな知識と行動力、そして思いやりがなければできないことだと思いました。

一年間、薬剤師を取り巻く環境とニーズを、吉田先生をはじめ講師の先生方にご講義いただき、病院や薬局にも研修に行かせていただきました。自分が薬剤師として復職できるのかと自問自答の日々ですが、背中を押してくださるこのような研修会を開催していただき感謝しております。



広島県薬剤師会
マスコットキャラクター
「ヤクザイくん」

薬剤師復職支援 研修説明会開催！！

薬剤師の資格を生かして働きたい…。

託児あり
希望の方は
一週間前までに
申込みを！

日時
(2016年)

3月29日(水) 10:00~11:00 福山会場

3月30日(木) 10:00~11:00 広島会場

4月 1 日(土) 10:00~11:00 広島会場

4月 8 日(土) 10:00~11:00 福山会場

(11:00から個別相談会もあります。)

職場復帰はしたいけれど
仕事の感覚と知識を取り戻すのは
大変そう…

育児と仕事の
両立は
大変そうだな…

家庭の事情で
勤務時間が
限られてしまう…

そんな薬剤師の復職を
「広島県薬剤師会」が
バックアップ。

参加費
無料

開催
場所

広島会場 広島県薬剤師会館

広島市中区富士見町11-42

福山会場 まなびの館ローズコム

福山市霞町1-10-1

申し込み
お問い合わせ

広島県薬剤師会 事務局 ☎082-246-4317

研修終了後は
“職場実習”も
あります



公益社団法人 広島県薬剤師会

〒730-8601 広島市中区富士見町11番42号 TEL:082-246-4317
ホームページ▶ <http://www.hiroyaku.or.jp>

平成28年度「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」 県民フォーラム



常務理事 松村 智子

日 時：平成29年1月21日（土）

場 所：広島県医師会館

今回は「自分と大切なために、がんをもっと知ろう～今こそ受けよう、がん検診」というテーマで以下のように講演会を行いました。講演の前に、このフォーラムを構成している19の関係団体の紹介があり、広島県薬剤師会の豊見雅文会長も登壇されました。

基調講演「知れば安心、がん情報」

講師：国立がん研究センターがん対策情報センター長
若尾 文彦 先生

健康について様々な情報が飛び交っています。真実の情報をどう選ぶか詳しく話されました。

各論

①がん検診の重要性～大切なために～

ひろしま健康づくり県民運動推進会議 参与
藤井 紀子 先生

がんは早期治療で治る病気です。広島県はがん検診受診率が伸び悩んでいます。がん検診サポート薬剤師として、早期発見がどれだけ大切であるかを一人でも多くの方に知ってもらいたいと痛感しました。

②ここまできた放射線治療

広島がん高精度放射線治療センター 副センター長
権丈 雅浩 先生
医師会館に隣接のセンターについて紹介されました。

③がん治療前からのお口のケアのすすめ

広島県歯科医師会 常務理事 上川 克己 先生

口腔ケアは全身の健康を守るために日頃から必要なことです。特に手術や免疫抑制をする時には口腔内の細菌感染は大きな問題になります。

④がんに負けん！広島県！～行政の取組～

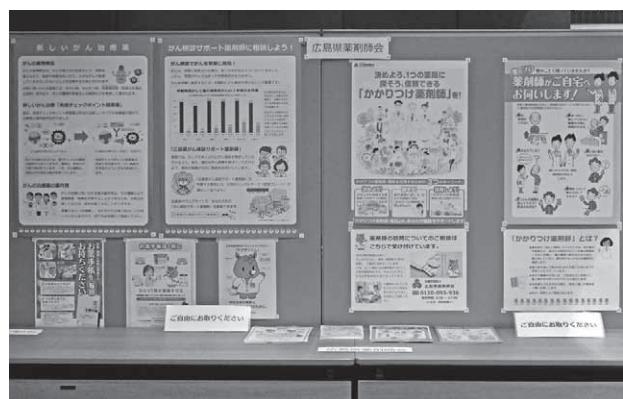
広島県健康福祉局 医療・がん対策部長
金光 義雄 先生

がんを治すためには、早期の治療開始が重要です。がん検診の重要性を話されました。

⑤がんを乗りこえて

広島県老人クラブ連合会 理事長 鈴木 孝雄 先生
ご自身はこれまでたくさんのがんを経験されてきました。その都度、とてもよい医師に会って手術、治療をされたとのことです。患者の立場から、がんになってご自分もいろいろ学ばれたことをお話しされました。「がんの手術が終わって生き返ったと思ったが、痰が詰まって息が苦しくて死ぬかと思った。」とても印象に残った言葉です。それまで1日2箱のペースモーカーだったそうですが、それを機にきっぱりやめたそうです。

基調講演と各論の間に治療施設見学や健康チェックのための休憩がありました。広島県薬剤師会として、医療情報提供コーナーで県民の役に立つことを提供したいと考え、パネル展示をしました。薬事情報センター担当副会長の松尾先生、薬事情報センターの皆さん企画し、広島大学病院の櫻下先生にアドバイスをしていただきました。がん治療についてとても親しみやすいポスターができました。かかりつけ薬剤師についての掲示もして「お近くの薬剤師にお気軽にご相談下さい」と伝えました。こういう企画は初めてで、今後も薬剤師としてはどのように関わることができるかを考えていきたいと思いました。今回は日常生活の相談、お口のケアのブースにはたくさんの方が集まっていました。県民フォーラムにはいつもホールが満杯になるほどたくさんの参加があり、県民の皆さんのがんに対する意識が高いと感じました。



平成28年度 第2回 中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会

副会長 谷川 正之

日 時：平成29年1月25日（水）14:00～

場 所：広島国際会議場

平成28年度第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会は、菊間秀樹広島県健康福祉局長の開会挨拶で始まりました。

まず報告として、「中国・四国ブロックにおけるエイズ対策の現状」について3件の報告がありました。

広島大学病院エイズ医療対策室長藤井輝久先生が座長を務められ、島根県のエイズ診療の現状について、島根大学医学部附属病院輸血部副部長井上政弥先生より、香川県のエイズ診療体制の現状について、香川大学医学部地域包括医療講座教授窪田良治先生より、福山医療センターにおけるHIV/AIDS診療の取り組みについて、独立行政法人国立病院機構福山医療センター特別診療役坂田達朗先生より、それぞれ報告がありました。

次に、患者からの提言(地域原告団)として、大阪HIV薬害訴訟原告団の方から、被害者も高齢化が進み身体症状も広範囲にわたって悪化していることなど、具体的に話されました。

休憩後は、「血友病薬害被害者手帳について」の講演が予定されていましたが、講師が体調不良ということで

急遽キャンセルとなりました。

特別講演は、広島市立広島市民病院血液内科主任部長野田昌昭先生が座長を務められ、国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センター治療開発室長鶴永博之先生が、「今年度の話題」というタイトルで、ACCの疫学・HIV/HCVのHCV治療・ACCでの臨床研究・ガイドライン最新版・お願い事項(血友病手帳)について講演されました。

最後にまとめとして、

1. 2015年の死因・血友病以外では、半数が癌で死亡
 2. 血友病/HIV/HCVの治療は、良好な結果
 3. 血友病/HIVのFacial lipoatrophy治療はまだ枠があります
 4. 血友病/HIV患者も高齢化が進んできています
 5. 血友病/HIVの癌と認知症スクリーニングが始まります
 6. 治療ガイドラインでは、INSTIが中心になってきています
- で、締めくくられました。

「介護保険が始まる前、始まる頃」



副会長 有村 健二

公立みづき総合病院の名誉院長で広島県訪問看護ステーション協議会会長の山口昇先生を訪ねました。目的は県薬で検討している、医療・衛生材料の備蓄につき、広島県で使用されている医療・衛生材料のアンケートのお願いがありました。

そこで現在の地域包括システムの40年前の提唱者で、また実践を行ってこられた山口先生にお話を聞きました。その中で、「介護保険が始まる前や始まる頃」の話に介護や医療の基本になる言葉をいただきました。忘れていたような気がして新鮮な思いがしたので紹介いたします。若い薬剤師には基本となるものと思います。

<介護保険制度の基本目標>

- 老人保健福祉審議会報告（H8.1）
 - ① 高齢者介護に対する社会的支援
 - ② 高齢者自身による選択
 - ③ 在宅介護の重視
 - ④ 予防・リハビリテーションの充実
 - ⑤ 総合的、一体的、効率的なサービスの提供
 - ⑥ 市民参加と民間活力の活用
 - ⑦ 社会連帯による支え合い
 - ⑧ 安定的かつ効率的な事業運営と地域性の配慮
- 介護保険の基本理念は高齢者の自立支援

寝たきりゼロへの十力条

尾道市 御調町における保健福祉活動より

第1条 脳卒中と骨折予防 寝たきりゼロへの第一歩

【原因や誘因の発生予防】

第2条 寝たきりは 寝かせきりから 作られる 過度の安静 逆効果

【作られた寝たきりの防止】

第3条 リハビリは 早期開始が 効果的 始めよう ベッドの上から訓練を 【早期リハビリテーションの重要性】

第4条 くらしの中での リハビリは 食事と排泄 着替えから

【生活リハビリテーションの重要性】

第5条 朝起きて まずは着替えて 身だしなみ 寝・食分けて 生活にメリとハリ

【寝・食分離をはじめ、生活のメリハリの重要性】

第6条 「手は出しすぎず 目は離さず」が 介護の基本 自立の気持ちを大切に

【主体性・自立性の尊重】

第7条 ベッドから 移ろう移そう 車椅子 行動広げる 機器の活用

【機器の積極的活用】

第8条 手すりつけ 段差なくし 住みやすく アイデア生かした 住まいの改善

【住環境の整備促進】

第9条 家庭（うち）でも社会（そと）でも よろこび見つけ 皆で防ごう 閉じこもり

【社会参加の重要性】

第10条 進んで利用 機能訓練 デイ・サービス 寝たきりなくす 人の和 地域の輪

【地域の保健・福祉サービスの積極的利用】

広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会

福山支部 佐藤 人士

日時：平成29年1月28日（土）

場所：福山商工会議所

「広島県がん検診サポート薬剤師」という存在を、今回の研修で初めて知りました。

病院薬剤師として勤務していた時代には抗がん剤治療に関わる事も多く、ある程度がんを身近に感じ、薬剤師としての職能も意識していました。

しかし、薬局勤務の今、内服の抗がん剤をお渡しする患者は数人で、その方々も幸い安定しておられ、がん治療への関わりは日々の業務の中のほんの一部となり、がんに対する意識は薄れています。

薬局にデーモン閣下のキャンペーンポスターを貼っていても検診の手続きの知識は無く、検診を受けた方が良い様な気はするけれど、はっきりと説明はできない状態でした。

今回の研修を受け、薬局薬剤師としてがん治療だけではなく、がん検診への受診奨励というかたちの役割があることを学びました。

がん検診のメリットだけでなくデメリットも説明するという姿勢、早期発見だけではなく、がんが無かったことで得られる安心感というメリットは受診を勧める上でも有効だと思いました。

また、「広島県がん検診サポート薬剤師養成講座」で内視鏡よりもバリウム検査の方が比較的スキルスガんの早期発見に適していることや、「がん検診・治療に関わる上で知っておきたい知識」で偽陰性・偽陽性やバイアスについて、また検診に推奨グレードがあり、科学的根拠に基づいて推奨されている。それらを知ったことで、メリット・デメリットを正しく伝える事が出来るようになったと思います。

日々、患者と接し会話をしていく中に少しずつでも受診奨励を加え、またがん治療を受けることになった患者には特に副作用に関しての情報提供・サポートが出来るよう努力していきたいと思います。

このままでいいのか、と思っていた。でも、きっかけが見つからなかった。

薬剤師のための バイタルサイン講習会

在宅療養支援認定薬剤師制度

P03
3単位 取得

一般社団法人 日本在宅薬学会のバイタルサイン講習会は、医師や看護師とともに充実した地域医療を支える薬剤師を育てるために開催されています。

実技の習得はもちろん、「薬剤師としての生き方」に劇的な変化を実感してください。

バイタルサイン講習会 基本構成

- 13:00～ オリエンテーション(自己紹介)
- 13:10～ 講義「薬剤師とバイタルサイン」
- 休憩15分 -
- 15:15～ 実技 ロールプレイ
- 17:00～ 試験
- 17:05～ 講義「バイタルサインの本当の意義」
- 17:50～ 修了証授与
- 18:00 バイタルサイン講習会 終了

4/29(土) 広島市で開催
講師: 大久保弥生/矢野知子

講習会のお申込みはホームページから!
日本在宅薬学会会員様以外でもご参加いただけます。
<ホームページアドレス> <http://jahcp.org>



公益社団法人薬剤師認定制度認証機構より認証

日本在宅薬学会の在宅療養支援認定薬剤師制度は在宅療養支援の分野で日本初となる第三者認証を受けた認証番号 P03 生涯研修プログラムです。

薬剤師の方には日本在宅薬学会認定単位(P03)3単位が付与され、かかりつけ薬剤師の要件である、認定薬剤師申請の際に必要な他の日本薬剤師研修センター(G01)や日本病院薬剤師会(P04)などと相互に単位互換があります。※ただし、いずれか一つのみに単位は有効



一般社団法人
日本在宅薬学会

〒530-0041 大阪府大阪市北区天神橋1-9-5 山西屋・西孫ビル3F

TEL:06-4801-9566/FAX:06-4801-9556 受付時間:平日AM9:00~PM18:00

平成28年度 医薬分業指導者協議会

専務理事 村上 信行

日 時：平成29年2月3日（金）

場 所：厚生労働省

標記会議が下記次第にて開催されました。

毎年、厚生労働省主催にて開催され、各都道府県や権限移譲を受けている市の薬務行政担当者も出席する会議

です。報酬改定年には内容が固まった時点での3月初旬開催であり、忘れもしません、東北大震災の発災日に開催されていた会議です。

次 第

日 時：平成29年2月3日（金）13:00～17:25

場 所：中央合同庁舎5号館（厚生労働省）講堂（低層棟2階）

1. 開会のあいさつ

厚生労働省大臣官房審議官（医薬担当）森 和彦

2. 偽造品問題への対応及び薬剤師・薬局を取り巻く現状について

公益社団法人日本薬剤師会 会長 山本 信夫

3. 患者のための薬局ビジョン実現のための国や団体の取組

(1) ビジョン実現に向けた国の取組（来年度の予算事業等） 厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課

(2) ビジョン実現に向けた日本薬剤師会の取組 公益社団法人日本薬剤師会 副会長 田尻 泰典

(3) 地域医療に対する国の取組：医療計画の見直しについて 厚生労働省 医政局 地域医療計画課

4. かかりつけ薬剤師・薬局に関する地域の取組報告

(1) 平成28年度 薬局のかかりつけ機能の強化事業

～同行訪問（OJT）等によるかかりつけ薬剤師の育成等～

埼玉県保健医療部薬務課 総務・薬事計画担当主幹 濵木 優子

一般社団法人埼玉県薬剤師会 常務理事 池田里江子

(2) 薬剤師のおためし訪問と中山間地域（無薬局地域）における服薬支援事業

長野県健康福祉部薬事管理課 担当係長 佐伯 成規

一般社団法人長野県薬剤師会 常務理事 高田 弘子

(3) 薬局による安心な暮らし推進事業～健康維持から看取りまで～

福岡県保健医療介護部薬務課 課長技術補佐 市村 清隆

公益社団法人八幡薬剤師会 理事 永嶋 友洋

(4) 電子お薬手帳を活用した選択的な情報提供による地域健康サポート事業

岡山県保健福祉部医薬安全課 主幹 伊丹 優子
一般社団法人岡山県薬剤師会 副会長 小笠原加代

(5) 薬局ビジョン推進事業～地域特性を踏まえた健康サポートに向けて～

静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課 専門主査 大橋 佳奈

5. 健康サポート薬局に関する地域の取組報告

(1) 東京都の取組報告

公益社団法人東京都薬剤師会 薬局業務委員 宮原富士子

(2) 大分県の取組報告

公益社団法人大分県薬剤師会 理事 酒井 浩一

6. 全体総括及び質疑応答

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

公益社団法人日本薬剤師会

7. 閉会の挨拶

公益社団法人日本薬剤師会 副会長 森 昌平

冒頭は、森大臣官房審議官の挨拶から山本日薬会長の「怒り心頭」発言まで「ハーボニー偽薬」に始終しました。世界に冠たる医薬品行政と流通の真底が瓦解したとの認識であり、以前の薬歴未記載問題と同様なタイミングでの事件に、報酬改定に向けての悪影響も懸念されるところです。「ビジョン実現に向けた国の取組」では主に平成29年度予算案の説明がなされ、「患者のための薬局ビジョン推進事業費に193,475千円」「薬局医療安全対策推進事業費に34,528千円」「医薬分業啓発普及費に4,860千円」などが見込まれているとされた。広島県では薬局ビジョン推進事業において29年度も「アウトリーチ型健康サポート推進事業」においての予算申請を行っているところです。「ビジョン実現に向けた日本薬剤師会の取組」については実現に向けた諸課題として

- *調剤偏重
 - *OTCの取り扱い
 - *立地・環境に依存した経営基盤（門前型）
 - *服薬情報の一元的・継続的把握の確実な実施
 - *在宅薬剤管理指導の普及・推進
 - *薬剤師確保（地域偏在の解消）
- を取り上げ、問題解決のために取り組んでいる事項として
- *かかりつけ薬剤師の普及・推進
 - *健康サポート薬局の積極的な推進
 - *要指導医薬品・一般用医薬品関連

*在宅薬剤管理指導関連

が挙げられていた。その他、他職種連携、ポリファーマシー、医療ICT化、電子お薬手帳、薬剤師資格証、電子処方箋などに触れての取組が説明された。医療計画の見直しに関して

*平成30年度からの改正医療法第7次計画

*平成30年度からの改正海保保険法第7期計画

*平成30年度からの医療介護総合確保法に関する医療・介護保険の同時改定

などに向けての29年度計画策定の要点として、基準病床数、地域医療構想、医療・介護連携、5疾病5事業及び在宅医療、などのキーワードが国から示された。中盤からは各県における薬剤師会と行政の薬局ビジョン推進に関する協働事業の発表が5例と東京都と大分県の健康サポート薬局に関する取組の発表が2例あった。東京都の発表は都薬というよりは演者の取組に近いものでしたが、医師・看護師・栄養士・介護福祉士・ケアマネジャーその他計88名参加の、地域のかんわネットワーク研究会やがん哲学外来、在宅DI研究会、女性の更年期健康講座の紹介があった。毎年、トピックスではないが様々な取り組みや、厚労省、日本薬剤師会の基本スタンスの確認と次年度スタンスの確認に有用であり、広島県薬剤師会の事業検証と次年度計画に大いなる参考になると思います。

日本薬剤師会代議員中国ブロック会議



常務理事 竹本 貴明

日 時：平成29年2月4日（土）・5日（日）

場 所：ホテルグランヴィア岡山

第88回日本薬剤師会臨時総会へ向けて標記会議がブロック世話人の山口県薬剤師会中原靖明会長の司会のもと行われました。議事に入る前に日本薬剤師会吉田力久常務理事、開催県の岡山県薬剤師会赤澤昌樹会長の挨拶が行われました。

吉田常務理事は、「調剤報酬に関して算定している項目だけが評価されるということではなく、今は算定項目には上がっていないけれども、患者のためにやっていること・必要なことを、しっかりと日本薬剤師会として発言していく。」また、「健康増進の機能を持った、健康サポート薬局に取り組んでいるが、まだ全国で113店舗しか届け出が出ていない。あと8年で、中学校区に最低1店舗の健康サポート薬局が必要となってくると思う。全ての薬局が健康サポート機能を持つということを目指しながら、届け出は要件が整ったところから、出していただくということが必要である。」など日薬の近況報告を挨拶の中で述べられました。

赤澤会長（岡山県）からは「今後我々は患者のための薬局ビジョンに沿った形で、かかりつけ薬剤師・薬局になり、地域包括ケアの中で健康サポート薬局を目指していく。地域住民の信頼に答え、その信頼が我々の調剤報酬を支える原動力になると思います。

日本薬剤師会の方向性については、色々な課題を抱えていますが、中国ブロックから色々と質問を挙げていき

たいと思います。」と挨拶が行われました。

その後、村上信行議事運営委員（広島県）より臨時総会の日程、総会議事進行予定等について説明があったのち、臨時総会のブロック代表質問者の選出を行い、開催県の岡山県の小山敏章代議員が担当することになりました。

次に質問内容の取りまとめが行われ、広島県からは

- 「調剤データの電子化に関する」

地域医療ネットワーク・電子処方箋・HPKI等の普及に伴い、設備投資などが必要になると考えられるが、その費用面などを調剤報酬の中で求めてゆくか？

- 「臨床・疫学研究倫理審査委員会の運営について」

厚労省の倫理審査委員会報告システムの中に日本薬剤師会の名前が見当たらないが、倫理審査委員会は適切に運営が出来ているのか？

などの質問を挙げさせていただきました。

また、他県からも「薬価改定の見直し」、「研修認定薬剤師の申請等」、「不動麻薬の薬局間の譲渡譲受の規制緩和」、「スポーツファーマシスト」、「震災時等の災害対応」、「日薬の広報」、「補欠代議員の欠員の改善」について等、多くの日薬への質問事項・要望が挙げされました。

最後に、次回ブロック会議の開催県を広島県とすることに決定し、全ての議事が終了致しました。

平成28年度 広島県医療安全研修会



副会長 青野 拓郎

日 時：平成29年2月9日（木）14:00～17:00

場 所：広島県医師会館

標記の研修会が下記の内容で開催されました。主催者の広島県健康福祉局金光義雄医療・がん対策部長の挨拶の後、講演へ移りました。

講演①「法律面から見た医療事故紛争の予防と事故発生時の対応について」

講師：広島弁護士会 谷脇 裕子

薬歴を記載する際にSOAPのSのところで患者の訴えを具体的に記載することが法的視点から重要だということが分かりました。

講演②「医療事故調査制度の現状について」

講師：一般社団法人広島県医師会 渡邊 弘司

医療事故調査制度の概要が理解できました。

報告「医療安全支援センターの現状」

広島県医療安全支援センター 古江 一子

センターで受け付けた相談内容や対応に苦慮している現状が報告されました。

パネルディスカッション

「こんなときどうする？～医療相談対応～」

コーディネーター：一般社団法人広島県医師会

渡邊 弘司

パネリスト：一般社団法人広島県歯科医師会

公益社団法人広島県薬剤師会

公益社団法人広島県看護協会

広島大学大学院社会科学研究所

広島弁護士会

広島県警察本部

広島県医療安全支援センター

事前に受け付けていた13の質問事項について各パネリストが回答していました。

薬剤師へは

- ・民間療法を信じている患者の家族が、薬剤の使用について反対し、民間療法を希望され、対応に困っている。どのような対応が良いだろうか。
- ・薬局の薬剤師の説明時、一緒にいた知人に聞こえるような声だったので、自分の病気のことを知られてしまつたと苦情があった。どのように対応すれば良いか。の質問があり回答しました。薬局窓口でありそうな質問でしたが、会員の皆さんでしたらどのように回答されるでしょうか？

約1時間のディスカッションの中のそれぞれの質問事項への回答は、参考になる部分が多く今後の窓口対応などで生かしていきたいと思いました。

定刻の17時にディスカッションを終了し、研修会は閉会となりました。

○広島県薬剤師会会員証(会員カード)○

新規受付は平成21年8月末をもって
終了しました。

会員カードでWポイントがつきます。

Wポイントカードに (株)和多利広島本社 Wポイントカード事務局
に関するお問い合わせは ☎082-830-0230 平日10:00~18:00 ホームページ <http://www.watari.biz/>

Wポイント会員サイト OPEN! ケータイも パソコンも <http://www.wpoint.co.jp/>

Wポイントカードシステムでは、2,000ポイント貯まると翌月2,000円分のWポイント金券がお手元に届きます。



広島県Wポイントカード加盟店

店舗名の後ろの数字は100円に対するポイント数です。(一部異なる場合があります。) 例)②…100円につき2ポイント加点されます。

店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.
Edabrieck ①	082-822-6667	カフェ&ダイニング わらうかど庭 ②	082-929-5368	ピカソ画房 本店 ①	082-241-3934
ちから 船越店 ②	082-824-0301	釜飯醉心 五日市店 ②	082-922-8663	美しいん 広島店	082-543-4922
ちから 矢野店 ②	082-888-5246	サイクルショップカナガキ 五日市店 ①	082-924-5525	0120-365-901	
マダムジョイ 矢野店 直営食品売場		住吉屋 楽々園店 ①	082-943-4960	ひろしま国際ホテル 芸州 本店 ②	082-248-2558
※200円につき1ポイント	082-889-2441	ちから 五日市店 ②	082-922-8661	ひろしま国際ホテル スペインバル ミ・カーサ ②	082-248-6796
広島市安佐北区		徳川 五日市店 ②	082-929-7771	ひろしま国際ホテル 空庭BIS	
大野石油店 高陽町SS ①	082-842-1890	マダムジョイ 楽々園店 直営食品売場	082-943-8211	とろクルクル ②	082-240-7556
大野石油店 可部バイパスSS ①	082-819-0210	※200円につき1ポイント		ひろしま国際ホテル 東風 ②	082-240-0558
キャン・ドゥ 可部店 ②	082-814-7008	広島市中区		広島第一交通(株) 江波営業所 ②	082-233-5871
山陽礦油 かめ山SS ①	082-815-6211	英國式足健康法 リフレックス ②	082-248-7722	広島風お好み焼・鉄板居食家 德兵衛	
ちから 高陽店 ②	082-841-4377	えびすの宴 ②	082-243-6166	紙屋町店 ②	082-247-2260
ちから マルナカ可部店 ②	082-810-0877	えひめでいあ ②	082-545-6677	福助タクシー(株) 本社営業所 ②	082-232-3333
徳川 サンリブ可部店 ②	082-815-2775	大野石油店 牛田大橋SS ①	082-221-1511	ボウル国際 ①	082-244-4151
広島市安佐南区		大野石油店 大手町SS ①	082-243-8351	星ビル5F オルゴールティーサロン ②	082-249-1942
エコール古市ショールーム ①	082-830-6161	大野石油店 西白島SS ①	082-221-8834	星ビルB1F メディカルフィットネス ②	082-242-0011
エコール本部 ①	082-877-1079	大野石油店 八丁堀SS ①	082-221-3643	ポルタポルテ ①	082-249-5788
大野石油店 高取 SS ①	082-872-7272	o k a s h i m o ②	082-231-3221	マダムジョイ 江波店 直営食品売場	
大野石油店 緑井 SS ①	082-877-2008	海鮮焼肉 あみやき家 DAIBA ①	082-246-8048	※200円につき1ポイント	082-532-2001
釜飯醉心 昆沙門店 ②	082-879-2211	かに通 広島店 ①	082-247-6661	マダムジョイ 千田店 直営食品売場	
カメラのアート写夢 高取店 ①	082-830-3588	釜飯醉心 本店 ②	082-247-4411	※200円につき1ポイント	082-545-5515
Dining Cafe St.Grace ①	082-830-0904	芸州 胡店 ②	082-243-6165	横田印房 ⑩	082-221-0320
ちから 西原店 ②	082-832-5520	桜井花店 本店 ①	082-247-1808	蓮根 広島店 ②	082-546-0707
ちから 八木店 ②	082-830-0235	山陽礦油 相生橋SS ①	082-232-0145	和さび 小町店 ②	082-249-3993
徳川 安古市店 ②	082-879-9996	しなとら パセーラ店 ②	082-502-3382	和さび 八丁堀店 ②	082-211-5225
バゴス 本店 ②	082-879-1830	寿司醉心 ②	082-247-2331	広島市西区	
パワーズ 広島店 ①	082-873-1212	炭焼 楽月 ①	082-343-2941	井口家具百貨店 ①	082-232-6315
広島第一交通(株) 上安営業所 ②	082-872-5410	体育社 本店 ①	082-246-1212	大野石油店 旭橋SS ①	082-272-3766
広島風お好み焼・鉄板居食家 德兵衛		大こん 並木店 ②	082-546-1515	大野石油店 井口SS ①	082-276-5050
昆沙門台店 ②	082-879-0141	ちから 本店 ②	082-221-7050	大野石油店 観音SS ①	082-231-6209
福助タクシー(株) 古市営業所 ②	082-877-0004	ちから 上八丁堀店 ②	082-211-0122	大野石油店 商工センターSS ①	082-277-1266
焼肉虎至 大町店 & イタリ庵 toraji ①	082-870-5529	ちから そごう店 ②	082-512-7854	大野石油店 横川ISS ①	082-237-1864
焼肉白李 西原店 ①	082-846-1250	ちから タカノ橋店 ②	082-544-0002	釜飯醉心 アルパーク店 ②	082-501-1005
広島市佐伯区		ちから 十日市店 ②	082-503-1089	サイクルショップカナガキ 横川本店 ①	082-231-2631
阿藻珍味 銘店舎五日市店 ①	082-942-3266	ちから 中の棚店 ②	082-504-6646	サイクルショップカナガキ 己斐店 ①	082-272-2631
AUTO GARAGE うえるかむ ①	082-927-2510	ちから 舟入店 ②	082-294-7503	サカイ引越センター ②	0120-06-0747
大野石油店 五日市インターSS ①	082-941-5020	ちから 堀川店 ②	082-241-8230		082-532-1176
大野石油店 造幣局前SS ①	082-923-6029	ちから 本通4丁目店 ②	082-245-0118		
		中華そばちから 八丁堀店 ②	082-502-6008		
		徳川 総本店 ②	082-241-7100		
		のん太鮓 パセーラ店 ②	082-502-3383		
		バー・サード・ウェーブ ②	082-247-7753		

店舗名①	TEL.	店舗名②	TEL.	店舗名③	TEL.
車検の速太郎 ①	082-238-0100	ちから ゆめタウンみゆき店 ②	082-250-2125	東広島市	
車検の速太郎 カーケアプラザ ①	082-238-3939	中国トラック ①	082-251-0110	大野石油店 西条インターSS ①	082-423-3701
ちから アルパーク天満屋店 ②	082-501-2701	豆匠 広島本店 ②	082-506-1028	大野石油店 高屋ニュータウンSS ①	082-434-4411
ちから 井口店 ②	082-278-3666	徳 南区民センター店 ②	082-505-1620	大野石油店 東広島SS ①	082-423-9197
ちから 観音店 ②	082-232-5686	徳川 ジャスコ宇品店 ②	082-250-0480	カギのひゃくとう番 ⑤	082-424-3110
ちから 己斐店 ②	082-507-0505	徳川 ビックカメラ・ベスト店 ②	082-567-2388	髪処 ふくろう ②	082-497-3337
ちから 商工センター店 ②	082-270-0390	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		住吉屋 西条プラザ店 ①	082-423-7878
ちから 中広店 ②	082-532-4004	広島新幹線店 ②	082-263-0200	体育社 東広島店 ①	082-422-5050
徳川 南観音店 ②	082-503-3039	ホテルセンチュリー21広島		徳川 西条プラザ店 ②	082-424-0300
バゴス 井口店 ②	082-277-3004	京もみじ ②	082-263-5531	八本松タクシー ①	082-428-0023
バゴス マリーナホップ店 ②	082-297-4078	ホテルセンチュリー21広島		福山市	
パワーズ 広島マリーナHOP店 ①	082-503-7217	フィレンツエ ②	082-568-5270	一心太助 福山本店 ②	084-922-5611
広島第一交通(株) (第一) ②	082-278-5511	安芸郡海田町		エコール福山ショールーム ①	
広島第一交通(株) (平和) ②	082-278-5522	徳川 海田店 ②	082-824-0111		084-981-3733
マダムジョイ 己斐店 直営食品売場		安芸郡府中町		山陽石油 住吉町SS ①	084-922-0939
※200円につき1ポイント	082-271-3211	ちから サンリブ府中店 ②	082-890-2510	山陽石油 セルフ神辺SS ①	084-962-0693
横川 ちから ①	082-292-5822	ちから 向洋店 ②	082-581-4321	山陽石油 セルフ福山平成大学前SS ①	084-972-7940
広島市東区					
アリモト 本店 ②	082-264-2929	ちから 府中店 ②	082-287-0933	山陽石油 多治米町SS ①	084-957-2601
大野石油店 広島東インターSS ①	082-508-5030	時計宝石のマツダ ①	082-282-5709	山陽石油 深津SS ①	084-922-5750
サイクルショップカナガキ 戸坂店 ①	082-220-2031	広島第一交通(株) 府中営業所 ②	082-281-1191	山陽石油 福山東インターSS ①	084-923-7835
ちから 尾長店 ②	082-506-3505	大竹市		山陽石油 南本庄SS ①	084-922-3181
ちから 光町店 ②	082-568-6855	果子乃季 ゆめタウン大竹店 ②	0827-57-0757	徳川 福山東深津店 ②	084-929-2015
徳川 戸坂店 ②	082-220-1818	カメラのアート写夢 本店 ①	0827-57-7700	とんかつ徳 イトーヨーカドー福山店 ②	084-971-0050
肉玉屋 ①	082-569-4110	カメラのアート写夢 油見店 ①	0827-53-5911	パワーズ 福山店 ①	084-921-7866
マダムジョイ 牛田店 直営食品売場		尾道市		三原市	
※200円につき1ポイント	082-555-8835	瀬戸田すいぐん丸 ②	08452-7-3003	ごはんや 広島空港店 ②	084-860-8215
和さび 光町店 ②	082-567-8885	吳市		徳川 三原店 ②	0848-62-8824
広島市南区					
炙焼 楽群 ①	082-256-2941	大野石油店 熊野団地SS ①	0823-30-1042	三次市	
大野石油店 エコストーション出島 ①	082-254-1015	大野石油店 吳SS ①	0823-21-4974	さざん亭 三次店 ②	0824-64-0375
大野石油店 東雲SS ①	082-282-3993	体育社 吳店 ①	0823-22-8880	パワーズ 三次店 ①	0824-63-3000
大野石油店 皆実町SS ①	082-251-9108	ちから 吳駅店 ②	0823-32-5532	平田観光農園 ①	0824-69-2346
釜飯醉心 新幹線店 ②	082-568-2251	徳川 吳中通り店 ②	0823-23-8889	広島三次ワイナリー 喫茶ヴァイン ①	0824-64-7727
釜飯醉心 広島駅ビル店 ②	082-568-1120	徳川 広店 ②	0823-70-0600	広島三次ワイナリー	
惣菜醉心 アッセ店 ②	082-264-6585	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		バーベキューガーデン ①	0824-64-0202
銀河(えひめでいあ) ②	082-253-1212	吳駅ビル店 ②	0823-24-0222	広島三次ワイナリー ワイン物産館 ①	0824-64-0200
ごはんや 広島店 ②	082-253-0300	和さび 広店 ②	0823-73-7950	その他	
サイクルショップカナガキ 東雲店 ①	082-288-9101	庄原市		リースキン 家庭用事業部	
山陽礦油 大州SS ①	082-282-4478	総商さとう ウィー東城店 ①③	08477-2-1188	広島支店 ②	082-233-1141
車検の速太郎 向洋店 ①	082-890-9500	神石郡神石高原町		広島北営業所 ②	082-845-2882
しゃぶしゃぶ温野菜 大州店 ①	082-510-0831	総商さとう 本店 ①③	08478-2-2011	広島西営業所 ②	0829-31-6161
Dining Cafe Grace ①	082-253-5588	廿日市市		広島東営業所 ②	082-824-1411
ちから 広島駅店 ②	082-568-9121	大野石油店 廿日市インターSS ①	0829-20-1189	国内すべて対応	
ちから 福屋駅前店 ②	082-568-2330	キャン・ドゥ 廿日市店 ②	0829-32-3387	アート引越しセンター ①	0120-08-0123
ちから 本浦店 ②	082-286-1119	ジョイ薬局 ①	0829-32-3077		
ちから 皆実4丁目店 ②	082-250-0804	徳川 廿日市店 ②	0829-32-1111		

※ご利用額100円に対するポイント値は、加盟店により異なります。 ※換算率は、1ポイント=1円となります。

※次のお取り扱いにつきましては、予め、ご利用加盟店へ直接お問い合わせください。

1.クレジットカード支払のお取り扱い

3.ポイント付加対象外商品の有無

2.クレジットカードご利用時のポイント付加の有無

4.団体・パーティーご利用時のポイント付加の有無

指 定 店 一 覧

平成29年2月1日現在

部門	指 定 店	会 員 價 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	(株)江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30 ~19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引 外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島TYビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から5~20%引	9:00 ~19:00	毎週火曜 (火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25~60%引き 赤札より10~15%	平日 8:30 ~18:00 年中無休	8/13~15、 12/29~1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円/月~、ホームセキュリティ4,000円/月~、保証金免除	平日 9:00 ~18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000~15,000円 (別途相談)、機器取付工事代 20,000~30,000円、保証金免除	(土・日曜及び 祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ~17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町 2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石 ・メガネ ・カメラ	(株)ナカオカ	15~20%引(企画品、相場価格商品は除く)		毎週水曜日、夏 期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10~20%引(一部除外品あり)	9:00 ~19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株)	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車 買取	(株)JCM	優遇買取価格に加えて「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。または買取価格に応じたANA・JALマイルを付与。	(平日) 9:30 ~19:00 (土) 9:30 ~17:30	日曜日・祝日・年末 年始	広島市西区高須2-11-1 ランドマーク高須1階	(査定受付) 0120-322-755 (代表) (082)507-1155
書籍	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・ 食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパートを除く直営店)	5%引	対象店舗(デパートを除く直営店)年中 無休9:30 ~19:00	日・お盆・年末 年始休業	広島市西区商工センター 7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入:店頭価格より5%off、器材オーバーホール:通常価格より5%off	8:30 ~20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営 業 日 時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
進物	(株)進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配達費 広島県内無料(2,000以上の商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	(株)玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ファックス	ミノルタ販売株	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・仏具	(株)三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	ひろでん中国新聞 旅行株	募集型企画旅行(パッケージ旅行)本人のみ3%割引	平日 10:00~18:30 土・日・祝 11:00~18:00	年末年始 休業	広島市中区基町11-10	(082)512-1000
	(株)日本旅行 広島八丁堀支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ベスト3%引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1F	(082)247-1050
装飾	青山装飾株	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール製60%)、歩行補助ステッキ40%引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	(株)エディオン法人 営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	メットライフ生命 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中 国家資格を持ったファイナンシャル・プランニング技能士が対応	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング7F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	(株)サカイ引越センター	通常価格より15%割引	年中無休(但し11~13は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス(中小企業向け)	(株)福利厚生俱楽部 中国(中国電力グループ会社)	入会金(一法人)31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例)全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設:約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の宿:1泊2,500円/人補助◆パックツア:10%OFF、◆フィットネス:1回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E 国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代) 担当:桑田昭正

広島県薬剤師会会員証(会員カード)について

- 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。
- 継続の方は引き続きご利用いただけます。
- ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。



広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。
是非ご利用ください。

【割引の対象となる展覧会】

・特別展（新県美展＜広島県美術展＞は除きます）

第63回日本伝統工芸展

会期：平成29年2月23日（木）～3月12日（日）会期中無休
開館時間：9:00～17:00

※金曜日は19:00まで開館

※入場は閉館の30分前まで

入場料：一般 700円→500円／高・大学生 400円→200円／中学生以下無料
会場：3階企画展示室

英国 ウェールズ国立美術館所蔵 ターナーからモネへ

会期：平成29年4月1日（金）～5月28日（日）会期中無休
開館時間：9:00～17:00

※金曜日は20:00まで開館

※入場は閉館の30分前まで

※4月1日は10時開場

入場料：一般 1,300円→1,100円／高・大学生 900円→700円／小・中学生 500円→300円
会場：3階企画展示室

・所蔵作品展

リニューアル・オープン20周年記念「続・広島県立美術館ベストセレクション展」

会期：平成28年12月22日（木）～平成29年4月16日（日）

開館時間：9:00～17:00

※3月31日までの金曜日は19:00まで開館、それ以降の金曜日は20:00まで開館

※入館は閉館の30分前まで

入場料：一般 510円→410円／大学生 310円→250円／高校生以下無料

会場：2階展示室

休館日：月曜日

※特別展会期中・祝日・振替休日を除く

リニューアル・オープン20周年記念「平成27年度新収蔵品ご紹介！」

会期：平成28年12月22日（木）～平成29年4月16日（日）

開館時間：9:00～17:00

※3月31日までの金曜日は19:00まで開館、それ以降の金曜日は20:00まで開館

※入館は閉館の30分前まで

入場料：一般 510円→410円／大学生 310円→250円／高校生以下無料

会場：2階展示室

休館日：月曜日

※特別展会期中・祝日・振替休日を除く

※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

〈問合わせ先〉

広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：公益社団法人 広島県薬剤師会

◆ 県薬だより ◆



県薬より 各地域・職域薬剤師会への発簡

12月9日 管理記録簿の送付について（通知）

12月9日 会員名簿の送付について（通知）

12月9日 平成29年度薬事関係者新年互礼会の開催について（依頼）

12月12日 年末・年始の休業について

12月14日 平成29年度保険薬局部会負担金について（依頼）

12月15日 会員向け保険制度における相談窓口（指定代理店）の配置について（お知らせ）

12月15日 第47回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ（薬学教育者ワークショップ 中国・四国in福山への参加について）

12月16日 応需薬局の年末年始休業表について（通知）

12月16日 広島県薬剤師会認定「基準薬局」の更新について（通知）

12月19日 第49回広島県薬剤師会臨時総会の結果について（通知）

12月19日 第49回広島県薬剤師会臨時総会資料の送付について（通知）

12月20日 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導の実施について（通知）

12月22日 「広島県薬剤師会」からの意見・質問・要望等について

12月22日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.121」の提供について（通知）

12月27日 新聞への広告掲載について（通知）

1月4日 休日・夜間診療、小児救急等に係る補助について（通知）

1月4日 平成28年度第6回学校環境衛生協議会の開催について（依頼）

1月4日 第50回広島県薬剤師会臨時総会の開催について（予告）

1月4日 地域・職域会長協議会の開催について（通知）

1月17日 医療事故情報収集等事業第47回報告書の公表等について（通知）

1月19日 日薬共済部（新規加入）の募集について（通知）

1月25日 C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品について（第2報）（通知）

1月26日 C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品への対応について（通知）

1月26日 補欠の代議員選挙の候補者の告示について（通知）

1月27日 広島県薬剤師会認定「基準薬局」の更新について（通知）

1月30日 保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与に係る指導について（通知）

1月31日 次期調剤報酬改定に向けた意見・要望について（依頼）

1月31日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.122」の提供について（通知）

2月2日 C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品について（通知）

◆ 11月常務理事会議事要旨

日 時：平成28年11月10日（木）
 場 所：広島県薬剤師会館
 議事要旨作製責任者：中川潤子
 出席者：豊見会長、野村・青野・有村・谷川・松尾各副会長、
 村上専務理事
 井上・竹本・豊見・中川・平本・藤山・二川・松村・
 吉田各常務理事
 欠席者：小林常務理事
 オブザーバー：中野会館建設特別委員会委員長

1. 審議事項

- (1) 新会館について（資料1）（野村副会長、中野委員長）
 - 新会館の建設については、建設委員会で週1回のペースで議論し、基本設計を進めている。予定のスケジュールどおり、29年7月の広島市都市計画審議会に申請するためには、12月早々には広島市エリアマネジメント協議会の事前協議に入る必要がある。
 - 事前協議が進むと大幅な変更はできなくなるため、今の段階で、基本設計について、会員に十分説明し、コンセンサスを得る必要があると考えている。
 - 会員に説明する基本設計のポイントは①会営薬局について、②検査センターの機能について、③広島県病院薬剤師会の事務局について、の3点を考えている。
 - 会営薬局については、豊見会長から、院外処方を進める立場であり、在宅医療を進めるための薬剤師の拠点として整備していく必要があると報告された。
 - 検査センターの機能については、現在、県の薬務課と、他の機関で対応する方法を交渉はしているが価格設定によっては岡山県薬に依頼することを考えていると報告された。
 - 県病薬の事務所については、松尾副会長より、現在法人化を考えており、将来的には事務員を置くという予定であると報告された。
 - また、今後はスケジュール上、難しい事もでてくるので、委員会である程度決定した部分を会長と協議して決定していくということで了承された。
 - 移転費用に関しては、建設委員会がトータルで建設費4億3,000万円を念頭に考えているが、それでも土地代3億8千万円を含め8億円を超える。引っ越し費用、税等を加えるとトータル費用は更に増える。今まで使用した費用も併せて、移転費用の総額を示す必要がある。
 - また、現有地の売却代金や新会館での賃料収入、ランニングコストなどを想定し、借入金の返済を想定した運営シミュレーションをする必要がある。予算や財務の部分に関しては、はっきりした時点でどんどん公表もしていいといつてい。
 - 賃料については、今までの経緯とか相場等もあるが、実際に入っていただく団体の負担能力も勘案して具体的にしていく必要がある。
 - 現状の財務状況で試算すると、年間で2,000万円は返せるのではないかと考えている。
 - 30年間で6億円、利子を引いても5億返せるのではないかと報告された。

以上の報告を了承し、臨時総会で報告し承認を求ることとした。

- (2) 新会館の薬局について（野村副会長）
 - 会営薬局については、現在、歯科医師会館での祝休日の歯科診療に対応しているが、来年1月22日より、新歯科医師会館で休日診療を行うので、薬剤師を院内に派遣してもらいたいという相談があった。将来的に今までと同じような形で継続していただけるのであれば、検討しようかと思っている。また、平日は県歯科医師会が身体障害者の方等を対象にした診療を行い、院内投薬を行っていると報告された。
 - 豊見会長からは、院外処方を進める立場であり、在宅医療に対応する薬剤師の拠点にもしなければいけない。歯科医師会の他、近隣のある程度の処方せんも扱わなくてはいけない。ただし、難しいのが、処方せんの枚数が余り多くを期待できないところで、機能の高い薬局を維持していくには知恵を出さなければいけないと考えている。運営については、これまでどおり広島市薬にお願いしたいので検討していただきたいと要請された。
 - このため広島市薬で小委員会を立ち上げて詰めていくこととすると報告され、承認された。
- (3) (株)ライフアシスト社への対応について（資料2）（豊見会長、横山事務局長）
 - ライフアシスト社、県薬の都市計画変更が保留状態になっている。行政手続上は一つの申請が既に出ていて、同じ所へ新しい計画を出すことを市が認めてくれるかどうか、あい設計から市に問い合わせをしているが、最終的な回答は来ていない。
 - 現在の予定では、来年の7月の都計審を予定しているので、来年の早い時期には、ライフアシスト社に都市計画変更申請を取り下げてもらうよう整理しないといけないとの報告がされた。
 - この報告を受けて、ライフアシスト社との具体的な交渉に入ることについて承認された。
- (4) 理事会について（資料3）（野村副会長）
 - 日時：11月17日（木）午後7時～
 - 場所：広島県薬剤師会館
 - 議題：①臨時総会への付議事項について
 ②臨時総会の開催について
 ③臨時総会の運営について
 ④特定費用準備資金及び特定資産取得資金取扱規程の制定について
 以上の内容で理事会を開催することについて承認された。
- (5) 第49回広島県薬剤師会総会の招集について（資料4）（野村副会長）
 - ②日時：平成28年12月18日（日）午後2時～
 - ③場所：広島県薬剤師会館
 - ④目的である事項：議案第1号 基本設計について
 ④総会の運営について
 •議長野村伸昭

- ・副議長池田和彦
- 司会：藤山常務理事、開会の辞：村上専務理事、閉会の辞：青野副会長とした。
- 以上の内容で臨時総会を開催することについて承認された。
- (6) 平成28年度11月～平成29年3月の行事予定について（野村副会長）
 - ア. 理事会（決定）
 - 11月17日（木）午後7時～
 - イ. 第49回広島県薬剤師会臨時総会
 - 12月18日（日）午後2時～
 - ウ. 12月定例常務理事会
 - 12月15日（木）午後6時30分～
 - エ. 平成29年薬事関係者新年互礼会（決定）
 - 1月12日（木）午後4時～於 広島県薬剤師会館
 - オ. 1月定例常務理事会
 - 1月19日（木）午後6時30分～
 - カ. 2月定例常務理事会
 - 2月16日（木）午後6時30分～
 - 23日に変更とした。
 - キ. 3月定例常務理事会
 - 3月16日（木）午後6時30分～
 - ク. 地域・職域薬剤師会長会
 - 3月4日（土）午後3時～
 - （前年度：3月3日（木）午後7時～開催）
 - ケ. 理事会
 - 3月4日（土）午後5時～
 - （前年度：3月10日（木）午後7時～開催）
 - コ. 第50回広島県薬剤師会臨時総会
 - 3月26日（日）13時～
 - （前年度：3月27日（日）午後1時～開催）
 - 以上の日程が承認された。
- (7) 平成28年度広島プライマリ・ケア研究会世話人会の意見集約と出席について（資料5）
 - 日時：12月5日（月）午後7時～（野村副会長）
 - 場所：広島県医師会館
 - 委員：松尾副会長、井上専務理事
 - （平成27年12月9日 広島プライマリ・ケア研究会世話人会 井上専務理事出席）
 - 解散に伴う余剰金の取扱について、各メンバーに返金する案に賛成することとした。
- (8) 21世紀、県民の健康とくらしをかんがえる広島県民フォーラムについて（資料6）
 - ア. 情報提供コーナーの活用について（松村常務理事）
 - イ. 負担金について 1口：10,000円
 - ウ. ボランティア協力について
 - 会員の参加者を募集するため、チラシを会誌1月号に同封及び一斉同報負担金1万円の支出、ボランティア協力については事務局より出すこととした。
- (9) 広島県国民健康保険運営協議会の委員就任について（資料7）（横山事務局長）
 - 青野副会長が就任することとした。
- (10) 広島県保育連盟連合会『夏季保育研修会』の講師派遣について（豊見常務理事）
 - 日時：平成29年8月24日（木）
 - 場所：未定

- 豊見常務理事に一任することとした。
- (11) 会議用マイクシステムについて（資料30）（豊見常務理事）
 - 8チャンネルのシステムを導入することとした。
 - (12) 結核予防技術者研修会の開催について（資料8）（野村副会長）
 - 広島会場日時：12月9日（金）午後7時～
 - 場所：広島医師会館 201会議室
 - 尾道会場日時：12月15日（木）午後7時～
 - 場所：広島県尾道庁舎 5階大会議室
 - 研修対象者：委託医療機関及び結核指定医療機関の医師、医療従事者、事務担当者等
 - 締切：11月18日（金）
 - 広島会場は谷川副会長が出席することとし、尾道会場は支部長に通知を出すこととした。
 - (13) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）
 - ア. 平成28年度広島県合同輸血療法研修会の共催について（資料9）
 - 日時：2月18日（土）午後3時～
 - 場所：広島YMCA国際文化センター 国際文化ホール
 - 主催：広島県合同輸血療法委員会
 - （毎年・承諾）
 - 承諾された。
 - イ. 第12回広島胃瘻と経腸栄養療法研究会の後援について（資料10）
 - 日時：3月19日（土）午後1時～
 - 場所：広島国際会議場
 - 主催：広島胃瘻と経腸栄養療法研究会（広島ペジエント）
 - （毎年・承諾）
 - 承諾された。
 - 野村副会長より、職員のインフルエンザの予防接種について提案があり、昨年同様、今年も職員の予防接種費用を負担することが了承された。
 - 村上専務理事より、新事業で国から県においてきた認知症対応薬剤師育成の件で、次年度は政令指定都市においてくる可能性があること及び東部でもぜひやってほしいと言う声もあると報告された。
 - 谷川副会長より、資料18の学術大会のスケジュール表をよく見て、各人自分の担当をよく確認して、分担するよう依頼があった。
 - 野村副会長より資料14の県薬代議員の補欠選挙について、報告された。
 - 豊見常務理事より、HMネットの支部担当者の推薦が、廿日市支部だけ未着なので、早期に推薦するよう依頼があった。
- 時間の都合上報告事項は省略された。

2. 報告事項

- (1) 10月定例常務理事会議事要旨（別紙1）
- (2) 諸通知
 - ア. 来・発簡報告（別紙2）
 - イ. 会務報告（〃3）
 - ウ. 会員異動報告（〃4）
- (3) 委員会等報告
 - （中野会館建設特別委員会委員長）
 - ア. 平成28年度会館建設特別委員会（資料11）
 - 第8回10月14日（金）

第9回10月21日（金）
 第10回10月27日（木）
 第11回11月4日（金）
 (豊見会長)
 ア. 第816回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会
 10月14日（金）於 支払基金広島支部
 イ. 第66回全国学校薬剤師大会
 10月27日（木）於 札幌パークホテル
 ウ. 平成28年度全国学校保健・安全研究大会
 10月27日（木）於 札幌コンベンションセンターE.
 平成28年度薬局実務実習受入に関する中国・四国地区ブロック会議（資料12）
 11月5日（土）於 就実大学
 オ. 日本薬学会中国四国支部平成28年度第2回役員会／日本薬学会中国四国支部・日本薬剤師会中国四国ブロック・日本病院薬剤師会中国四国ブロック合同会議
 11月5日（土）於 就実大学
 カ. 麻薬・覚醒剤乱用防止運動広島大会（資料13）
 11月9日（水）於 広島国際会議場
 (野村副会長)
 ア. 選挙管理委員会（資料14）
 10月28日（金）
 (青野副会長)
 ア. 薬事許可登録事務の権限移譲に関する説明会
 10月24日（月）
 イ. 広島市保険年金課来会（資料15）
 10月24日（月）
 ウ. 第97回中国地方社会保険医療協議会広島部会
 10月25日（火）於 中国四国厚生局
 エ. 緩和ケア支援センター平成28年度第2回広島県緩和ケア推進会議
 10月31日（月）於 県庁・本館
 オ. 第97回中国地方社会保険医療協議会広島部会
 10月25日（火）於 中国四国厚生局
 (有村副会長)
 ア. 平成28年度第1回地域づくりによる介護予防推進支援研修会（資料16）
 10月14日（金）於 県庁・自治会館
 イ. 老人保健福祉月間フォーラム（資料17）
 10月15日（土）於 広島県医師会館
 ウ. 広島大学薬学部実務実習事前学習指導
 10月27日（木）於 広島大学薬学部
 エ. 医療・衛生材料供給体制検討委員会
 10月28日（金）
 (谷川副会長)
 ア. 広島県結核予防推進プラン検討委員会
 10月19日（水）於 県庁・本館
 イ. 広島県エイズ対策推進会議
 10月20日（木）於 広島県感染症疾病管理センター
 ウ. 第55回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会 11月5日（土）・6日（日）於 就実大学
 (松尾副会長)
 ア. 第36回広島県薬剤師会学術大会実行委員会（資料18）
 10月17日（月）・11月9日（水）
 大会当日集合時間 8時50分（新幹線さくら540号
 広島8:06発→福山8:31着）

イ. 薬事情報センター機能強化等のための検討会
 10月21日（金）
 ウ. 地対協第2回医薬品の適正使用検討特別委員会
 10月26日（水）
 (村上専務理事)
 ア. 復職支援研修会（資料19）
 10月18日（火）於 まなびの館ローズコム 参加者6名
 11月8日（火）於 まなびの館ローズコム参加者3名
 イ. 在宅支援薬剤師専門研修会I 講師挨拶（竹内先生）
 10月20日（木）於 広島大学医学部
 ウ. 多重受診者対策検討会
 10月24日（月）於 協会けんぽ広島支部
 エ. 平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業の打合せ
 10月28日（金）於 県庁・薬務課
 オ. 在宅支援薬剤師専門研修会I（資料20）
 10月30日（日）於 広島県薬剤師会館 参加者91名
 11月3日（木）於 広島県薬剤師会館参加者93名
 カ. 未就業薬剤師就労支援事業実行委員会（資料21）
 11月2日（水）
 (豊見常務理事)
 ア. HMネット広島県健康福祉局担当者との打ち合わせ（資料22）
 10月18日（火）
 イ. 日本薬剤師会 情報システム検討委員会（資料23）
 10月28日（金）於 東京・日薬
 ウ. HMネット打ち合わせ（資料24）
 11月4日（金）於 セントラルクリニック（佐伯区）
 エ. HMネットワーキンググループ支部担当者の推薦について（資料25）
 (中川常務理事)
 ア. 広島県医療審議会医療・介護需要量調査分析WG（資料26）
 10月14日（金）於 県庁・北館
 イ. 広報委員会
 11月7日（月）
 (吉田常務理事)
 ア. 復職支援研修会（資料19）
 10月17日（月）於 広島県薬剤師会館 参加者4名
 イ. 生涯学習推進ワーキンググループ
 10月18日（火）
 ウ. 広報委員会
 10月24日（月）
 (横山事務局長)
 ア. ライファシスト社訪問 於 福山市
 10月27日（木）
 イ. 二葉の里地区、広島駅地区、球場地区第4回エリアマネジメント合同準備会議
 10月28日（金）於 広島市留学生会館
 【指導】
 ア. 社会保険医療担当者の監査
 10月14日（金）於 広島合同庁舎（青野副会長）
 イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
 10月20日（木）於 広島合同庁舎（竹本常務理事）

- ウ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の集団的個別指導
10月23日（日）於 広島合同庁舎（青野副会長）
- エ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
10月26日（水）於 広島合同庁舎（吉田・藤山各常務理事）
- オ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
10月27日（木）於 広島合同庁舎（中川常務理事）
- カ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
11月2日（水）於 広島合同庁舎（村上専務理事、平本常務理事）
- キ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
11月9日（水）於 広島合同庁舎（有村副会長、二川常務理事）
- ク. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
11月10日（木）於 広島合同庁舎（竹本常務理事）

3. その他の委員会等報告事項（野村副会長）

- (1) 石橋公認会計事務所来会
10月17日（月）
- (2) 平成28年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会（永野広島県学校薬剤師会会长）
10月20日（木）・21日（金）於 岐阜
- (3) 広島大学薬学部実務実習事前学習指導（勝谷英夫氏、中嶋都義氏）
10月27日（木）・11月10日（木）
- (4) 安佐薬剤師会平成28年度2期学生受け入れ実務実習担当薬剤師学生集合研修会
11月2日（水）於 古市公民館（原田センター長）
- (5) 広島県緩和ケア支援センター平成28年度緩和ケアフォローアップ研修
11月6日（日）於 県立広島病院

4. 研修会講演等報告について

- (1) 南山堂「薬局」「避難所診療における薬歴が不明な患者の使用薬剤プロファイリング」原稿執筆（豊見常務理事）

5. その他

- (1) 常務理事会の開催について（野村副会長）
12月15日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】平本敦大常務理事）
- (2) 平成28年度認知症専門職研修会の後援について（資料28）（野村副会長）
日時：12月1日（木）午後6時30分～
場所：エスポワールおおたけ
共催：医療法人社団 知仁会、広島県西部認知症疾患医療・大竹市認知症対応・玖波地区地域包括支援・合併型センター他
(初めて：承諾済)
- (3) 医療関連感染セミナー 2016in中国Ⅱの後援依頼について（資料29）（野村副会長）
日時：12月3日（土）午後1時30分～4時30分
場所：広島市文化交流会館

主催：(株)ジェイ・エム・エス中国・四国支店
(毎回：共催済)

- (4) 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業事業の案内について（冊子）（野村副会長）
- (5) 広島県立美術館からの案内について（チラシ）（野村副会長）

◆ 理事会議事録

日 時：平成28年11月17日（木）午後7時00分～午後9時40分
場 所：広島県薬剤師会館4Fホール

出席者：豊見雅文会長、村上信行専務理事

野村祐仁・青野拓郎・谷川正之各副会長

井上映子・小林啓二・竹本貴明・豊見敦・藤山りさ・

二川 勝・松村智子各常務理事

小澤孝一郎・秋本 伸・安保圭介・有村典謙・

宮地 理・宮本一彦・森広亞紀各理事

岡田 甫・菊一環子各監事

中野真豪（オブザーバー：会館建設委員会委員長）

欠席者：有村健二・松尾裕彰各副会長、中川潤子・平本敦大・吉田亜賀子常務理事、新井茂昭・佐藤英治・三宅勝志各理事

○野村副会長：定刻になりましたので、これより第6回の理事会を開会いたします。

本日、司会を務めます野村でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは初めに、豊見会長よりご挨拶をお願いいたします。

○豊見会長：本日の理事会は、急遽の招集に拘わらず、お忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

急な理事会になりましたのは、新会館の建設の件でありますし、12月には広島市のエリアマネジメント協議会との事前協議に入る必要があります。このために、会館建設特別委員会で検討いただいております新会館の基本設計について、理事会としてのご判断をいただきたいということでございます。

さらに、総会でも承認をいただくために、臨時総会開催についてご審議をいただくことしております。

その他の議題といたしまして、公益法人化後の公益事業の黒字を準備資金として積み立てるための規程の制定についてご審議をお願いしたいと考えております。

慎重かつ活発なご審議をいただき、適切なご判断をいただきますようお願いいたします。

○野村副会長：ありがとうございました。

これより議事に入りますが、定款第38条の規定によりまして、会長が議長として議事を運営することになっておりますので、豊見会長、引き続きお願ひいたします。

○豊見会長：それでは初めに、出席理事者数の確認を行います。

只今の出席者は、18名であります。従って、理事27名中、過半数を超えておりますので、理事会は成立いたしました。

次に、議事録署名人の確認をいたします。

定款第41条第2項の規定により、出席いただいております岡田監事、菊一監事と会長の私が議事録署名人となりますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、オブザーバーといたしまして、会館建設特別委員会の中野委員長にご出席いただいております。中野先生、よろしくお願ひいたします。

これより議事に入ります。

それでは、議案第1号第49回広島県薬剤師会臨時総会付議事項について、提案理由の説明をお願いします。

○野村副会長：新築整備する新広島県薬剤師会館の基本設計について、理事会の承認を求めるものであります。

また、今後、軽微な変更については、常務理事会に一任することについても併せてご承認を求めるものであります。

基本設計等の説明につきましては、中野会館建設特別委員会委員長にお願いいたします。

○中野会館建設特別委員会委員長：今回の基本図案の中身ですが、ポイントは5つ考えられると思います。先ず第1点が、図面上には検査センターを配置しておりません。現在の検査センターの機能の移転は考えておらず、現在行っている検査業務、薬品検査も含め、全て外注で行っていただくような素案になっております。第2点目は、歯科医師会館への通路、これは完全に分離した形の通路を確保しております。第3点目は、在宅医療薬剤師支援センターの設置。これは前執行部からの引き継ぎの案件になりますが、補助金対象事業ですので、このセンターを設置するということ。第4点目は、会営薬局も今回設置する。第5点目は、広島県病院薬剤師会の事務局を会館内に設置する。この5点が大きく変わっている部分で以上です。

○豊見会長：ありがとうございました。

今の設計図といいますか、平面図について、大まかなところで構いませんが、ご質問等ござりますでしょうか。検査センターの件を補足をしますが、検査センターが今、請け負っている内容につきましては、岡山県薬剤師会の検査センターで、安価に請け負ってくれるということをお約束いただいております。と言いますのは、今、会員の中で、製造業の許可を取っておられる会員の方は100件ぐらいで、その方は法律上、検査センターとの契約が必要となります。広島県薬では、会員の方は2,160円という契約料が必要になっておりますが、岡山県薬では、それを3,000円プラス消費税で請け負ってくれるということなので、岡山県薬に頼むのを斡旋をするというふうな格好になろうかと思います。

広島県薬剤師会では、島根県薬の会員さんからも1万円プラス消費税で請け負って契約をしていますが、島根県薬も含めて岡山県薬は3,000円プラス消費税で請け負えるということです。

一方で、県内で薬事のことが検査できる施設を作ってくれないかという要請は薬務課にしています。関係の検査センターなどが薬事の登録を行ってくれれば、そこに契約を申し込むこともできます。それも今、模索をしておるところです。まだ時間がありますので、その辺もまた手配をしていきたい。ゆっくり考慮していきたいというふうに思っております。

会営薬局については、広島市薬剤師会に委託をすることを考えております。勿論、赤字になれば、そういうことまで広島市薬剤師会にお願いをするという訳にもいきませんので、やむを得ない赤字部分に関しては、我々県薬が、「赤字部分は持つ」ということはお約束をしないといけないだろうというふうに考えております。しかし、細かい運営自体は、広島市薬剤師会に委託をしたいというふう

に考えております。

在宅のことに関しては、例えば、私が自分の薬局で在宅のオーダーがない、少ない。だけど在宅を取り組みたいとかいう時に、ここの保険薬剤師としても登録をしていただいて、こここの薬局から在宅に行っていただくことができるようになればいいな。そういう在宅のセンターとしての役割もこの薬局に持っていただけたらなということも話をしております。

歯科医師会、医師会で医療連携をするようにとここに移動する訳ですから、在宅の歯科診療、身障者の方も診療所の対象になるそうですので、在宅支援にここから派遣をして薬剤師に行ってもらうということも考えております。

概ね、中野先生、面積は今の面積。

○中野会館建設特別委員会委員長：現在の会館の平米数と照らし合わせると、広島市薬剤師会が今すごく手狭なので、その部分が広くなっています。それと県薬も倉庫を含めると若干広くなっています。他の施設に関しては、大体、現在と同じ大きさでなっています。

○豊見会長：ホールもあまり広くはないですが、300程椅子が置けるということです。

○中野会館建設特別委員会委員長：ホールに関しては、新会館のホールは一応、二分割できるような形で、仕切りを真ん中に設けられるような形をとっていますので、大ホールを半分にして中ホールのような形でも使用できるような仕様になっております。

○小林常務理事：階段が2カ所にあるというのは、これはやはり必要ということで2カ所ある訳でしょうか。

○中野会館建設特別委員会委員長：エレベーターホールの近くの階段、これメインの階段なんですが、もう一つの階段、これはいわゆる避難階段として設けております。

○小林常務理事：会館の周りの点線は、これは、前にこの大きさだったという意味なんでしょうか。

○中野会館建設特別委員会委員長：1ページ目のところ点線部分、これは屋根です。

○小林常務理事：1階の応接室につながる廊下というのは幅はどのくらいなんでしょうか。

○横山事務局長：1メートル80センチぐらいになると思います。

○小林常務理事：1階の応接室につながる廊下だけが何かもったいない感じがちょっとしたもので、応接室だけに、勿論、事務室のほうから繋がるようにはなっていますが、何かそういうのをちょっと感じました。あとは1階の廊下は、すっと真っすぐつながって、見通しもいいし、いいなという感じだと思いました。

○中野会館建設特別委員会委員長：応接室ですが、色々議論がありまして、やはり応接室は南側に配置したいということで、南に配置したという兼ね合いがあり、廊下を設けないといけないということですが、例えば入り口をもう少し廊下寄りのほうにして、廊下から入ってすぐ応接室というふうな形も今後プランとして変更はできるのではないかと思います。

○小林常務理事：そういうことも考えられれば、部屋がもう少し広く使えるかなと感じました。

○豊見会長：広い廊下に関しては、厚労大臣とか、災害に行ったときの感謝状とかを飾るスペースとかにも使えるのではないかなというふうにも思っております。できるだけ有効利用して、このドアの位置も、またちょっと考えていきたいというふうに思います。

○野村副会長：先程ありました南側というのは、応接室なので明るいほうがいいだろうということで、窓を設けたいということになりました。また、南側に置くことによって、直接事務局を介さないと入れなくなる構造になるのでは困る。この二つ加味すると、必然的にどこに持っていくても通路が必要になるということでございます。

○森広理事：検査センターですが、三原の方では検査センターがなくなるということを多くの会員の方々がとても不服に思っております。赤字になるということで、致し方ない理由があるかもしれませんけれども、他県に頼るというのは広島県薬として、ちょっと情けない話ではないかと感じております。もし総会の時に、「やはり検査センターをやりたい」という多数の意見が出た場合は、それは見直しをしていただける可能性はあるのでしょうか。絶対に受け付けてはいただけない方向で、理事会からは言っていくような形なんでしょうか。

○豊見会長：当然、存続ということも検討してみました。現実に、きちんとした薬事のことをやろうと思えば、今はもう老朽化した設備でやってますが、今まで以上に機械を更新し、人件費もかけてということになっていくと思うんですね。それを本当にやろうとしたら、ここのものを持っていくだけで1億円かかるというふうな話も出てきました。前の時には、それでもやるかと言わると、かなり厳しくなります。その後、財務のほうの説明がありますけれど、検査センターの赤字に、毎年600万注ぎ込んでいるんですね。今度、機械をまた更新したら、またその都度リース料が増えていくというような現状です。

それでもやれと、多くの代議員さんが本当にそれでもやれとおっしゃるんだったら、それはやらざるを得ないとは思います。

○森広理事：その辺りの経済的なことが、私もちょっとよくわかりませんけれども、すごくこれ、ここの会館ができる40年とかっていう話を伺ったんですが、在宅医療、在宅医療ということで、今すごくそこにお金も投入されているので、こういう設備をつくるのはわかるんですけど、もし30年、40年先のことを考えたときに、在宅医療もある程度の落ち着きを見せたならば、やはり他に会館の目玉になるような、薬剤師ならではの職能を生かせるような部分というのが、やはり必要ではないかと思います。今は在宅、在宅ということで、そういう流れにはありますけれども、長い年月をかけてこの会館を運営して、県全体で必要なものというふうな位置づけを確保するのであれば、やはりそういうことは何かしら他にも要るのではないかなどと思います。

○豊見会長：検査がそれになりますかね。

○森広理事：それはわかりませんが。

○野村副会長：検査センターの委員会でも検討したことですが、理念から言うと、絶対あったほうがいいんです。皆さん思いは同じなんです。あったほうがいいに決まっている。

一方で、会費とかは一切上げてもらっては困る。何とか今の状態でやってくれということがありました。勿論、理念として、「絶対にそこは守るべきところだよ」ということであれば、皆さんのご承知の上で設けることは可能です。

ただ、何とか検査センターを活性化しようということで、どのようにしたらいいかと何度も会議を開いたり、県の薬務課にも働きかけをした経緯があります。ただ、現状

では、完全に民間業者が参入して契約は入札ということは譲れないというような状況ですので、経済的なことだけで言えば非常に苦しい現状です。ただ、そんなことを全部押してでもやるべきことということで皆さんがおっしゃれば、勿論、それで練り直しになるかとは思います。

○豊見会長：今、立派に持続している他県薬の実情を見ますと、営業がすばらしく、本当の民間のような動きですね。とても人手がかかっています。それとか地の利といいますか、大分は温泉があったり、そこの検査で全部賄えるとか、愛知県薬は2つセンター持っている。会館と一緒にじゃないんですね。もう本当に検査センターとして、民間に戦えるだけの人的資材と本当にいい機材を持っている。これは、その発展の過程の中で、そういうことにならうと思うのですけども、本当に民間と入札を争って勝負に勝てるだけの実力を持っています。正直言って、うちのこれだけの人数では民間とは戦えない。なぜかと言いますと、現実に例えばプールの検査にしても、我々、学校薬剤師がここまで持ってきて検査をするという条件でやっと入札で勝てる。人材を1人雇って、例えれば収集に回る。或いは、採水に回る。そんなことをしていたら、とてもじゃないけれど民間の入札には勝てない。そういう状況なので、本当に厳しいというふうに考えています。そういうふうなちゃんとした立派で褒められるような検査センターを今からつくるというのは、ほぼ無理だろうというふうな判断をした訳です。

○豊見常務理事：先程の森広先生の質問の後半部分は、他の意味もあったのではないかと思って聞いていたんですけども、補助金の関係もあると思うのですが、「在宅」という言葉が入っていて、情報センターにも在宅の情報センターということになっていますし、就業支援センターもそうですし、上の会議室のところも在宅医療研修室というふうになっていて、これが「在宅」という言葉が時代遅れになった時に、この名称のまま残ってしまうのかというような意味の部分があったんじゃないかなと思います。

それは私がもし、今後、例えば20年後、30年後かに、名称的なものは、運用上の問題かもしれませんけれども、できてすぐ看板が違うものでも大丈夫なのかとか、何十年後であれば大丈夫なのかとか、そういうお話をあれば教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○横山事務局長：公式に言いますと、行政から補助金を貰いますと、補助金の適正化法というのがありますので、一定期間は補助金の利用目的以外に転用するとその補助金を返さなければいけなくなるということはございます。ただ一方で、今、在宅支援という施策は、これは県が推進をしてやっておられる施策でございますので、おっしゃるとおり10年、20年たってきた時に社会情勢が変わってくると、「在宅支援」ということではなくなるんじやないかということは当然考えられます。ただその時には、逆に県のほうの施策も在宅支援ではなくて、他な施策を県も推進されるだろうと思います。その時その施策に合うように、この在宅支援センターを活用していく。その時に名前を変えて新しい施策に適用するということは十分にできることだろうと思いますし、すべきことだと思っております。

○豊見会長：ありがとうございました。

誠にそのとおりでございまして、ただ、在宅というものが10年、20年後となりますと、正直言って、私ども今の団塊の世代が諸に在宅で面倒を見ていただくということに

突入している訳でございまして、多分20年後は、それこそ全盛期といいますか、一番必要になるのかなという気もしております。そのぐらいのスパンではあろうかというふうに考えております。

○岡田監事：前回の理事会で、二葉の里の歯科医師会館への通路、この件に関しては、会員の皆様方に重々承知していただきたいということを申し上げたので、その機会があったかどうかお尋ねします。

また、会館建設の前に、ここの会館の土地売却に関して、現状どういう状況になっているのか。現状はどうなのかをわかる範囲で結構ですので、ご説明をお願いします。次に、先程、会長がおっしゃったように、いわゆるここで検査センターを残すかどうかという議案とし臨時総会へ出されるならば何でしょうけれども、前回も申し上げましたけれども、移転をするのは1億だというのは積算のある話ではないので、「やはり廃止をするということには、こういうことがあるんだよということになれば、当然廃止よということになるだろうと思います」というのは、会長、ちょっと言い過ぎじゃないかなという気が致しておりますけれども、いかがでしょうか。

先程の、先ずこの建物、土地がいわゆる売って幾らでということが、先ず基本がないと、なかなか財務委員会も立ち上がらないと思うのです。

○豊見会長：今のここの土地の話なんですが、実は、二葉の里の土地をライフアシスト社に半分貸すという話が元々ありました。それをお断りする交渉を今、弁護士を入れてしている訳です。その中で、ここを買って事業ができるとしたら、そのときの売買の優先交渉権をライフアシスト社に下さることは可能かという話をいただいておりますので、ここを売るときには競争入札にかける前に、ライフアシスト社に幾らで買ってくれるかどういかという交渉をするということに、今のところなりそうです。

優先交渉権というのは値引きをするという話ではなくて、競争入札にしてどんどん競り上がっていく以前に、この土地の相場、歯科医師会が幾らで売れたかというところまで含めた上で相場の交渉をしていくということになるかなと思っています。

他にはまだ話は来ていません。

歯科医師会が、「新会館南側の通路を買うことを考慮してもいいよ」というふうにおっしゃってくださっています。「買い戻していただく」と言ったほうがいいかもしれません。元々、歯科医師会が全部で入札で落とした分を5分の2ほど譲ってもらっておりますので、その分の一部を歯科医師会にお返しするということで、これは勿論、儲ける訳にはいきませんから、買い値と同じようになるのかなというふうには思っておりますけども、その交渉も12月以降、お話をていきたいというふうに思っております。

○岡田監事：最初は歯科医師会館を表通りに、こちらは裏通りに、いわゆる一筆にすればかなり高く売れるだろうと。その前に、もっと、警察署ですか、そこも倒すというような話も聞いたことがあります、そういう話には全然ならないということですね。

○豊見会長：そういう話にはならないです。歯科医師会が先に売り先を決めてしましますので。

○岡田監事：不確かな部分が多いという中で、建設委員会の中の財務とかいろんなことの話をしっかり詰めていただきたい。なかなか大変なことだと思いますけれども。

○豊見会長：新会館の内容が決まらないと売る話もできない訳ですので、あやふやな話のままで財務も進まざるを得ないようになろうかと思います。

建物自体については、いかがでしょうか。この建物の基本設計を承認いただくということは、岡田先生がおっしゃるように、検査センターをつくらないという議決をすることになると考えておりますので、それも含めてなんですが。

○岡田監事：薬剤師国保の役員という立場もあるためお尋ねしますが、薬剤師国保の今の家賃が、平米が4,000円なんですけれども、以前の話では、安くなるよと聞いているんですけども、安くなるんでしょうか。その辺はまだ決まってないんでしょうか。

○中野会館建設特別委員会委員長：家賃のほうは決まってませんし、1階、2階、3階によって家賃の構成も変わってくると思います。

○岡田監事：家賃がすごく高かったら、うちは入らないよという選択肢もあるうかなというふうに思っている訳ですけれども……。

○豊見会長：今から財務のほうで、資産の中でちょっと家賃の話も出てきますが、今後、お話し合いをしていくことになると思います。

○岡田監事：「基本的に高くしないよ」というぐらいのことは、ちょっと約束をいただからないと、こちらも動きが……。

○豊見会長：今のことにも関係することありますので、財務の説明について、谷川副会長、よろしくお願ひします。

○谷川副会長：先ず、支出です。これは、平成25年の5月12日に臨時代議員会をしておりまして、会館建設にかかる費用を8億円とするという議決を採択しているんですが、それがちょっと反故になるよという資料です。

まず、土地代として購入したのが3億7,911万7,903円。土地を購入して、登記とか税金とかを払ったりして、歯科医師会との分筆とか、そういうのを諸々を入れると519万3,276円かかっています。今度、新会館を建てるということで、コンサルタントとして、森保先生に昨年まで1年ちょっと関わっていただきまして、その費用が総額で408万2,920円。

その下の建物仮勘定が1,625万4,000円です。これは、あい設計の設計料として払っているものとか、ボーリング調査をしたお金です。

それ以外に、会議費等として、26年度から今年まで、通算ですが181万4,450円。現在のところ4億646万2,549円、土地購入から合わせて使っております。

新会館は、建設委員会のほうにおいて、あい設計には4億3,000万という話だったのですが、会長から聞いたのは、大和ハウスの試算では4億8,000万になるということです。当然税金もかかります。それに設備ですね。想定として1億2,000万。要は、今から6億円かかるであろうと試算しました。ここについては今度の臨時総会までには、もう少し細かい数字が出れば入れていきたいと思っております。

実際に、在宅関係の補助金等が入ってはきますが、これもいつ入ってくるのかわかりませんので、当初、建物を建てるということになったときに要るのが6億円と想定をして試算をしました。すると、これまでに使った分を合わせると10億円を超えるということです。25年の臨時代議員会で8億という議決をされていると言いましたけど、それについては、先ず訂正をしないといけないとい

うので、これを見ていたければと思います。次に、借入金として6億円をどういうふうに借りたらいいかというので、これも試算をしてみました。これは普通に銀行ローンを借りる金利の計算ソフトがありますので、計算をしてみました。先ず、6億円のうち3億円、3億円というのは、ここの土地が売れる最低の水準というものを3億円と想定して、先ず3億円は1年、売却したと同時に返済する。では金利を幾らにするのかということになりますけど、色々見てまして、住宅ローンの分で一番安いので検索すると1.15%でしたので、とりあえず1.15%として計算しています。1年間ですからね、1.15%として、1年後に返すとしたら345万円の利息が付くよということです。

後の3億をじゃあどうするのかということになるんですけど、支払いがどれぐらいできるかという想定を1年間に2,000万から2,500万として想定し計算をします。15年で180ヶ月、1%と1.15%で計算をしたのが3つ目と4つ目になりますね。15年の1.15%で利息が2,676万1,822円かかります。それよりも、18年で3億を1.15%で借りた場合が3,266万3,568円となります。これはあくまでも目安です。

さっきから言っていますけど、25年の5月12日に決議をした中で、旧社団のときの定款細則ですけど、その時にただし書きにあるのが、借入利息は広島銀行の標準貸付金利以下とするというのがありますて、それがそのまま議決されておりますが、借り入れをするのが広銀かどうかというのは今から財務、また事務局等々で詰めていきたいと思います。

ということで、一応、6億円を借りても3億円は1年で返せるだろうと、3億円は15年か18年。一応、そこまでは想定して建てるということです。

次に、じゃあお金は幾らあるのかという話になると思うのですが、27年度末、今年の3月31日現在での特定資産は、財政調整積立。会館施設設備整備積立、医薬分業施設設備整備積立などで、合わせて1億近い財産はあります。ただ、それを使うのではなくて、それはそれとして置いておいて、借り入れでもいいんじゃないかというのが、先程の6億を3億と3億に分けて返済に充てるという試算です。

最後になりましたが、岡田先生の質問に入ってくるのですが、現状に合わせた形で、先ず、県病薬が新しく入ってきます。これを一応、単価3,000円で試算します。広島市薬剤師会が単価3,500円、国保が岡田先生言われたように、平米単価が4,000円ということで、卸が3,000円試算すると、家賃収入として年間905万9,640円という数字が出てきます。

その下が、今でいうここの会館の研修室使用料をどういうふうに設定していくかということですが、現状で、今、ここの研修室の使用料としての料金が年間で大体200万円ぐらいです。もう少し増えるとは思いますので、月20万円はあるだろうということで、240万円がとりあえず研修室の使用料として設定をします。あくまでも、この費用は建物の管理費といいますか、そっちに充てないと、エレベーターの保守であったりとか、植木の管理とか清掃とか、そういうのに充当するということで、これは返済資金には当てないという考えです。あくまでも6億円を借りて3億円はここの土地を売って返す。3億円の借り入れを15年か18年間で返済していくということです。あと、最初にも言いましたが、補助金が幾らになるかと

いうのも、今からこれをずっと詰めていかないといけないということです。

岡田先生が4,000円をどう思われるかわかりませんが、事務局長に調べていただいて、あの辺りの単価設定も色々聞いてはいます。4,000円、妥当ではないかと思いますが今の値段と併せて決めていきたいと思います。

○豊見会長：一応、試算としてこういうことを出したといこうとでございます。非常に大まかな予測ですが、これ以上の日々の負担にはならないだろうという予測はしております。と言いますのは、補助金等がこれには計算されてないということで、10億円のうち6億円丸々を今から使う計算をしてあるということから、このぐらいであれば、大きいほうの予測として提示ができるかなというふうに思っております。

ただ、本当に細かく見ないとわかんないよと言われても何なんですが、15年あって、今の年間の2,178万というのは、今の現状の会費を上げなくても返していける金額であろうというふうに考えておりますので、こういう試算を立てております。

○谷川副会長：会費と部会の負担金も現状のままという前提の基でありますし、なぜ6億円にしたのかというのは、前回の平成25年の5月の臨時総会の時にもう一つ決めてあるのが、借入限度額が7億なんですね。だから何とか6億円で行いたい。3億円を1年で返すといつても借りるのは同時に借りる訳ですから、一応、6億円の借り入れを限度としたいというのが思います。

○豊見会長：この試算を出しましたのは、これによって数年前の8億円、丁度ここで理事会を急遽、開きまして、細かい積み上げでなくて、その時、何とか8億円だったらできるかなという程度のことでしたが、移転を決めるのに「8億で移転することを了承してください」というふうにして、それが代議員会で決まったという経緯があります。その8億円という金額が変わるということを今回の総会で承認をいただく必要があるということで、こういう試算も出てくる訳でございます。8億は超えて、10億ぐらいまでかかる可能性があるよということでございます。

あい設計が4億3,000万で大和ハウスが4億8,000万と言っていますのは、概ねの面積から出した単位面積当たり幾ら、このぐらいの坪数だったらこれというだけの見積もりでございます。まだ基本設計も認められていない訳ですから、概ね、このぐらいあつたらという金額を出していただいている試算でございます。

○豊見常務理事：今の話の流れからすると、結構誤解をされてしまうのではないかと思います。元々の話は、8億円の限度額の話があったにもかかわらず、前回の設計で6億円の建物を建てて3億円の前受け金をもらうという話になつて、もうその3億円の前受け金という話がなくなった時点で、実際には総会の議決を採らなければいけなかったものを県薬は、当時の執行部は採らなかつた訳ですよね。それを採つていなかつたので、きちんと採りますよという話が先ずあって、今回の積算では6億円ではなくて4億8,000万になつてますという話の流れでいかないと、実際は8億円の中でいけるはずだったのに4億8,000万になっちゃつたから変えなきゃいけないというふうに理解をしてしまう人が多いのではないかと思うんです。実際には、もともと総会の議決の8億円というのはオーバーしていって、それを無視してやろうとしていたのをきちんと一度リセットしますよというふうな提

案の仕方のほうがいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○豊見会長：そうですね。

○中野会館建設特別委員会委員長：補足の話しをさせていただきますと、実際に建物ですが、今、4億3,000万という形で会館建設委員会のほうは進んでいます。この内訳を申しますと、外構が2,000万で建物が4億1,000万で、あい設計と建設委員会のほうではこれを目標にやっていくと、これを目標に今たたいております。

前回計画のことを言いますと、大体建設費用として5億8,000万、5億9,000万程になるのを我々は4億3,000万でいこうという部分で、いろんなさまざまな部分を削減して、今、これを目標に建設委員会は取り組んでおります。

○豊見会長：設計屋さんのほうの見積もりとして4億3,000万を基本設計から実際にかかる費用として出しているということで、大和ハウスにお願いをするというのは、実は前のライフアシスト社の建物を建てる計画を立てて、その設計をしたのは、その中継ぎをしたのも大和ハウスがやっている訳ですね。ですから前の半分を貸す契約の相手方は本当はライフアシスト社というよりも現実的には大和ハウスと前会長が話をしていたというのが現実であり、一応、第一指名として大和ハウスにまず聞いてみてというふうな筋道になっています。

只今の説明について、具体的な質問等はありますでしょうか。先程、豊見敦常務理事が申しましたように、ご存じない方がおられるかもわかりませんので説明をしますと、我々は半分を貸して、その賃料を一括で受け取るという話を我々は聞いていた訳ですね。ところが、それがいつの間にやら貸し先が変わり、一括で受け取るときの業者とは違う業者が決まり、一括で受け取るのではなく、それは月払い、月々60万、年間720万、それを30年の事業借地契約でということに変更になり、その賃料を建設費に充てる予定でしたので、それを作りは借金をしなくちゃいけなくなるお金になってしまったんですね、最後の時には。それで話が変わったというのも実は、代議員会にも通っておりませんし、最後の代議員会で説明されましたかね。余りはっきり何かしたような、しないような、していないのか。ちょっと議事録見ないとよくわからないんですが、我々はいろんな話を聞いていく中で、そういうことがわかったというような次第がありました。ですから、借金についてとか、移転費用については、もうその時点で完全にオーバーをしていたということなんですね。建物も勿論、オーバーをする計画になっておりました。それをやめて、ぎりぎり切り詰めて、こういうお金が、それでもこれだけお金がかかってしまうというのが現実だということをございます。

エリアマネジメントに関しては、非常に歯科医師会、医師会も、医師会が特に何ですが、もう、ちょっと怒っている状況です。というのが、後ろが見えるように医師会も低層棟をつくって、そこを高度放射線医療センターですか、どういうんですかね、あれ、何かそんなところにしてますよね。こっち側に、外れたところに、西側に高層になっている。歯科医師会も後ろが見えるように見えるようにとかって色々言われて、条件付けられたとかあつたんですけども、実際にやってみると、前に大きなエネルギーの建物も建っておりまして、その横には大和ハウスと広島テレビの高層建物ができますし、多分何も見えなくなるのかなというふうにも思っておりますが、そういうふうにエリアマネジメントをしようと思っても、そ

れがきかなかつた現実というのが実際にはちょっとあるようとして、なかなか難しいところだなというふうにも思っておりますが。我々もあんなに目の前に大きい建物が建つというのは知りませんでした。

そういうことで、質疑が終わったようですので、これでこの件に関する質疑を終了してよろしいでしょうか。

秋本先生、どうぞ。

○秋本理事：済みません。前、ちょっと話があったと思うんですけど、駐車場の利用は結局、お金を取るんですか。

○豊見会長：これは、歯科医師会とのこともあるんですけども、勿論、会員さんが停めるのに、駐車場、今のお定でいくと21台分の駐車場に関してお金を取ることはないです。ただし、もしかしたら不法駐車が、駅に行く人が勝手に停めたりとか、そういうことが多くなってくるとすると、お金を払わないと出れないようにして、会員さんにはそこを出れる無料チケットをお配りするとか、そういう方法で運営をしていくことになるかもしれません。

○中野会館建設特別委員会委員長：細かい部分ですけど、大ホールの前のトイレなんんですけど、今回、女子トイレのほうを沢山設けさせていただきました。これは、今の現状を考えると、女子トイレが研修会等で混んでいるという現状がありますので、相当な数は、今の現状以上は設けさせていただいております。

○豊見会長：身障者用のトイレは1階ですね。その辺の配慮はもうかなり十分建設委員会のほうでもやっていただいているかなと思っております。

これで質疑を終結してよろしいでしょうか。

それでは、ただいまご審議いただきました基本設計等についての案を第49回広島県薬剤師会総会付議事項とすることについて、賛成の方は挙手を願います。

○豊見会長：理事は全員の挙手をいただきました。ありがとうございます。第1号議案は承認されました。なお、極く軽微な変更については、建設委員会にお任せをしていいのかなと思っておりますが、それ以上の変更だったら常務理事会でいいかなと思うのですが、皆さん、いかがでしょうか。軽微な変更の中で、常務理事会にかけなくちゃいけないなという場合には、常務理事会の決議をとりたいというふうに考えております。それも、只今の承認の中に入れてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、そういうことで、この素案を承認していただくということで、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第2号、第49回広島県薬剤師会臨時総会の招集についてであります。

定款第17条第1項の規定により、総会は、理事会の決議に基づき会長が招集することになります。第2項に、総会を招集する時は、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催の30日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合は2週間前までに短縮することができます。

第49回広島県薬剤師会臨時総会を12月18日の日曜日、午後2時より広島県薬剤師会館において開催すること、只今、ご承認いただきました議案第1号、基本設計等についての案を1件、目的である事項として総会を招集することについてご承認いただけますでしょうか。

なお、実はこのときに国際大学のOSCEの件が重なっております、8人ほど代議員の中で重なっておられます。各支部にお願いをして、ピンチヒッターで今決まっているOSCEの評価者の交代をお願いをしております。もし

も、どうしても無理な場合は、理事は総会で議決権ありませんので、理事を派遣せざるを得ないかなというふうにも考えております。

この12月18日日曜日、午後2時よりここで開催すること、ご承認いただけますでしょうか。ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。異議がないようありますので、2号議案は承認といたします。

○小澤理事：済みません。異議じゃないんですけど、目的である事項が今「基本設計等」になっているので、新会館の基本設計という形で具体的に書いておかれたほうが、良いのではないでしょうか。

○豊見会長：なるほど。「新会館の基本設計」についてといふことで採決をいただいたということでよろしいですか。

○村上専務理事：今回、議決の前に報告事項というのを入れてもいいかなと思います。財務の説明を予め報告として説明して、最終的にそれらの報告に基づいて、この基本設計についての承認をいただきたいという形の決議としてはどうでしょうか。

○豊見会長：勿論、事前送付資料としては議案の他に設計図を入れて、財務の資料も入れて送ります。

○村上専務理事：わかりました。決議する目的である事項は、新会館建設基本設計についてということですね。

○豊見会長：はい。森広先生にお聞きしたいのですが、項目として検査センターをつくるべきなのか、この基本設計を認めていただくということは検査センターがなくなるということを認めていただくことになるのですが、別個の項目として検査センターというのは、やっぱり上げたほうがよろしいですかね。

○森広理事：やはり、説明はしていただきたいです。広島から離れたところの一会员としては、新会館の運営というか建設に当たって、先ず、新会館を建てる目的が何で、どういうことを目指されているのかということが見えてこない。皆さんよくご存じのことと、たまたま、私が知らないのかもしれないんですが、別にここじゃだめなのという気持ちにこの状態ではなってしまうんですね。だから、新しいものになることによって、薬局部門においては、会営薬局にはどういうものを置くとか、もうちょっと具体的に目に見えるような、イメージができるようなコンセプトみたいのが書いてあったほうが、代議員会に出てきた時にも確認がし易いと思います。一方にお金のこととかを説明されても、恐縮ですけど全然わからなくて、それよりも今回の新しい県薬の薬剤師会館は私たちにとってどのようなシンボルになるのかというのが、ちょっとわかったほうがいいなというふうにずっと思います。そういうことをした時に、やはり検査センターはできないということであれば納得がいくと思います。三原とか離れたところからだったら、県薬の会館の利用方法が、また研修会に行きだけなのねという感じがしてしまうので、ちょっと残念に思うんですが。

○豊見会長：一番の移転の目的は、三師会の協働の連携です。一番最初に出てきたのがそれです。当時の健康福祉局長の提案で、二葉の里に三師会を全部集めて、連携をとって動いてもらおうというふうな話が出て、それに賛同した。薬剤師会として賛同したというのが移動の一番の目的でした。もう一つは、この建物がで耐震性がないということがあります。耐震工事をするために莫大な費用が必要であるということです。その2つですね。

例えばエレベーターとか、ここの4階部分も1回、10何年前になるか、どなたか覚えておられますか。これ資料調べたらわかると思いますが、あそこに（空調用）穴があいていたのを潰したりとか、内装を新しくかなり変えました。外装も実はもうさわっているんですが、それも何かほかの人から見るとしたらおかしいんですが、やっぱりちょっとかなり古びてきており、屋上の水漏れとか、いろんなところで、実は見えないところで老朽化があります。エレベーターも取りかえることも考えたんですが、その時に、かなりお金がかかったりして難しいとか、水道とか、いろんなところが実はもうがたがかなりきております。そういうことで新しい会館をというふうなことでなったんですね。ちょっと格好いい理念を言うのは非常に難しいんです。

○小澤理事：私、前執行部の時にここにいなかったので、森広先生のお気持ちよくわかるんですが、結局、先程からお聞きしていると、どこの代議員会で何がどう決まったかわからないうちに何となく進んできている訳です。ですから、この総会においては、きちんとそれを全てはっきりさせた上で建物の議決をしましょうというふうに提案されればいい。今なぜ移るのか。そして、こういうふうなことの現状がある。財政があって、その上で検査センターのことを説明され、ここで一旦仕切り直しをして、そしてその上で提案されてはいかがでしょうということをおっしゃっているんだと思います。私、先程、基本設計、承認しましたけれども、その承認した前提として、ここで検査センターがやっぱり必要だという議決があれば、それは設計の段階からし直すというふうにさつき議長がおっしゃったから、私はその上で承認しました。ここできちんとこういう理念で我々の今の執行部がこうやるんです。いかがでしょうかというご提案をされたらいかがでしょうか。

○豊見会長：わかりました。どうぞ、宮地先生。

○宮地理事：私は一応、流れはわかっているつもりなんですけど、新しく入った理事の方とかがおられるので、復習の意味で、今の先生言われたとおり、改めて説明すべきかなと思います。検査センターも現実的にやっぱり聞いてたら、単純に、要は400万ぐらい赤字が出るということで、10年たったら4,000万だから、もうどうにもならないなど。僕、個人的には、検査センターの運営は難しいと思います。年間400万の赤字。これは無理です。僕はね、それはしようがないのかなと個人的には思いました。

○豊見会長：細かいことですが、今、検査センターが集めているA会員に対する

2,000円ずつがなくなりますので、そういう面では、支部にとっては微々たるものかもしれません、安くなりますが。

それで、検査センターをやめますというふうに総会でも説明はします。詳しい説明をしたいと思います。そういうことで、総会資料を作成をいたしますということです。

○野村副会長：説明するのであれば、ちゃんと書いて、その上でご理解いただけるかどうかというのを諮るべきことかと思います。

○豊見会長：了解しました。

それでは、送付資料の中に、そのことを明記いたします。次に、議案第3号、総会の運営についてあります。資料2をご覧ください。総会次第及び総会議案内容のとおり総会を運営することについて、資料2の1が臨時総

会次第案です。この議事の部分、議案第1号、基本設計等について、これはここは議事の表題ですので、基本設計等についてという書き方で許していただきたいと思います。提案理由等の説明、質疑応答、採決という順序で総会を開きたいというふうに思っておりまます。

○村上専務理事：2、3、4の、これは議事の中に入る部分で、(1)、(2)、(3)は別々じゃないでしょう。議案1号に対する提案理由の説明、質疑、採決という流れですよね。だからある意味、これには記載はしなくてもいい。理由の説明、質疑応答、採決というのは記載はしなくとも、議事としては議案1号さえ上げておけばいいかなと思います。

○豊見会長：それでは、議事、議案第1号、基本設計等についてということで、この基本設計等についての1ページの議案第1号について、基本設計を資料1のとおりとすることについて、総会の承認を求める。資料1というのがこの図面と財務、費用の試算と、ポイントを議案の別に、先程、例えば検査センターがなくなること、会営薬局を広島市薬剤師会に委託すること等が議案として相応しいのか、必要なのかどうなのか。

○村上専務理事：その辺りは、今回の理事会で承認求めるのとはちょっと違う部分だと思います。今日は、エリアマネジメント協議会に出すために、踏んでなかつた総会決議を得るということです。いわゆる設計に関しての決議をもって次の段階に進む。ただし、今まで説明等がなかつたけれど、公開された形で進めていきたいと思いますからというところで色々な説明は入ると思います。今回、議決で行うのは基本設計に対してのオーケーをもらえばいいということだと思います。

○小澤理事：総会のことで、もし、代議員の方が議事を提案できるのであれば、説明をされるのであれば、ここに載せる必要は全くないと思います。なぜかというと、議事として必要であれば、誰かが提案されればいいだけの話です。

今いわゆる検査センターをなくすということに関して、代議員の方が、どなたかがですよ、議決してほしいというようなことが言えるのであれば、僕はそれはそれで納得されると思うんです。

○豊見会長：提案をされた時に、もしも、検査センターはなくすとは否決されて、この基本設計が承認されたらおかしいでしょう。

○森広理事：でも、検査センターをつくることにもしなっても、大きな枠が変わらなければ、問題がない。

○豊見会長：変わらなかつたらつくないです。

○森広理事：わかりました。

○豊見会長：今でも検査センターが、何平米ありますかね。すごい、わかると思いますけど、1階をほとんど使っているわけですから、かなりの面積ですよね。

○中野会館建設特別委員会委員長：今現在、検査センターが209平米あります。この枠の中で検査センターを入れようとすると、これを4階建てにしないとできない設計になります。

○野村副会長：最低限どのぐらい要るのかと聞いたときは、100平米は欲しいという、いろんな機器類のことがありますて、そういう答えは出ておりました。

○豊見会長：ですので、基本設計だけ認められて、検査センターを議決したりするとおかしいことになります。できない。

○竹本常務理事：検査センターというのがすごく非常に大

きな、それをなくすというのは大きなものに捉えられていると思うんですけど、この図面を見れば、新しく今度薬局が入ったりとかっていうところあると思うんですね。そういうのを一つ一つというのを議決というのをとっていくのは難しいと思います。これはもう会館の設計というところで、全てそれを一括してご承認をいただくというところで提案をいたしますので、そこできちんと執行部側が説明をされて、納得いただいて、一括して議決を得られれば、もうそれでいいのかなというふうに思います。あえて検査センターだけを一つ議決とするというのはちょっとおかしな話というか、難しいのかなというふうに思います。

○豊見会長：総会では、今の経緯も含めて詳しく説明をします。送付資料の中には、特徴的なものが書き込めるかどうかを検討します。議案に関しては別建てにすることはできない。承認をとる時に基本設計に含まれる特徴として、そういうものを説明する。ただし、それは一つずつ決議をとる訳ではないということをご理解いただけたらと思います。

ご相談は、これで終了をいたします。それから。

○横山事務局長：確認をさせてください。

○豊見会長：はい。

○横山事務局長：総会の準備をする関係で、今のお話を確認をさせていただきたいんですが、今の次第のところで言いますと、第1号議案「新会館の基本設計等について」ということの議題でよろしいでしょうか。「新会館の」を付けるというのが先程、出ておりましたが。

○豊見会長：議題はそのとおりです。

○横山事務局長：次に、資料の中で、図面だけでなく、先程、中野委員長がおっしゃった「5つのポイント」といったようなものを加えた図面の説明書きを1枚加えるということで、その部分はよろしいでしょうか。

○豊見会長：よろしいですか。それを見られたら、設計図を詳細に検討しなくても検査センターがないことがわかるというふうな書類を事前に送付します。

○横山事務局長：説明書きとして、病棟が入りますよとか、検査センターがなくなりますよとか、通路が独立しておりますよとか、薬局が設置されますよとか、そういった5つのポイントを列挙して、そういう考え方で基本設計ができておりますという説明書きをつけるということで明示をする。

○豊見会長：また、そうすると質問もしやすくなるでしょうね。それじゃあそうします。

○横山事務局長：それから、軽微な変更の一任は、常務理事会にということでよろしいですね。

○豊見会長：はい。これは議案第1号の説明のところに入れてください。

○横山事務局長：財務の件なんですが、これはどのようにしますか。

ただ今の財務の推計を出しますと、8億円を超えた金額を提案するようになりますけれども、要するに8億円を超えたものを提案することについて、8億円のキャップを外すという議決を採る必要がありますか。

○豊見会長：それが必要かどうか。

○野村副会長：説明の中で、案を通したことによって、以前、代議員会で議決した8億円は無効となると説明してはどうでしょうか。

○豊見会長：無効となりますという説明をせざるを得ないです。議案としては提出はしないことにします。

○横山事務局長：資料として財務でご説明をされるだけということでおいいですか。

○豊見会長：はい。今の10億ちょっとかかるよという資料は出していただくということでよろしいですね、財務担当の谷川先生。

○谷川副会長：ちょっと検討します。二葉の里への移設整備についてということで、社団法人広島県薬剤師会館移設整備に係る費用は8億円を上限とするだから、土地は無視していいかもしない。

○豊見会長：通りません。それは全て含めて移転にかかる費用というふうに説明しております。

○豊見常務理事：今の資料については、これはまだ、積算根拠が怪しい部分が大き過ぎると思いますので、総会に出す資料ではなくて、経緯の中で説明する資料のほうが適切ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○豊見会長：そうしたほうがいいですか。

それでは、設計図とその特徴だけを送る。総会に皆さん来られて、これが幾らができるんだと、借金返せるのかという疑問を全員がお持ちになりながら会に来ると、そこで総会ではこの財務資料を出すということでおろしいですか。

○野村副会長：準備はしておく。

○豊見会長：もちろん準備はしておいて、総会に来られたときには、配らないと説明ができないので、財務資料は必ず必要だろうと思います。

○宮地理事：谷川先生の言われた、要は5億円あって、4億円は土地購入で使った残り大体1億円。6億円を借金して、3億円は現有地の売却で恐らく返せるだろう。残り3億円を何年かで返済するかいうことですね。ざっくりは言ったほうがわかり易いのかなと思います。

○豊見会長：資料も今日みたいにいろんな種類を出すのじゃなくて、こうなった場合はこうという整理をして、わかり易いものにする。

○宮地理事：どれぐらいで建つかというのがある程度やっぱり判らないと、判断ができない。

○豊見会長：そうですね。

○宮地理事：僕も7億円、8億円、建物だけで5億円、6億円か何か、勘違いしてたので、10億円はしようがないんじゃないかなと思うんですけど。

○豊見会長：わかりました。それでは、そういう資料を今から1カ月ありますので、わかり易い資料をみんなで作成をします。内容は今日、説明したとおりの内容とします。

○村上専務理事：8億という代議員会決議が質問に出たときにどう答弁するかということが、私がやるとしたら自信ないですが、決まったことに関して、それを無視して進めて、決まったときに決議をとるということですか。開かれた形で進めるために、設計の了解をとるとか言いながら、8億は以前から超えてたから、そのまま踏襲するというスタンスでいくんですね。その辺ちょっと僕自信ないね。「8億はどうなったんですか」というふうに聞かれたときに、「8億は超えません」と言うのか、「超えます」と言うのか。

○豊見会長：「超えます」と言います。

○村上専務理事：じゃあ、「代議員会の議決を超えます」ということで進めていくんですかと言われたと時には。

○豊見会長：「超えることも含めて、この基本設計をご了承ください」と言います。

○村上専務理事：含めて。

○豊見会長：はい。この基本設計を了承していただくということは、超えるというご了承をいただくということで、それに納得をいただくと。

○宮地理事：そうですね。それを含めてということで良いと思います。

○野村副会長：先程、説明がありましたように、根拠というか、積み上げたもののない形での総額を決定したという経緯をちゃんと説明すれば、実際にやってみたらこういう額になったという、実際に、もう前回の分でもオーバーしてたし、今回もこれだけ切り詰めてそういう額ですということのご説明をしていくしかないかなと思います。

○竹本常務理事：先程、議案説明の中でも、今までの経緯を話して欲しいというのを、新しく代議員になった方もこの度いますし、その経緯をきちんと説明していただいたほうがいいということがあったと思うんですけども、その中で、今まで結局8億を切ったものは出てなかった訳ですよね。8億超えてずっと今まで提案されてきていたこと。ここまで下げたけども、それでも超えてしまうんだ」という説明をきちんとしていただけたら、一括そこでとれたらいいのかなというふうに思います。

○豊見会長：ありがとうございます。そういうふうな説明になろうかと思います。

それで大体、結論が出たように思います。

次は、運営ですが、総会当日、開会の辞を村上信行専務理事、閉会の辞を青野拓郎副会長、司会者を藤山りさ常務理事にお願いすることが常務理事会で決まっておりますので、ご報告申し上げます。

次は、議案第4号、公益社団法人広島県薬剤師会特定費用準備資金及び資産取得資金取扱規程（案）について、提案理由の説明を求めます。

○野村副会長：公益社団法人広島県薬剤師会の特定費用準備資金及び資産取得資金取扱規程の制定について、理事会の決議を求めるものであります。

詳細につきましては、事務局より説明をよろしくお願ひいたします。

○横山事務局長：事務局からご説明を申し上げます。

議案第4号、特定費用準備資金及び特定資産取得資金取扱規程でございます。規程の説明前段として、この規程をご審議いただかなければいけない理由から説明をさせていただきます。

公益法人は、公益事業について、収支相償、プラス・マイナス・ゼロもしくは赤字でないといけないという大原則がございます。ただ、当法人は、26年度に2,399万円余、27年度で1,953万3,000円余の黒字を決算しております。黒字というのが、先程、検査センターは赤字ですが、皆さんからいただいた会費を公益事業に半分充当しております。ですから、その部分で黒字が出ているということになります。合わせて4,350万ほどの黒字が出ております。

黒字が出た場合に処理をするための規程が、今回の規程でございます。公益法人法では、黒字については、理事会等でその黒字部分を専ら公益事業に将来的に使うということを決議すれば、それを認めてもらえ、黒字から差し引いてもらえます。将来使うお金というのが、準備資金ということでございます。

準備資金ですが、では特定費用準備資金というのは何かというと、例えば、3年後に全国大会やります。その時

に沢山お金が要ります。単年では消化できないから今から貯めていきますというようなのが特定費用です。それから、特定資産、これは公益事業をやるためにどうしても資産が必要です。例えば、ここの会館が古くなって、どうしても老朽化して使えないから新しいのをつくらないといけませんよ。そのための費用だけど、単年度では当然貯えないから、お金を貯めていって、それを充当します。そういうことをするお金を積み立てるための規程でございます。

この規程そのものは、県の公益法人担当から模範の規程をいただいてきて、公益社団法人広島県薬剤師会であるとか、そういった言葉を直したものでございますので、ある意味、模範規程をそのまま写したものでございます。

内容は、ご覧のとおりです。

なお、附則として、この規程は、平成28年4月1日より施行するとしております。これは、本日はもう4月1日過ぎておりますけども、遡って適用させていただこうかなと思ってます。というのは、過去にもう2年間黒字を出してますので、こういう規程がいつまでもなかったというよりは、少しでも早い時期に施行をしたほうがいいという判断でございます。

以上、規程の説明を終わらせていただきます。

○豊見会長：ありがとうございました。

この規則をつくっても、実際に実行するためには、ここに書いてありますように、事業ごとに資金の名称等々を理事会の承認を得ないと実行できない訳ですが、現実につくる、承認を得るのは次の理事会と考えていいんですか。それとも今度の決算前の理事会。

○横山事務局長：実際に積み立てるのはいつかということでございますけども、先程の条文の中にもありましたけども、積立金の算定根拠を明示しなければいけないということで、建設の資金に積み立てる場合には、やはり今のようなざっくりした金額で限度額を定める訳にいきませんので、ある程度見積もりができた時点でないとご提案ができないと思います。時期的には、3月の総会までには基本設計をもとにした見積もりを建設会社のほうからとれると思いますので、それをもとにご提案をさせていただければと思っております。

○豊見会長：ありがとうございました。

何か質疑、質問等ございますでしょうか。

中野先生、どうぞ。

○中野会館建設特別委員会委員長：会館建設にかかることなので、少し質問させていただきます。

この特定資産についてなんですが、先程、谷川副会長のほうから財政の説明があった時に、財政調整積立金とか医薬分業施設積立金、これを特定資産と書いていますが、この扱いについて、これは全部会館建設のほうで使える特定資産と理解してよろしいんでしょうか。

○横山事務局長：これは、会計上の特定資産でございますので、要はキャッシュが幾らありますよというだけの説明でございますから、先程の説明の中で明確に会館建設で使えるのは、会館建設の積立金の、1,200万ぐらいありましたかね、あれは明確に会館建設に使えますけども、後のものについては、使えないということじゃなくて、それこそ理事会なり総会なりで予算のご承認をいただいて使うということになります。ですからイコールではございません。

○中野会館建設特別委員会委員長：わかりました。

○豊見会長：ほかに何か質問等ございますか。

○村上専務理事：今の分で、先ず、この規則をつくるということは、この理事会で決定して、幾ら積み立てるかは次の予算がわかつてからという形になるんですか。それとも、それがわかつてから、例えば、「特定資金として6億積み立てますよ」ということがわかつてからつくる規約なのか、今からつくっておいて、根拠に基づいて積み上げていくのかが1点と、それから、今ある4,000万、あるいは今期にも2,000万は行くだろう。6,000万一括でどんと計上できるのか。「年間計画としてこういう形で積み立てますよ」というふうにしていくのか。

○横山事務局長：実際にお金が動く訳ではございませんので、計上は一遍にやらせていただくことになりますけども、先程の特定資産の中にキャッシングがあったものを会館建設の、それも公益事業部分の持ち分のお金ですよという名前をつけて、帳簿上の明確に区分して載せるというだけでございます。我々は公益事業で黒字を出しましたけど、この黒字は必ずこの公益事業に使いますよということがある意味、宣言するようなやり方でございますので、逆に言いますと、だから例えば、2億5,000万が限度額だとしても、2億5,000万全部積み立てると、10年、20年かけて積み立てますよという話ではございません。これは、公益事業の収支相償の中にステップが2つありますし、「基本的に黒字を出したらいけませんよ」という部分が実はあります。黒字が出たら、こういうふうに処理しますという話が今の話ですが、基本的には黒字が出ないようにしてくださいという話が、実はもう一つ進んだ段階があります。これも実はまだ常務理事会にも皆さんにもお話ししてませが、県のほうから「兎に角そこの部分、黒字になっているんなら黒字にならないようにしてください。」という話がございまして、それをどうやってやるかなというステップがございます。

この方法として、一つある方法は、さっき一寸言いましたが、会費を半分、50%公益事業へ入れた結果の黒字ということですので、これは今、50%は公益事業に入れますよというのが薬剤師会の会費規程でございますので、例えば、これを「3割を公益事業に入れますよ」というふうにすれば、単純に公益事業の収入が、会費部分が減りますので、そうすると公益事業の黒字は解消できる。方法がこれ以外にもあるんですけども、一番わかり易い方法で今申し上げました。とは言っても会費を減らすという話ではなくて、公益事業にはめる部分と公益事業以外の部分へはめる部分をさじ加減をするというだけです。会費を減らしちゃいますと全体の黒字がなくなっちゃいますので、会館建設のお金が出てこなくなりますので、会計上の話と思っていただければと思います。

○豊見会長：先日、監査を受けまして、そういうふうな指導、黒字を出しちゃだめだよという指導を受けたところでございます。それを避けながら運営していくための一つの方法として、こういう提案でございます。

これで、この件に関する質疑を終結してよろしいでしょうか。

○豊見会長：規程は、ですからこの4月から、この規程があるよというのがこの4月からあるというふうな承認を本日、いただきたいというふうに思っております。

只今ご審議いただきました公益社団法人広島県薬剤師会特定費用準備資金及び資産取得資金取扱規程（案）について、ご承認いただけますでしょうか。挙手をお願いいたします。

挙手全員です。異議なしとして、決議されました。ありがとうございました。

以上で本日予定をしておりました議案の審議は全て終了いたしました。

続いて、その他として、報告事項が3件ございます。

まず、平成28・29年度公益社団法人広島県薬剤師会補欠の代議員選挙結果について報告を求めます。

野村副会長、よろしくお願ひします。

○野村副会長：資料4をご覧ください。平成28年、29年度の公益社団法人広島県薬剤師会の代議員は決まっておりましたけども、広島市薬剤師会の代議員から2名、それから、呉市薬剤師会からの代議員から1名が理事となりましたので、合計3名の欠員となっておりました。平成28年9月26日に告示をいたしまして、その補欠の代議員選挙を行いました。その結果は、資料に書いてあるとおりでございます。広島市薬剤師会が、定員2名のところ立候補者4名ありましたので、投票が行われ、大谷純一氏、竹本祐子氏が当選されました。呉市薬剤師会におきましては、定数1名のところ立候補者1名ということで、無投票で大塚幸三氏が当選されました。以上です。

○豊見会長：広島の投票率、どのぐらいでしたか。

○事務局：60%以上です。

○豊見会長：60数%。はっきりした数字ではありませんけども、60%以上の投票があったということで、かなり皆さん熱心に選挙にかかわられたと思っております。ありがとうございました。

続きまして、第49回広島県薬剤師会臨時総会の開催通知発送等のスケジュールについてご説明をいただきます。

横山事務局長、よろしくお願ひいたします。

○横山事務局長：資料5でございます。スケジュールですけども、開催通知につきましては、明日11月18日金曜日に発送をいたします。出欠の回答期限は11月30日水曜日を予定しております。欠席の方についての委任状と書面表決の書類につきましては、回答期限の30日の翌日、12月1日本曜日に発送したいと思います。書類の返送期限は総会の2日前の12月16日の金曜日、午後5時必着ということで取り扱いにさせていただきたいと思います。

それから、質疑事項でございますけども、事前の申請は12月13日ということで予定しております。

○豊見会長：ありがとうございました。

次に、第50回広島県薬剤師会臨時総会等にかかる会議の開催について説明を求めます。

野村副会長、よろしくお願ひします。

○野村副会長：来年3月に、第50回の広島県薬剤師会臨時総会の開催を予定しております。その臨時総会の開催に当たりまして、3月4日の土曜日の午後3時より、地域・職域薬剤師会長会、以前は支部長理事合同会議という名称で呼んでおりましたが、その会議を、また、同日午後5時より理事会を予定しております。場所はTKPガーデンシティPREMIUM広島駅前です。

次に、第50回広島県薬剤師会の臨時総会を3月26日の日曜日、午後1時より当会館において開催する予定しておりますので、ご出席いただきますようお願いいたします。以上です。

○豊見会長：どうもありがとうございました。

以上をもって、本日の審議は全て終了いたします。非常に重要な案件を決めていただきました。どうもありがとうございました。

以上をもって、会議を終了し、理事会を閉会した。

◆ 第49回広島県薬剤師会臨時総会議事録

1. 開催日時：平成28年12月18日（日）

午後2時～午後4時25分

2. 開催場所：広島市中区富士見町11-42

広島県薬剤師会館

3. 次第：

- 1) 開会の辞
- 2) 会長挨拶
- 3) 出席代議員数の確認
- 4) 議事録署名人の選出
- 5) 議事
 - (1) 議案第1号新会館の基本設計等について
- 6) その他
- 7) 閉会の辞

4. 出席者：

1) 代議員（63名）

池田康彦	岩本義浩	形部宏文
河内一仁	佐々木薫英	武末玲子
出張景子	長坂晋次	中野真豪
野村伸昭	日浦昌洋	細田正紀
前田修一	大谷純一	森川悦子
山内純子	秋本浩志	貞永昌夫
下田代幹太	峠 文子	土井郁郎
皮間壽美子	末次達也	長坂晃治
西原昌幸	畠山 厚	池田和彦
樽谷嘉久	呑田敬三	長谷川頃一
竹下武伸	中谷有吾	森川淳一郎
渡邊理恵子	出口正光	小埜真理子
中石真紀	藤政智栄	中嶋都義
花岡宏之	濱崎匡史	林 充代
大塚幸三	横田直典	神田信吾
井上 真	作田利一	高橋富夫
田口直子	萩原謙二	村上寛子
山岡恵美子	山口恵徳	常盤周作
中村勇樹	肥後克彦	下田篤子
横田いつ子	横田 進	津国美香
稻住俊介	杉田善信	平岡一貴

2) 書面表決・委任状提出代議員（15名）

今田哲生	坂本 徹	高橋 強
高村豊至	竹本祐子	吉川勇人
荒田吉丸	大賀真樹子	徳尾節子
島崎一郎	井上俊則	大方十代治
松本久二子	麻生祐司	清原厚子

3) 役員

(会 長)	豊見雅文	
(専務理事)	村上信行	
(副 会 長)	野村祐二	青野拓郎 有村健二
		谷川正之 松尾裕彰
(常務理事)	小林啓二	竹本貴明 豊見 敦
		藤山りさ 二川 勝
(理 事)	有村典謙	宮地 理 森広亜紀
(監 事)	岡田 甫	菊一瓔子
(欠席理事)	井上映子	中川潤子 平本敦大
		松村智子 吉田亜賀子 小澤孝一郎
		佐藤英治 三宅勝志 新井茂昭
		秋本 伸 安保圭介 宮本一彦

4) 支部長

野村祐仁	下田代幹太	二川 勝
宗 文彦	竹下武伸	大塚幸三
村上信行	常盤周作	宮地 理
杉田善信		

5) 弁護士

久笠法律事務所 長谷川栄治

5. 会議の状況

定時総会は、12月18日（日）午後2時から、藤山りさ常務理事の司会のもと開会された。

まず、村上専務理事の開会の辞があり、会長挨拶に移り、豊見雅文会長が行われた。

【会長挨拶－別添（P.41参照）】

【議長・副議長登壇し、議長・副議長席に着く】

○野村伸昭議長 議長の野村伸昭でございます。よろしくお願いします。

○池田和彦副議長 副議長の池田和彦でございます。よろしくお願いします。

先ほど村上専務理事、豊見会長が御挨拶されました。米国の大統領選ではありませんけども、歯科医師会等といいろいろ問題があったというお話を前回ありましたけれども、そういう分断された傷を癒やすというんですか、やはり関係団体とうまくやっていくという必要も薬剤師会にはあると思います。皆さんの審議と御議論、よろしくお願いします。

○野村伸昭議長 それでは、まず、出席代議員数の確認を行います。

ただいまの出席者数は61名であります。定款第20条の規定による、定足数である代議員の2分の1に達しております。よって、この会議は成立いたしました。

これより議事に入ります。

議事運営につきましては、円滑、能率的に終始いたしますよう、格段の御協力をお願いいたします。

初めに、議事録署名人の選出についてであります。

お諮りいたします。定款第24条第2項に規定する議事録署名人の選出は、私から指名させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

【「異議なし」】

○野村伸昭議長 御異議ないようありますから、議長から指名させていただきます。

広島支部、池田康彦様、安佐支部、下田代幹太様、以上の方々にお願いいたします。よろしくお願いします。

なお、本日は、当会の顧問弁護士をお願いしております久笠法律事務所の長谷川栄治弁護士に御臨席をいたしております。長谷川先生、よろしくお願いします。

それでは、これより議案の審議に入ります。

本日の、臨時総会に提出されました議案は、議案第1号、新会館の基本設計等についての1件であります。

本来ですと、ここで提案理由の説明を求めるところですが、新会館につきましては、これまでの経緯があること及び新任の代議員がおられることなどから、初めに、改めて代議員の方々に会館建設の経緯について説明をすべきと考えますので、執行部に説明を求めます。

（理事者より提出資料により次のとおり説明等があった。）

5) 議事

（1）議案第1号新会館の基本設計等について

【会館建設の経緯説明－別添（P.41参照）】

豊見雅文会長

【提案理由の説明－別添（P.42参照）】

野村祐仁副会長・松尾裕彰副会長

中野真豪会館建設特別委員会委員長・谷川正之副会長

○野村伸昭議長 ありがとうございました。

ここで、議事進行を副議長と交代します。

○池田和彦副議長 よろしくお願ひいたします。

それでは、議案についての質疑に移ります。

まず、配付しております質問事項一覧表の順序に従いまして、順次御発言願います。

なお、発言者は議席番号、氏名を述べ、私の許可を得て御発言ください。

では、呉支部、大塚幸三代議員。

【質疑・応答－別添（P.46参照）】

○池田和彦副議長

では、時間の都合もございます。そろそろ質疑も終了したいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

御異議がないようありますので、以上をもって質疑を終了いたします。

○池田和彦副議長 次に、議案の採決に入る前に、委任状と書面評決の取り扱いについて御説明いたします。

委任状及び書面評決については、一旦提出した内容を変更することはできません。また、委任状もしくは書面評決を提出した代議員は、本総会出席した場合でも本日の採決には参加できません。次に、定款第22条第1項の規定に、総会の決議は総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行うこととなっております。

まず、出席代議員数の確認を行います。

ただいまの出席者数は63名であります。また、欠席代議員より委任状6通、または書面評決の届け出が9通の合計15通ありましたので、ただいまの出席者数は合計78名になります。

それでは、議案第1号の採決を行います。

ただいま上程中の議案第1号、新会館の基本設計等について賛成の方は挙手を願います。

【採決】

【挙手多数】

○池田和彦副議長 結果を申し上げます。挙手、賛成者多数でありますので、議案第1号は可決されました。

内訳を申し上げます。代議員の賛成票、63名の中の51名と、それから議長、副議長合わせまして2名ですね、53名が賛成です。

以上をもちまして、本総会において審議することは全て終了いたしました。

ここで議長と進行を交代いたします。

○野村伸昭議長 議長の野村です。これで一応協議は終了ですけれど、何か御意見とかあれば、挙手して御発言いただければ。

豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） 一番最初に申しました、まだ大きい問題が残ってるっていう問題の中で、一番最初に貸すお約束をしていましたライフアシスト社さんの問題が実はまだ残っておりまして、それを、どうするかとい

うのは、今、先方は何とか広島市内で事業をしたいということで、こちらの土地を売却する時に優先交渉権を欲しいというふうにおっしゃっています。そちらの方向で今、話を進めております。ですから、こちらの土地は入札をせずに、相場の価格でライフアシスト社さんに売却をすることができればなというふうに思っております。その相場、まだ出ておりませんので、はっきりとした金額はもちろん申し上げられませんが、そういう方向で何とかさきのお約束の解決を図ろうというふうにも思っております。

本日はこういうふうにいろいろ、検査センターに関しては、我々も忸怩たる思いで廃止を決めたわけですが、何とかそちらの方向で、皆さんに御迷惑をかけないように進ませていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○野村伸昭議長 ありがとうございます。

特にないようでしたら、この程度で、ここで協議を終わりたいと思います。

長時間にわたり、熱心なる御審議、議事の運営につきまして、格別の御協力を賜りましたことを、心から厚く御礼申し上げ、議長、副議長の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。(拍手)

○池田和彦副議長 ありがとうございました。

済みません、一言だけです、また前回と同じように余計なこと言っちゃうかもしれないんですけど、検査センターの問題、非常に先生方も気になるようで、実は僕も学校薬剤師をやっておりまして、城崎センター長を初め、皆さんに非常にお世話になっています。薬剤師は厚生労働大臣免許ですから、やっぱり今いらっしゃる職員の皆さんとの処遇とか今後のことも、特に考えていただきたいなと思います。以上でございます。ありがとうございました。

○藤山りさ常務理事(廿日市) 議長さん、副議長さん、御苦労さまでした。ありがとうございました。(拍手)

円滑なる議事運営によりまして、滞りなく議事は終了いたしました。厚く御礼申し上げます。

せっかくの機会でありますから、何か御意見等ございましたら。

もうよろしいですね。特にないようありますので、それでは、閉会の辞を青野拓郎副会長にお願いいたします。閉会にあたり、青野拓郎副会長が閉会の辞を述べ、午後4時25分に閉会した。

●会長演説

○豊見雅文会長(広島佐伯) こんにちは。今日は、お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。

審議に関しては、十分な準備をしておりますので、御質問等、忌憚なく御質問いただいて、審議いただきたいというふうに考えております。今までに会館建設特別委員会を中心に検討してきた内容を常務理事会、理事会に上げまして審議してきた結果を今日御報告させていただき、皆さんに審議をしていただくことにしております。よろしくお願ひします。

6月の総会で新体制となって、7月の14日に第1回の会館建設特別委員会が開かれました。5カ月の間に、今まで13回、委員会を開いていただいております。表に出ていなかった問題も次々と明らかになってまいりまして、多くの問題がクリアになりました。建設委員会から報告を上げてもらい、役員が議論しながら、ゴールに向かって進んでいる状況でございます。

実は、まだ解決しなければいけない、大きな問題が残っているのですが、これは今まで、お貸しすると約束していた相手、ライフアシスト社との話し合いで今、継続中でございます。この件に関しましてはまた後ほど話が出てくるかと思いますけども、解決しなければいけない大きい問題として残っています。

今回は、業者への正式な契約を前に、ひとまずこれまでの経緯をお知らせして、大筋について組織決定を行うという必要がございますので、こういう時期になりましたが、総会を開催させていただくことになりました。

本日、皆様の御承認をいただきまして、さらに会館建設の議論を深めてまいりたいと思っております。闇達な、そして大局的な御議論をお願いして、開会の挨拶とさせていただきます。

●(会館建設の経緯の説明)

○豊見雅文会長(広島佐伯) ここに至りました経緯をまず御説明させていただきまして、後ほど、新しい基本設計に関する説明をさせていただきます。

まず、現在のこの会館は昭和54年、37年前に建設されています。外装の改修を17年前に行って、タイル張りの、外装になりました。その後、大規模な改修は行っておらず、現状は、耐震性能や水回り、電気系統などの大幅な改修が必要な時期になっていますが、その改修には多額の費用がかかるということがわかっています。

記録によると、新会館建設の話が最初に出てきたのは、今から6年前、平成22年の12月に、当時の佐々木広島県健康福祉局長から、二葉の里に三師会が集まって医療連携を深める体制をつくってくれないかという御提案がございました。これが当会が二葉の里に移転を検討し始める発端となっております。

その後、平成25年5月の臨時代議員会で、二葉の里に新築移転すること、借入限度額を7億に設定することが決まりました。同時に、移転総額については8億円となることが決定されました。土地を3億8,000万で、その後購入しておりますので、残りは4億2,000万しか実はもうないことになるのですが、後ほど詳しく説明いたしますが、当初より4億2,000万では建設費すら賄えないというふうな話が出ております。現在、建設特別委員会では、建物を4億3,000万をめどに建設計画を立てることで進めてはおりますが、この計画でも、従来の計画と比較しますと大幅に建設費自体下げてはおりますが、それでも総額8億という点については、以前の計画と同じく、超過をしてしまう。計画が進み、移転費あるいは税金、その他もちろんの費用を足しますと、どうしても移転費総額8億円以内でというのは無理ということが判明しております。この件に関しましては、先ほども言いましたように、もともとのプロポーザルを出した時の計画の時点からもうオーバーをしていたというふうに考えております。二葉の里の土地は、当会の代議員会で購入することが決定された後、歯科医師会が一括で応札、購入し、その東側5分の2,600坪を薬剤師会に分割することになったことが報告されています。この時期に歯科医師会との打ち合わせが行われ、後に問題とされる南側の車路についての約束が交わされたようですが、その当時は分割時の条件については何も報告をされておりませんでした。

ここからの議論は、第1期から第4期に分けて御説明したいと思います。

まず、土地購入から平成27年当初までを第1期とします。

この時期は、高層階の建物をつくり、その中で協同組合がサ高住を運営するという計画が提示されておりました。建設費は最大で30億円のプランとなっていました。平成26年12月の常務理事会で、この議論については、まず、代議員会の決議に基づいた数字でプランをつくるように建設委員会に差し戻されております。

そして第2期、会館本体にサ高住などの事業者を入れるのか入れないのかの議論が行われて、会館本体に他の業者を入れないほうがよいという理事会全体のコンセンサスが形成されております。このころから、会館の規模としては200坪の土地に600坪程度の会館を建てる。200坪の土地というのは、実はこここの今の現在の富士見町の土地と同じ面積なんですね。これで建つだろうというふうなことで計画が進められました。建設費としては5億から6億という規模が検討されており、現在のプランとほとんど同じ規模の会館が議論をされているということを御承知おきいただきたいと思います。

そして第3期ですが、会館本体に他の業者を入れないという方向が固まりまして、そのころから定期借地権という提案が出てまいります。第3期の前半で行われた議論は、350坪から400坪を定借で貸すか、まず、独自で建設プランをまとめてから資金の検討を行なうかという議論でした。一度は理事会で、まず、独自で建設プランをまとめるという提案が過半数を占めましたが、その後開かれる予定だった総会が中止となり、この案では総会は開催されておりません。第3期の後半で、200坪に会館を建てるというプランでは手狭であるという判断からか、薬剤師会の敷地が200坪から300坪に拡大され、残りの300坪を定借で貸すという、建設委員会を通じてない提案が理事会を通過することになります。300坪を定借で貸すのか、事業プランを練ってから定借が必要かどうか検討するかの2案を総会で議論を行いましたが、総会では、審議の結果、表決に至らず、継続会ということになりました。その後、改めて理事会が開催され、そこで、設計者はあい設計にすること、また、事業用定期借地権により会館建設費用の一部を賄うことが多数となり、その案が次の総会に上程されたのは御記憶だろうと思います。

昨年8月の第46回総会で、30年の一般定期借地権を設定して、土地の半分を貸与して建設資金に充当するという案が議決されました。このころには、検査センターの移設に1億近い費用がかかることを説明され、存続か廃止かの検討が始まっております。

ここからを第4期といたします。敷地内通路の問題と歯科医師会との関係悪化が問題となる時期です。300坪で会館を建てるプランでは十分に車路を確保することができないことがわかり、会館の1階部分を柱で支えるピロティー構造にすることで車路を確保する設計が出てまいりました。当然、定借部分を減らすことができれば、会館を北側に少し移動させて、南側に車路を確保することができるわけですから、患者が会館に直接入らなくてもよい構造にできます。9月24日の理事会では、そのような構造にするのか、お金をかけてでも300坪の中にピロティー構造をつくり、患者が直接会館の1階に入ってくる構造になるのかの議論が行われ、非常な僅差でしたが、ピロティー構造が多数となりました。その当時は、規制緩和されるだろうとの見通しから賛成された理事の方もいらっしゃったことと思われます。その後の今年の3月に厚労省から、構造規制の緩和について認められるものと認められないものという図面が出てまいりました。こ

のピロティー案では、直接医療機関から1階に入ってくる構造となり、あの図面によりますと不適格、引き続き認められないというふうな判断が、今年の3月にはされているわけです。

この翌月10月のことなんですが、土地分割時の約束と違う構造が決定されたということで歯科医師会理事会で問題視されて、広島県歯科医師会から広島県薬剤師会宛てに抗議文書が出されました。広島県薬剤師会の対応と、それに対するこの抗議文については、2月号の広島県歯科医師会の会報に掲載され、会員に報告が行われました。医薬分業の理念については、その後、当時規制緩和により許可されることになるであろうとの説明がありました。が、全国の薬剤師会がそのことに反対をし、その中でも、全都道府県中で一番最初にその規制緩和に反対決議を我々の広島県薬剤師会はしているのですが、反対決議を一番最初に採択した広島県がこの規制緩和を最初に利用してしまうことになることに、全国の薬剤師会から非難の声が上がっています。広島県薬の学術大会に日本薬剤師会の山本会長が来られて、講演をされた一番最後にこの話題に触れて、医薬分業の本旨を搖るがさないように求められたということを御記憶の方も多いと思います。厚労省がピロティーで歯科医師会とつながる構造は認めないとことも明らかになり、執行部としては医薬分業の理念、歯科医師会との関係について協議を続けました。

1月の常務理事会では、当初、薬剤師会が購入した土地の南側を6メートル幅で広島市に寄附したらどうかという話が出ていたということも明らかになりました。西側に院外処方を発行する歯科診療所が決まり、北に300坪を貸すと約束した建設会社があり、南に通路を確保する約束をしていたことが発覚して、3方向それぞれの相反する条件を満たさなければならなくなつた会館建設は、袋小路に入っております。

3月末の第47回臨時総会で会長選挙が行われ、当時から会館建設にかかわってこられた先生方、各支部の先生方、そして代議員の皆様の信任をいただきまして、私が会長候補者となりました。そして、今年の6月の定時総会において、定期借地権を結んで会館建設等費用に充てる件についての取り消し及び薬剤師会の将来を見据えた新会館建設にかかる最善策を検討することについて、代議員の皆様に御了解をいただきまして、その方針のもと、それ以降、半年にわたって会館建設委員会、特別委員会の皆様に会館の建設について御議論をいたしましたところです。

以上、これまでの経緯を簡単に説明させていただきました。後ほども提案についてはそれぞれ担当副会長から説明がありますが、慎重な御審議のほどよろしくお願いをいたします。

これで経緯説明を終わらせていただきます。

○野村伸昭議長 ありがとうございました。

それでは、ただいま説明をいただいた経緯を踏まえた上で、議案第1号、新会館の基本設計等について提案理由の説明を求めます。

野村祐仁副会長。

● (提案理由の説明)

○野村祐仁副会長(広島) 副会長の野村でございます。議案第1号、新会館の基本設計等についてご説明します。広島市東区二葉の里地区に新築整備する新広島県薬剤師

会館、仮称ですが、の基本設計を資料1のとおりすることについて総会の承認を求める。また、今後の詳細設計に当たり、軽微な変更については常務理事会に一任することについてあわせて承認を求めるものでございます。

それでは、設計の要点を御説明いたします。資料を送付した際に3点記載してあったかと思いますが、1点目の会館薬局を併設するという件でございますが、これは会員、薬学生や未就労薬剤師の研修、また、在宅支援、無菌室の共同利用等の会員の支援を行うことを目的としております。これにつきましては、前執行部の計画を踏襲するものでございます。

そして、現在、広島市の歯科医師会が当会館東隣で運営しております日曜日、休日の救急歯科診療に対応して、1階の広島中薬局で院外処方箋を受け付けておりますけども、歯科医師会が来年の1月には移転をいたします。今行っている休日歯科診療は1月15日までが現在地で行って、次の週の1月22日からは二葉の里の新会館での診療になるということを聞いております。ただ、周りには、休日ということもありますし、院外処方箋を受け付けていただけの近隣の薬局がなく、輪番制の薬局での調剤というようなことになりますので大変患者さんに負担が大きいということで、歯科医師会から、何とか新しい会館薬局ができるまでは薬剤師を派遣してもらえないだろうかという要望を、これは広島市の薬剤師会のほうにございまして、今、その辺についての調整を行っております。

そして、今後、平日にも新歯科医師会館では、身体障がい者及び日帰りの患者さんを対象とした歯科診療を行われます。それは院内での調剤となっておりますが、これも会館薬局ができた時には院外処方箋にしていただく予定になっております。それと、近隣で広島鉄道病院がございますけども、その中でも取り扱いの難しい処方箋の対応とか、あるいは医薬品、また介護用品の備蓄センターの機能も考えております。また、今年も熊本でありましたような災害時、その時には薬剤師の派遣もできるようということも踏まえて設置したいと考えております。

以上の事項を踏まえまして、会館薬局を併設したいと考えております。

それで2番目に、新たに広島県病院薬剤師会事務所が入居するという点におきましては、後ほど病院薬剤師会会长でもあられます松尾副会長が御説明申し上げます。

次に、3番目の、検査センター機能は廃止し、外注するという点について御説明申し上げます。今、県内では唯一の、医薬品の分析を行うことのできる登録試験検査機関に指定されております。医薬品の試験、薬局との契約とか、あるいは学校薬剤師との協力関係等のことを考えれば、あったほうがよいということは一致した考え方であります。

本日お配りしております資料の中に、検査センターへの繰り出し金額の資料があろうかと思いますが、そちらをご覧ください。

平成17年以降、検査センター事業に対して毎年、一般会計より繰り出しを行いまして、最近では約450万円余り、また機器購入時にはその金額をプラスアルファして繰り出しを行っております。そちらの資料にもございますが、平成17年以降、総額は約5,120万円で、11年間の平均が約465万円までになっております。そして数年前に、そういう状況を何とか立て直すことができないかということで改善を図った経緯がございますが、今の設備、またマンパワーでは大手には太刀打ちできないという状況がございました。

次に、規制緩和に伴い、検査センターの利用契約が不要になった薬局製剤を持たない薬局におきましても、検査センターの運営に御協力をお願いするという形で契約を継続してもらっております。会費の値下げにもつながることですので、必要がなくなった検査センター利用契約は、今後は取りやめていきたいと考えております。現在、1軒当たりが2,160円、約1,000軒ございますので、それを踏まえますと、約200万円の赤字も増大するということになります。

そして、今後についても、何とか現状維持がやっとではないかという状況であります。その根拠といたしましては、機器が減価償却が終わったものがほとんどでありますし、老朽化が進んでおります。また、新規の機器の導入の必要なものが多くあり、それも大変高価なものが多いということ。更に、新しく購入した尿検査の機械もありますが、一部手動方式になっていますね。それが今後は全自动でなければ使用はできないよというように変わる可能性もある。また、検査の受注自体が入札制になっておりまして、利益をほとんど得られない状況にあるということ。あと、現在、ここの富士見町という立地条件から、流川のほうから、検体が持ち込まれるケースもあるようですが、移転すれば、それもなくなってしまうんじゃないかなという恐れもございます。

そして昨年の、平成27年の5月28日の理事会の議事録を見ますと、当時の渡邊副会長の発言によりますと、検査センターは現在80坪であると、縮小するとしても最低40坪は必要だろと。そして移転費用と、あと精度検査で5,000万円は必要。また、センター部分の建設費と移転費用、精度検査、新規機材で、合わせると1億円近い出費が必要という報告が出ておりましたけども、昨年度の具体的な見積もりを見ましたところ、現在の検査センターをそのまま新会館に移設するとした際の新会館での新たな実験台ですかドロフト、及び現有する機器の移転に1,840万円が計上されておりました。また、排水処理のための廃液処理設備、中和装置になりますが、それが700万円と計上された見積もりとなっておりました。そういう全てをそのまま移すのではなく、薬品の試験だけ、要するに薬局との契約が必要な部分だけを残してはどうかとかいうことで、あと、あるいは利益率のいい検査だけを残すということも検討いたしました。ただし、そうすると1年間を通しての検査ではなくて、なかなか人員の配置も難しいということもありますし、少しの検査のためにも、やはり廃液処理の設備、中和装置が必要であるということがわかりました。そして、最大限切り詰めて、検査センターの機能を残す最低限の見積もりをとり直しましたところ、先ほど申しました1,840万が992万円に減額となりましたが、中和槽はやはり700万かかるということになりました。

それと、現在は、以前ありました3センターの概念ですね、検査センター、情報センター、備蓄センターの概念がもう無くなりまして、中国地方では島根県、鳥取県の県の薬剤師会が検査センターを廃止しております。その後の状況をその両県にお尋ねしてみましたところ、薬局契約は他県の検査センターと締結することを斡旋して、特に問題は発生していないという回答を得ております。

また、永野広島県学校薬剤師会会长に会館建設特別委員会に御出席していただきまして、現在、今申し上げましたような状況を説明し、検査センターの存続について話し合いを持ちました。やはりあることにこしたことはな

い。何とか残すことができないかと考えるが、そういう状況下では廃止も仕方ないと意見を聞いております。

次に、本日お配りしております検査センター、平成28年度学校水質検査の実施一覧表をごらんください。プール水とか飲料水の検査状況は、11月末現在ですが、その資料のとおりであります。ごらんになってわかりますように、福山とか、遠方にも検体をとりに行っている状況があるため、もしそれをやめるということになりますと、近隣での検査実施施設の斡旋ですとか、これまでどおり学校薬剤師が採水する形での検体採取の方法の継続等を検討していく必要があると考えております。また、城崎検査センター長との話し合いの中でも、一番の懸念材料は何ですかとお尋ねしてみました結果、現在、職員が、薬剤師2名、検査技師1名、パート事務1名という陣容でやっておりますが、その処遇が一番の懸念材料であると聞いております。それを第一義に考えてほしいという要望がございました。

そういうことを踏まえて、今後の対応といたしまして、薬局の医薬品検査の契約につきましては岡山県薬剤師会の検査センターと契約を仲介する。また、学校薬剤師の検体採取及び収集等の整備を行う。そして職員の、できるだけの好条件での配置転換や新たな職場への斡旋を行うことを考えております。

結論といたしまして、会館の建設に当たっては、会費の値上げや特別会費の徴収を行わないことを大前提で考えております。いずれにしましても借金を負うことになりますので、健全な会運営のできる形での会館建設を考えているため、やむを得ず検査センターについては廃止の結論となった次第でございます。御審議をよろしくお願ひいたします。

○野村伸昭議長 続いて、松尾裕彰副会長。

○松尾裕彰副会長（広島） 副会長の松尾でございます。2番目の、新たに広島県病院薬剤師会事務所が入居する件について御説明申し上げます。

昨今、地域包括ケアシステムが構築されようとしていまして、その中で、シームレスな医療を患者に提供するためには、病院薬剤師と薬局薬剤師の先生方の薬薬連携というのが、これからますます重要となってまいります。また、広島県病院薬剤師会としましては、今現在、法人化を検討しております。その中で事務所の設置を計画しております。このような背景から、新しく建設される広島県薬剤師会館に広島県病院薬剤師会の事務所を入居することを提案させていただいた次第でございます。以上でございます。

○野村伸昭議長 ありがとうございました。

次に、基本設計の説明を求めます。

まず、基本設計図書の説明を中野会館建設特別委員会の委員長よりお願いします。

○中野真豪会館建設特別委員会委員長 本来は説明を聞く立場の代議員の一人ではありますが、議長の紹介がありましたように、提出議案の骨子を作成した会館建設委員会の責任者といたしまして、提出議案の補足という形で今回、説明させていただきます。

会館建設委員会は、県薬会長より諮詢された委員会であり、7月より新たに組織された独立な機関です。発足当初、豊見会長から、新たな会館建設に関して、県薬剤師会にどんどん提案をしてほしいといった言葉をいただきました。委員会としても、常務理事会、理事会にはいろいろ

提案、要望を申し入れました。そして、先ほども会長のほうからお話があったように、30時間近い審議を重ねた結果、今回、基本設計案を県理事会に提出し、承認していただきました。その承認を得た基本設計案が、皆様に前もってお渡しした案になります。

そして本日、皆様に追加で新たな基本設計図面を提出させていただきました。これは12月14日、4日前になりますが、建設委員会で審議をし、軽微な変更を加えた最新の設計図案です。来週の常務理事会に提案する予定の設計案ですが、代議員の皆様にはできる限り最新の情報を提供したほうがいいという思いから、会長、副会長の了承を得た上で、今回、参考資料として皆様のもとに追加提出させていただきました。そのことを御了承いただければと思っております。

会館建設の基本設計を作成するに当たり、委員会では、先ほど野村副会長からもありました検査センターの件、在宅医療薬剤師支援センター、その他、全ての施設、全ての設備に関して、会館に関して何をしなければならない、そして何ができるのか、そのためにどのくらいの経費がかかるのか等、総合的に判断し、理念と経済性を推しはかりながら、会員を中心に検討することを基本として進めてまいりました。そして、今回提出した基本設計案がそういった考え方詰まったものと理解していただいて図面を見ていただければと思います。

まず、会館建設委員会で考えた今後のスケジュール、これはあくまでのこの代議員会のこの提出議案が通過したと仮定して、スケジュールを口頭で少し報告させていただきます。

まず、この案が通れば、週明けすぐにでも、来月、2月のエリアマネジメント調整会議、これは広島市の都市整備局との調整会議になりますが、これに向けて、ガイドラインの調整シートの作成にかかります。2月、エリアマネジメント調整会議を経て、3月、企画提案書の提出、そして、7月には都計審、都市計画審議会、これが通れば、8月に都市計画変更の告示が出されることになっております。そして、9月には、決定告示を受けて、建設確認申請、行いたいと思います。そして翌月、来年の平成29年10月に工事の着工の予定になっております。一応、工事期間を10カ月と想定しております。そして完成が、再来年になりますけど、平成30年の8月で、30年の9月、供用開始の予定にしております。これはあくまでも予定でありますと、諸般の事情により4カ月、8カ月とおくれる可能性もあるということをお含みいただければと思っております。

今回の参考資料の説明になりますけど、今回は、事前にお渡ししたこちらの説明のほうは割愛させてもらって、今日、皆様のところにお渡しした資料のほうを説明させていただきます。

まず、A3判のこの大きいページなんですけど、大きいページの一番最終ページの裏側、3ページ、見ていただければと思います。

まず、現場を視察されてない代議員の先生方もいらっしゃると思いますので、これ12月現在の状況ですが、写真をつけていますが、今週、曇りがちなのでいい写真撮れなかっただんですが、その辺は御了承ください。この図面の下側が南側で、こちらのほうが、右側のほうがちょうどJR病院がある方向になります。写真の、まず1番ですが、これが奥が広島駅の方面になります。グランヴィアホテルが一番奥にありまして、その手前の白いビル、これが

エネコムビル、これデータ通信所で、このエリアに広島テレビ、メディア棟とか大和ハウスのオフィス、商業施設、ホテル複合施設が建設される予定になってます。2番を見ていきますと、手前の白い建物、これが完成した歯科医師会館です。奥が、黒い建物が医師会館で、低層のところががんセンターで、高層のところが県の医師会館になります。3番ですが、手前の黒いところにこのがんセンターが少し見えてるんですが、このところに駐車場の入り口があります。駐車場の入り口なんんですけど、ここに隣接した形で歯科医会館に通じる通路を設置する予定になっています。次、4番ですが、手前のところが高速道路のインターの入り口で、奥の茶色い建物が医師会館で、白い建物が歯科医師会、その奥が薬剤師会館になる予定になっています。

それを踏まえてですけど、薬剤師会館の建設に当たり、一応コンセプトを立てました。施設と場所のコンセプトなんですが、施設のコンセプトは、これまでの諸先輩の先生方が担ってきた薬事衛生の拠点と、地域医療を支えてきた歴史を踏まえて、端正で質実として、また、将来に向けては飛躍をイメージした、そういうコンセプトを施設のコンセプトとして、あと場所のコンセプトをいたしまして、二葉の地区に根づく医療、いわゆる医・歯・薬の施設が地域医療の連携の上で一体となった街区の形成を考えました。この2つのコンセプトを具体化する方法をいたしまして、当委員会のほうでは、カラーコンセプトですけど、歯科医師会の白を基調としたデザインと医師会館の黒を基調としたデザイン、これがカラーコンセプトのデザインで、あと形状といえば、両会館の水平なひさしがあるんですが、そのデザイン、この両会館のデザインコードを取り入れた、その2つの取り入れた調和を基軸をいたしました。その中で、調和の中で薬剤師会館が埋もれないように、新会館の個性っていうものはどう示すかを念頭に計画を立てて、外観図を示させていただきました。その大体の概略図がこの3Dのこれになります。詳細のデータを落とし込んでないので、細かい部分までまだお示しできませんが、大体の概略がこれになります。

この図についてちょっと御説明しますと、黒い壁の部分ですね、大きな壁があると思うんですけど、南側、黒い壁の部分がちょうど大ホールの壁面の部分で、ボリュームを出した仕様になっております。これが全体のアクセントとしてのデザインをしてます。この部分は、デザインだけでなく、南面の日陰をつくる機能と雨どいなどをおさめて外壁に露出させないようにする役割も果たしております。

それと、特にこだわった部分なんですけど、玄関と玄関ホールに関しては、先ほど言ったデザインコードを凝縮した場所として、大きな黒いひさし、これ金属パネルを使用する予定になっていますが、それと外部のデザインのアクセント機能としてとまた別に、外部空間に積極的に日陰をつくる、そしてまた、身体障がい者用の駐車場、車寄せの駐車場から、ちょうどこれがその上に大きなひさしになっておりませんので、雨にぬれずに館内へ入れる。また、このひさしを支える構造体が、壁のようなのがありますけど、その一部分をサインとしての活用も考えております。

そして、玄関のところ、1階から2階へ延びる明るい開放的なカーテンウォールが、今度は縦のラインを強調したデザインになって、そこに上下する、ここにちょうど、

縦のラインのところに階段を設置する予定なんですが、そのところにちょうど階段を設置し、ガラスにしてますので、東からの光、北からの光も安定した光を取り込むことが可能となっております。その会館の顔となる玄関周辺の部分が特にアクセントとして個性を出せたのではないかと考えております。

次に平面図面の、説明に入ります。

まず、この図面の外回りから説明させていただきます。下側が南側です。医師会館と接する部分に、6メーター幅の歯科医師会館への連絡通路を設けます。道路と薬剤師会館との境は緑化フェンスで仕切られているような仕様にしております。そして、この図面の左側が歯科医師会館との境界線になりますが、歯科医師会館の境界線のところは、歯科医師会がフェンスを設置して、先ほどの緑化フェンスとあわせて、歯科医師会と薬剤師会の土地は完全分離されてる形の仕様にしております。そして東側のほうんですけど、ここは玄関で会館の顔になる部分です。また、玄関の南側には現在、この会館の入口にあるモニュメントの移転を考えています。ちょうど薬局の入り口の近くへの設置を考えています。これは現在のこの会館をつくった当時の、諸先輩方の思いを新会館へつなぐという一つの継承シンボルとして、移転、設置をすることを考えました。また、大きなひさしがありますので、身障者用の駐車場に、身障者の患者さんが来られても薬局等には雨にぬれずに足を運べるような構造にしております。北側ですけど、21台の駐車場、現在の6台から大幅に、多くの駐車場を設置しました。

そして、1階の内部なんですけど、まず入って、エントランス、エントランスは吹き抜けを取り入れることにより、解放感とガラス張りのカーテンウォールに階段、これ、事前にお渡しした図面とはちょっと階段の位置が変わっていますけど、最新がこちらのほうになってます。カーテンウォールに接して階段を設置することにより、外から見える内部の人の動きを見せるこによって、会館と地域の一体感のある施設のイメージを演出いたしました。また、1階の各部署んですけど、県の薬剤師会、県の病院薬剤師会、薬事情報センター兼在宅医療薬事情報センター、あと在宅医療支援、在宅薬剤師就業センター、会営薬局、こちらのほうには併設した形で無菌調剤室と無菌調剤研修センターも併設する形にしております。この図面の、階段が玄関のところにあって、もう1カ所、歯科医師会館側のところにも階段がありますが、これは非常用階段です。

次、2階が大ホールなんんですけど、多人数の人の行き来を考慮して階段を使える2階に設置することにしました。その大ホールは、3人がけの机の利用ですと、約200名が収容でき、椅子のみですと300名の収容ができる広さを確保いたしました。

それと、後ろのほうなんですけど、後部に柱がありますけど、柱の両端を挟んで、ここに、両サイドにマジックミラーを使用した、閲覧できる閲覧窓を設けることにしております。これは在宅医療研修室のほうから、子ども連れの人でも研修しやすい、同時に、研修しながら大ホールの音声、画像も演出できるよう、スピーカーの設置も考えております。これは豊見会長のほうからのぜひともの希望で、子育て支援、女性薬剤師の社会進出ということを支援するという意味で、リアルタイムで音声を聞き、例えばスライドだったらスライドも見ながら、でも子どもは隣に置いてても研修ができるよう、取り入れさせて

いただきました。

そして、向かい側に女子トイレを設置してるんですが、これもトイレの箇所を6カ所、多目に、アメニティーの部分も充実を図りました。

そして、在宅医療研修室ですが、15.29坪というのがありますけど、ここにはフィジコを設置して、在宅医療におけるフィジカルアセスメントの研修専用室として配置いたしました。

3階の部分は、フロアの大部分が2階の大ホールの天井の吹き抜けになっています。そのほかの部分が国保組合さん、卸組合さん、広島市薬剤師会を配置して、例えば更衣室、給湯室とかも、共同利用という形でここに設けさせていただきました。これが外観、内部の配置の概要になります。

これで建設委員会からの今回の議案の補足説明を終わらせていただきます。

○野村伸昭議長 ありがとうございました。

それでは、次に、財務面について説明を求めます。

谷川正之副会長。

○谷川正之副会長（広島） 財務担当の副会長、谷川でございます。財務推計資料を本日、お配りをしております。今までずっと説明をしてきましたが、建物についてはあくまでも基本設計の段階です。細かいところまではまだ出てません。建設委員会としては4億3,000万で建てたいというふうにスタートをします。ですが、先ほど中野委員長が言いましたように、現在の基本設計に基づいて見積もりを出してもらうようにしてますが、これが年明けになります。本日の臨時総会にはちょっと間に合いませんでした。ただ、以前にもらっている資料とか、それを参考にして、大体の概略ということで本日お示しをしております。

まず、建物の建設費を4億8,000万で想定をしております。もうちょっと安くできればいいんですけど、4億8,000万ということで現状のところでは推計して数字を出しております。移転費用というのは、現在のこの富士見町から二葉の里に持っていく、そして向こうで設置するということで、それが約2,000万。設計等費用、建物を建てる時の設計監理費とで2,400万。ボーリング調査費用ですが、新しく図面を引き直して柱の位置が変わるので、またやらないといけない。前回が437万4,000円ということでしたので、450万を想定しております。租税公課5,850万円。不動産取得税、建物の取得税です。それと登録免許税で建物から移転費用、設備費、消費税がかかります。それらを想定すると5,850万です。設計費の中に入ってなくて、新しい建物で準備するもの、それを4,000万。現在の富士見町の建物を解体する費用、解体して、あと処分する費用として3,000万、その他の費用として300万を見込んで、合計で、現在のところ6億6,000万を想定しております。では、この資金はどうするんだということになりますけど、借入金を6億で想定しております。一応、借入限度額は7億というところまでありますけど、一応6億で考えております。県の補助金として在宅支援薬剤師研修事業で、当初1億2,000万からスタートはしておりますけど、建物の面積も減ってきております。まだこれも概算、県から聞いているわけではありませんが、6,000万と想定しております。それで6億6,000万です。借り入れの返済計画ですが、その6億について、この富士見町の土地の売却、3億では売れるだろうというふうに見越しております。3億、卖れたらそれはそのまま返し、残った3億

について、年2,000万は返せるだろうということで、返済、18年から20年を想定しております。これ、もっと短くできないのかという御意見もあるかもしれないですかけれど、一応、年間2,000万程度の返済で18年から20年かけて返済をしていくという。現状の資金計画です。以上です。

●質疑・応答

○54番・大塚幸三代議員（呉） 議席番号54番の呉市薬剤師会の大塚でございます。

まず最初に、今日の日取りの問題で、OSCEのほうへ理事を行かせたというお話をございました。そもそもこの臨時総会を開催するというのは理事会の決定が必要だと思うんですけども、その理事会で決定した理事の半数ぐらいが出席をするというのは、非常に我々代議員の出席をすることに関して、軽視してんじゃないかな。開催側の理事者が半分しか出てないという総会、今まで見たことがありますか。非常に遺憾なことです。開催をしなくていいということですから、我々も代議員として出席することにしましたけども、今後こういうことがないように、開催する側の理事者、執行部は、少なくとも全員、1名、2名の不幸があるということは想定しましても、半数しか出てこないようなことが非常にゆゆしき問題だと思います。これ、厳重に慎んでいただきたいと思います。まず、歯科医師会との境界面でございますけど、先ほどグリーンのフェンスをつくると言われました。これはもう決定事項でしょうか。

○池田和彦副議長 青野拓郎副会長。

○青野拓郎副会長（安佐） 緑化フェンスにつきましては、一応決定事項となっております。

○54番・大塚幸三代議員（呉） そのフェンスを設置する費用はどちらが出しますか。

○青野拓郎副会長（安佐） 費用につきましては、薬剤師会のほうが負担いたします。

○54番・大塚幸三代議員（呉） ジャあ、フェンスをつくったと申しますと、薬剤師会の会員さんが自分の土地を通って会館を利用するための土地とは全く見られない、歯科医師会へ行く専用の通路としか見られないと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○青野拓郎副会長（安佐） それで構わないと思います。

○54番・大塚幸三代議員（呉） 土地購入の時に、歯科医師会との案分で、我々が土地をとりました。我々の一応財産となっているものを簡単にそういうぐあいに他人のために使うということ、ましてや薬剤師会の会館とは全く関係のない、歯科医師会側だけの通路をお金を出し、そしてフェンスを張って、歯科医師会、我々薬剤師が通り抜ける時には、逆に、薬剤師会のところは通れても、歯科医師会が通してくれるかどうかわからないですね、許可をとってないでしょう。そこを通ろうとしても通れるんですか。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） この件につきましては、なぜそうなったかというのは、医薬分業の理念を守るため、薬剤師会の土地でないところにできたら通ってほしいということで、最終的に裏を閉じるかとかいうような話も実は出てたんですが、裏を閉じると、今度は歯科医師会さんとの約束が守れなくなるということで、どうしようもなく、こういう結論になりました。

実を言いますと、この土地に関しては、歯科医師会さんと買っていただく交渉を始めております。もしもこれが

成立いたしますと、歯科医師会さんの土地になりますので、どういう使い方されようが、歯科医師会さんのもの、歯科医師会さんの土地から出て、明らかに公道に出てから薬剤師会に入ってきたことになるということになります。そういうことで、全ての問題がこれで解決できるかな、そういうふうな交渉を今しております。

○54番・大塚幸三代議員（呉） 今、会長が言われたように、広島県の要するに薬剤師会としては、そういう院内薬局的な通路を通ってのものは日本で最初に反対をして、今でも絶対に反対すると、これ、間違いございませんね。じゃあ、今この時点で、この県の会館の横の通路の歯科医師会から広島市薬が中薬局で受けてる歯医者の処方箋の患者の動きは、あなた方、一回、注意したことありますか。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） その件に関しては、正直言つて、今の段階では忸怩たる思いがありますが、まず、そういうことになった経緯を考えいただきたいと思います。途中から歯科医師会が日曜日の診療を始める、それを、周りに日曜日には開いている薬局はないので、何とかしてくれと。たまたまここに薬剤師会館がある、そこに薬局つくって、あれ、後でつくったんですよね、そういう話が出て、仕方なしにここに薬局をつくって、その通路を、例えば保健所のあちら側、回ってこいとか、これを回ってこいとかというのは到底無理でしょう。だつたらいいのかというと、よくはありません。よくありませんが、そういう事情で日曜日だけ仕方なしにそこを通っている患者さんに対して、そこの門を閉めて、遠くを回ってきなさいというのは到底無理でしょう。忸怩たる思いをしながら、医薬分業、本来ならば、ああいうものは分業の趣旨に反するよって言いたいところなんですが、それも言えない、しようがなしにやってた。

今度、新会館つくる時にまた同じことやったら、しようがないじゃないですか。わかり切ってるものを、今まで許されてたんだからとかいうのは、当然許されないわけですね。だとすると、今的方法しかないであろう。

初めに、歯科医師会があちらをとられたから仕がないとかおっしゃいましたが、その時になぜ医薬分業の理念の話を薬剤師会はしなかったか。むしろそのほうが問題でしょう。薬剤師会がこちらを通る時に、歯科医師会があの時の計画見ますと、薬剤師会も南側に同じような駐車場をつくって、一直線に共同駐車場の中を通って薬剤師会の中に入していく図面を歯科医師会さんは描かれていた。薬剤師会がその時に、これはまずいよとなぜ言わないのか。そういうことですよ。

○54番・大塚幸三代議員（呉） そういう問題じゃない。あなたが今言われた、要するに院内薬局の通路としての使うことは非常にゆゆしき問題だと言われているのに、今まで注意をしなかった。県の薬剤師会としては薬剤師の研修センターを主体にした会館薬局的なものをつくろうというのが主体であって、歯科医師会のために通路がどうのこうのというようなことはない。また、今度は県の、我々の財産を歯科医師会に売ろうと、いいですか、売るんですよ、あなたの意見で、それができるんですか。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） この件のためにはその話が、我々が勝手に我々だけで売る決議はできませんので、あちらと相談をしながら、売る場合には当然あちらも買うための組織決定が必要でしょうし、我々も組織決定が必要だらうと思ってます。その時にはまた再度、その交渉

の経緯、金額等を含めまして皆さんにお伺いをして、皆さんの決議をいただきたいというふうに思っております。これができるないと、今の薬局の営業というのはできないものだというふうに私は思っております。無理してやることが全くできないかというと、実はそうでもないのは確かなんです。先ほど、経緯に関して説明したとおりの考えでもって、これが最善の策であろうというふうに思っております。大多数の方にこの件については賛成いただけるものだらうと私は信じております。

○54番・大塚幸三代議員（呉） 次の質問のほうに参ります。延べ床面積が、だから1,600強というところでございますけども、坪単価を今、4億8,000万という数字が出てましたけども、内装等、大まかに見て、大体、1平米当たりの価格というものは算出されてますか。

○池田和彦副議長 青野副会長。

○青野拓郎副会長（安佐） 今、全平米が1,651平米で、先ほど建設特別委員会の中野委員長、それから財務のほうの説明ありましたように、建物で4億8,000万を予定しております、外構を除きますと4億6,000万となります。1平米当たりとしましては、27万8,000円となっております。

○54番・大塚幸三代議員（呉） 病薬の話ですけど、もし仮に貸すということになれば、今、1階部分を貸すようになってますけども、そこら辺等の値段交渉とか、そういうようなことのお話はされているんですか、いないですか。

○池田和彦副議長 答弁、豊見会長でよろしいですか。
豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） 実を言いますと、大体の相場感はお伝えしてありますが、細かいことは、市薬も国保組合も含めて、まだこの基本設計が通っておりませんので、交渉する段階に至っておりません。

○54番・大塚幸三代議員（呉） 当然、3階のテナント部分と1階の部分とでは家賃等の問題からして、常識では、だから1階部分は高いと思われますけども、病薬のほうはそれでよろしいんですか。

○池田和彦副議長 松尾副会長。

○松尾裕彰副会長（広島） 今、豊見会長から御説明いたしましたように、まだ詳細な金額等は決まっておりませんので、検討は当然いたします。これから詳細な金額については決めていきたいと思います。

○54番・大塚幸三代議員（呉） そして、法人化したいということですけども、準備としてどのぐらいまで進んでるのかというのをお伺いしたいと思います。

○池田和彦副議長 松尾副会長。

○松尾裕彰副会長（広島） まず、法人化についての目途ですけれども、今現在、まだ検討を始めているというところで、2年後ぐらいを法人化の目途としております。

○54番・大塚幸三代議員（呉） 市薬、それから卸組合云々というのは、我々薬剤師会の会員とともに寄附をしてこの会館をつくり、そして運営してきたということがあるんですけども、今後、病薬として薬剤師会と協力して動いていくのか、それとも、全く別組織で動いていくのかというような方向は、御存じございませんか。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） 今この県薬の総会で、病薬の内部のことを云々する場所ではございません。ただし、我々は県薬として広島県のオール薬剤師として病薬という組織があることは知っています。今からオール薬剤

師で動いていく時に、病薬が我々の、もしもそれが社団法人であろうが、任意団体であろうが、この新会館の中に入るということは非常なメリットだと考えております。一緒に事務所に入れてくださいとおっしゃった以上は、いつからでもどうぞというふうな立場であります。

○池田和彦副議長 大塚代議員、よろしいですか。

○54番・大塚幸三代議員（呉） 次の質問に参ります。

今日、OSCEに代理で、よその支部の理事さんが呉の国際大学に来られたわけですけども、ほかの安田とか広大とか福山に普通、通常、よその支部の方がOSCEに参加されてる例はあるんでしょうか。

○池田和彦副議長

済みません。副議長の池田ですけど、私、OSCEは国際大学、安田女子大学、3年連続ぐらいですかね、毎年、広島佐伯支部から4週連続で参加させていただいておりますが。県の理事の先生方でもいらっしゃると思います。竹本先生も出られてますか。

○豊見雅文会長 今の答えとしては、そういうふうに十分にあると、ほかの支部からもたくさんいろんなところで手伝いに行っております。

○池田和彦副議長 議席番号と名前をお願いします。

○50番・中嶋都義代議員 今の議案1にOSCEは関係ない質問だと思われますので、建設に関する質問を受け付けていただきたいと思います。

○池田和彦副議長 はい。

○54番・大塚幸三代議員（呉） では、変えます。

今の通路の部分の緑フェンスはいいんですけども、今度、歯科医師会と、それから薬剤師会との縦の、南北の線のところは、これはフェンスがあるんですか。

○池田和彦副議長 青野副会長。

○青野拓郎副会長（安佐） 歯科医師会のほうがフェンスをつくることになっております。

○54番・大塚幸三代議員（呉） そうすると、資料の1の1ページのところの部分ですけども、その赤い矢印、北から南へ入ってくる通路というのは、これは薬剤師会の専用通路と考えてよろしいですか。

○青野拓郎副会長（安佐） 薬剤師会側は、薬剤師会の通路となっております。

○54番・大塚幸三代議員（呉） そうすると、今度は3ページのほうの北側のところの通路になりますけども、歯科医師会と薬剤師会の建物の北側のところに道路があって、そこから入ってくるようになってますけども、歯科医師会側からも入れるわけですね、入れないんですか。

○池田和彦副議長 中野代議員。議席番号と名前をお願いします。

○13番・中野真豪代議員（広島） 13番、中野です。本来は執行部が説明するんですけど、先ほども言いましたように、建設委員会の委員長の立場で言いますけど、ここは完全に分離されております。この公道はもちろん行き来できるんですけど、公道以外の部分いうのは完全に分離されております。以上です。

○池田和彦副議長 大塚代議員、よろしいですか。

○54番・大塚幸三代議員（呉） わかりました。

○池田和彦副議長 追加質問等ございますか。

大塚先生、よろしいですか。

○54番・大塚幸三代議員（呉） あとは検査センターの件ですけども、今、予算の問題で、要するに県のほうの支出の数字が書いてございました。一般会計から本会計、本会計から検査センターへ移った金というのは平成27年度

は455万でよろしいわけですね。そうすると、一般会員が検査センター用にという利用契約を結んだ時の利用契約金はどこに入ってるんですか。

○池田和彦副議長 谷川副会長。

○谷川正之副会長（広島） 今、大塚先生が言われたのは、利用契約の分ですね。それは検査センターのほうの会計に入ります、全部で300万ちょっとです。

○54番・大塚幸三代議員（呉） 以上で終わります。

○池田和彦副議長 ありがとうございました。

ほかに御質問ありませんか、ございませんか。

では、42番の方。

○42番・中谷有吾議員（廿日市） 廿日市支部の中谷と申します。検査センターの件で、教えていただきたいんですけども、そもそも、こういった赤字が出るようなものをずっと続けてこられたわけですから、初めに検査センターをつくる際に、薬剤師会としてポリシーがあつて続けてこられたんだと思います。検査センターのやられてることというのが、今、学校を拝見すると、学校薬剤師で採取した飲料水であったり、プールであったり、そういうものを検査してきたというのがわかるんですけども、それ以外に検査センターの機能として何かもっとやれることを増やすことができなかったのか、あと、赤字で今回、移動でお金もかかるっていうことでやめてしまうというのが、そのポリシーとこれからやれることと十分に議論されてきたのかなというのをちょっと疑問に思いまして、執行部の考えをお聞きしたいと思います。

○池田和彦副議長 これは、野村副会長。

○野村祐仁副会長（広島） その点について、最初に御説明したつもりだったんですね。理念としてはあったほうがいいというのは、これは一致した考え方でございます。ただ、以前のような、薬剤師会館を建てるに当たっては3センターを設置しなさいという概念は現在なくなってきているということと、先ほど色々と説明させていただいた中での、経済的な問題が一番大きく、会費の値上げ等は一切行わないということを第1番目に考えておりますので、それを守るためにいたし方ない決断だったということです。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） かつて民間にあまり検査センターというものがない時代の話なんです。医薬分業が始まった当時の話に重なるのですが、薬剤師が薬を扱う以上は薬の検査ができないといけないだろうということで、薬剤師会が、医薬分業の処方箋1枚につき5円から始まったというふうに記憶しているのですが、そのお金を薬剤師会に集めて、そのお金で検査センターをつくりなさいというような動きが日本薬剤師会から出ていたのは事実です。それが例えばこの中の一番大きいプールの検査なんですが、広島市が一般入札を行なうようになりますと、現状として、集めて検査センターに持ち込むまでのところを学薬がやって、やっと対抗できる。ほかの検査、民間では自分のところがとてたり、採水までやったり、あるいは薬剤師が採水したものを学校にとりに回ってたりして値段を出してくるんですね。そうすると、検査センターの実力として、採水あるいは収集のことを省かないとやっていけないような原価がかかってしまうということにやっぱり問題が出てきた。他県の例を見ますと、売り上げの高い、大幅な、大きな利益を持つ検査センター、持っているところもあります。これは一般のそういうふうな民間の検査センター、検査の会社と同等な人員と施設

とを確保して発展してきたところ。そういうところは再生産的にどんどん機材もよくして、人もどんどん雇って、民間と戦えるだけの検査センターを持っているところは、実はあります。それが、今度は公益社団法人にするのに大変な思いをされています。利益が上がっているので公益社団法人にはいかんだろうということで、別会社をつくれたりするところもありますし、いろいろ苦労されているようですが、ちゃんとやっている、検査センターがあるのも事実です。広島県の場合、こういうふうな状況に陥ってしまったというところです。

○池田和彦副議長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

44番の方。

○44番・渡邊理恵子代議員（廿日市） 44番、廿日市支部の渡邊です。よろしくお願いします。

歯科医師会館のところに通路をつくるということなんですけれど、これは、利益の供与とか、そういうことはないんでしょうか。このままで大丈夫なんでしょうか。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） 大丈夫なのかというのは、理念的にという意味でしょうか。厚生局の場合には大丈夫です。許可になります。ただ、理念的にうちの土地を便宜供与になるか、利益供与になるかというのは非常に微妙なところで、このままでは便宜供与になる可能性がゼロではない、ですから、全て歯科医師会のものになるように交渉しているというところです。ただ、もしも歯科医師会が買ってくれない場合、疑念があるだろうというのは予想をしております。ですから、できるだけ、無理を言いますが、歯科医師会、買ってくださいというふうにお願いをするつもりです。

○44番・渡邊理恵子代議員（廿日市） ありがとうございました。

買っていただけなかった場合に、薬剤師会も歯科医師会の通路を通って高速の下のほうに出られるようにというのは要望できるんじゃないでしょうか。許可是得られるようにでもお願いできませんでしょうか。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） 使い方を歯科医師会に任せるので、そこを通ってもいいですかというと、それは当然通ってくださいとおっしゃるとは思います。ただし、本当にメリットありません。

○44番・渡邊理恵子代議員（廿日市） ありがとうございました。

新しくつくるので、利益の供与とかが、せっかく会長様がそういうふうにおっしゃられてるので、よろしくお願ひいたします。

○池田和彦副議長 ありがとうございました。

ほかにございませんか。

12番の方、議席番号とお名前お願いします。

○12番・長坂晋次代議員（広島） 12番、広島支部の長坂です。実は、皆さん御存じのように、私は身障者でございます。右足と左足の長さが7センチ違います。こういうような私の立場でお話しさせてもらうと、フェンスの議論というのはいかがなものかと。一歩でも近いほうがいいと、それは常に思います。ただ、これが私の今の問題ではございません。ただ知りていただきたいということです、そういう意見もあることを。

駐車場に関しても、これをやはり近づけるほうがいいんではないかと、薬局に。そういった考えもあります。身

障者目線、現在、障害者差別解消法というのが4月にでてきております。要するに、障がい者も平等でありたいと、そのためには援助が必要ということです。その援助について、いろいろ考えていただきたいと。そこで、新会館つくるにあたって手すりをつけてもらいたい、今この階段は段差が結構高いんですね。この幅、こういうのは建築会社のほうがよく御存じだと思う。そして、滑るいうことですね、そういったところをちょっと考えていただきたい。

フェンスのことでのいろいろありますけども、これはちょっと議論は難しくなります。我々から言うと、すごく難しい問題になります。薬剤師の立場であり、身障者の立場でもあります。ですから、それは皆さんにお任せしますが、会館をつくる場合、子育てにも配慮されれば、障がい者にも配慮する、むしろ歯科医師会のほうから障がい者の方が来られる、こういう場合、一番簡単に考えるのは、子育てでいえば乳母車が通れるか通れんかですよね。そういったようなことをちょっと考えてつくっていただきたいと、そういうことをちょっとお伝えしたいと思います。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） 障がい者の方々に対する対応に関しては、全体的には、もう皆さんも同じでしょうが、今はもうほとんどの方が身近には障がい者の方がおられるだろうと思いますので、当然そういうことは考慮に入れてつくっていくつもりです。

ただし、歯科医師会の建物から我々の薬剤師会の建物に、障がい者の方が歩いてこられるかどうかという可能性を考えた時に、ちょっと歩いたら、車を動かすよりも歩いたほうが近いという状況ではございませんので、むしろ身障者用の駐車場からどうやって薬局のほうに来るか、来られるようになるか、そちらのアクセスのほうを大事に考えたいなというふうに思っております。

○12番・長坂晋次代議員（広島） それでしたら、ここの駐車場の位置をもっと薬局の近くの、モニュメントのところに置いていただければありがたいんですが。そういうふうな健常者目線で考えられる場合と、やっぱり障がい者目線で考える場合、この融合性いうのをもう少し考えていただきたいと。

今おっしゃられたように、車で行かれて、ここで車椅子をおりられる、そこからここまで来る、障がい物がある、といったのは我々にとっては非常に難しいところだと思います。ちょっと考えていただいたらと思います。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） できるだけそういうことには考慮をしていきたいというふうには考えております。

○12番・長坂晋次代議員（広島） ありがとうございました。できるだけ我々の考えも、それでお願いしますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○池田和彦副議長 よろしいですか。

○53番・林充代代議員（呉） 53番、呉の林と申します。よろしくお願いします。

今の話の続きですが、身障者用のトイレなんかはどうなんでしょうか。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） 無菌調剤研修センターの左上の部分、1階に確保しております。

○53番・林充代代議員（呉） その2階部分のホールなんかで、講演会とか利用される時にはどこを利用するんですか。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） 1階と2階に、両方にとることができませんでしたので、2階のホールをお使いの身障者の方がトイレを使われる時に、エレベーターでおりていただいて、1階の身障者用のトイレをお使いになるということになります。

○53番・林充代議員（呉） それとは別なんですが、先ほどの検査センターの件なんですが、会長も副会長も、学校薬剤師のお仕事をしっかりしてらっしゃるのに、ちょっとびっくりしたんですが、その検査センターの施設を移動するっていうのにもお金がかかるとかおっしゃいましたよね。新しく設置したら、どのぐらいの予算ができるんでしょうか。

○池田和彦副議長 答弁者は、豊見会長によろしいですか。

○豊見雅文会長（広島佐伯） 先ほど野村先生が報告されましたように、前の計画で、移設でも1億かかるというふうな話がありました。特殊な設計が必要になってくるんで、多分建物から考えると、1億ではおさまらない、新しくつくるとすると、当然1億じゃできないでしょ。

○53番・林充代議員（呉） 今からもう在宅の支援センターとかそういうのはできるんですが、そればかりでなくて、セルフメディケーションの面からっていいたら、薬局製剤もつくるところはこれからは出てくると思うんですよね。そのたびに薬品の検査をしますよね、その時に、どこかに送るんですか。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） よそに持っていくのかと言われますが、その件数によって、例えばクール宅急便も発達しておりますし、わざわざ自分で車で持ってくるのと時間的にはあまり変わらないというようなこともありますので、その障がいは余りないものだと思っています。薬剤師自身ができる検査がどんどん少なくなっていく、検査自体は薬剤師がやるんではなくて、検査センターに送ってやっていただくというふうな格好になってきておりますので、だんだんと薬剤師会が行う薬剤師の検査自体の重みが少なくなってきたなというふうに感じているところです。

○53番・林充代議員（呉） 今おっしゃるのもわからないことはないんですが、それでも私たちは学校に行って、子どもたちの顔を見て、私たちの業務、薬剤師としてすることをしっかり見もらって、私たちのどういうんですか、職種をちゃんと知ってもらうというのは大変な仕事だと思うんですね。そういう簡便な方法をとりたいとかいう気持ちが私には理解できません。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） もちろんそうして、プールの採水にしても、多分我々がやるのが本当でしょうし、それはやるべきだと思ってますから、採水とあとは事後の指導、例えば遊離残留塩素とpHの検査は現場でやることになっておりますので、それは薬剤師がやるべきことです。飲料水に関しては、本当に言ったら薬剤師がやればいいんですが、残念ながら、今調査をしてみますと、飲料水の検査に関しては、pHと残留塩素だけは薬剤師やってるんですが、主な検査は全部掃除の業者が年に1回高置水槽等を掃除して、その後の検査で学葉の検査を代用しているというのが現状でして、51項目なんかを全部薬剤師が管理してやってる人は非常に少ないというのが現状であります。

しかし、あとは薬物乱用防止の事業、薬の適正使用の事業、

その他の事業で顔を見せ、採水、あるいは事後の指導助言で顔を見せる活動というのは、これからも十分に重要になっていく、重要なっているというのは認識をしております。

○53番・林充代議員（呉） わかりました。でも、私はしつこいようですが、薬剤師としての誇りですよね。そういうのをもっとやっぱり検査センターは、この際新しくできるんだからこそつくってほしいと思います。以上です。

○池田和彦副議長 ありがとうございました。

ほかに御質問ございませんか、質疑。よろしいですか。では、質疑もほぼ終わったようでございます。時間の都合もありますので、この程度で質疑を、長谷川弁護士、はい。

○長谷川弁護士 確認したいことがございますので、中野先生、ちょっと。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） 今、長谷川先生のほうから御指摘がありまして、採決に関しましては、今日採決に関する資料としては、あらかじめお送りした設計図で採決をしていただきます。その後の、ついております軽微な変更という部分で、参考資料として、今日お示しをした設計図、この程度の軽微な変更は常務理事会の決定で行われさせてくださいという採決の後半の部分で、次の資料を提供させていただいたというふうに御解釈をいただいて、採決に関しては、あくまでも一番最初にお送りした資料で採決をさせていただきたいというふうに思っております。

○池田和彦副議長 済みません、議席番号とお名前お願いします。

○36番・畠山厚代議員（安芸） 安芸支部の畠山です。36番。検査センターの存続についての動議を諮っていただきたいと思います。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） まず、今の御意見に関しまして、緊急動議として、それを取り上げるかどうかの採決をしなくてはならないというふうに考えています。執行部として、それを取り上げることに、まず、反対の意見を述べさせていただきます。

動議に賛成を皆さんにされたら、それを動議として取り上げるということになるわけなんですが、もしも検査センターをつくるというふうで動議をされますと、もちろん設計が最初からやり直しになり、予算も最初から変わったものになるであろうというふうに思います。

○池田和彦副議長 長谷川弁護士。

○長谷川弁護士 こういう会議体での動議に関しましては、今、会長おっしゃったように、動議として取り上げるかどうかをまず第1段階としています。これは、特に規定はないようですので、過半数で取り上げるかどうか、まず、取り上げるかどうかということを審議します。取り上げるとなった後に、賛成か反対かの議論をすると、そういうことになります。会議体としての緊急動議の取り扱いはそのようになります。

今、緊急の動議になりますので、執行部のほうからは当然それを、検査センターを入れない形での案を示されているので、当然ながら動議としては審議の必要がないという回答にはなるかと思いますが、それもまず会長が御説明いただいて、恐らくもう一度になると思いますが、それについてのコストについて、また御説明をいただい

て、動議として取り上げるかどうかについての皆さんの意見をいただくということで、しつこいようですが、その後に賛成か反対かということになるかと思います。

○豊見雅文会長（広島佐伯） 執行部の意見としては、今まで説明したとおりということで、これから動議として取り上げるかどうかの決をとっていただいたらというふうに思っています。

○池田和彦副議長 ありがとうございました。

では、よろしいですか。先ほどの36番の畠山代議員の動議を取り上げるかどうかの決をとりたいと思います。

では、定数を確認いたしますので、よろしいですか、お座りになってお待ちください。

この場合は、今いる出席者ということでよろしいですか。議場を閉鎖いたします。

【議場閉鎖】

○長谷川弁護士 動議ですから、この場でいる方でしかお話をできませんから、議場を閉鎖していただきて、数を確定していただいた上で、取り上げるかどうかの賛否をとっていただくなります。

○池田和彦副議長 代議員数確定、よろしいですか。

では、議場を閉鎖しておりますので、これより、先ほどの36番、畠山代議員の動議を取り上げるかどうかを決議、挙手により決議したいと思います。

よろしいですか。総数は、確定いたしました。現在63名です。

では、先ほどの36番、畠山代議員の動議を取り上げるかどうかを、動議を取り上げることに賛成される方、挙手をお願いします。

【採決】

【賛成者挙手】

○池田和彦副議長 よろしいですか、手を挙げてお待ちください。事務局が確認いたします。

【挙手少數】

○池田和彦副議長 ありがとうございました。

確定いたしました。現代議員数、63名ですね、議場における63名のうち、挙手が21名ございましたので、こちらの動議に関しては採択は否決されました。

◆ 理事会議事録

日 時：平成28年12月18日(日)午後4時30分～4時42分
場 所：広島県薬剤師会館4Fホール

出席者：豊見雅文会長

野村祐仁・青野拓郎・有村健二・谷川正之・
松尾裕彰各副会長
村上信行専務理事
小林啓二・竹本貴明・豊見 敦・藤山りさ・
二川勝各常務理事
有村典謙・宮地 理・森広亞紀各理事
岡田 甫・菊一環子各監事

欠席者：井上映子・中川潤子・平本敦大・松村智子・
吉田亞賀子各常務理事
小澤孝一郎・佐藤英治・三宅勝志・新井茂昭・
秋本 伸・安保圭介・宮本一彦各理事

○野村副会長

只今から理事会を開催いたします。

これより議事に入りますけども、定款第38条の規定によりまして、会長が議長として議事を運営することになりますので、豊見会長、よろしくお願ひいたします。

○豊見会長

次第に従って議事を行いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

初めに、出席理事者数の確認を行います。只今の出席者数は15名であります。従って、理事27名中、過半数を超えておりますので、理事会は成立いたしました。

次に、議事録署名人の確認をいたします。定款41条第2項の規定により、出席いただいております岡田監事、菊一監事と会長の私が議事録署名人となります。

これより議事に入ります。

議案第1号補欠の代議員の選挙及び選挙期日の告示について、提案理由の説明を求めます。

○野村副会長

議案第1号の提案理由をご説明します。広島佐伯薬剤師会代議員の樽谷嘉久氏より平成28年12月18日の臨時総会終了時をもって、公益社団法人広島県薬剤師会の代議員を辞任したい旨の届出を、12月5日に受理いたしました。このため、公益社団法人広島県薬剤師会定款第12条第7項の規定により、代議員が欠けた広島佐伯薬剤師会選挙区の補欠の代議員選挙を実施することとし、公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則第6条に定める選挙及び選挙期日を告示するために理事会の決議を求めるものであります。

具体的には、広島佐伯薬剤師会選挙区で補欠の代議員1名の選挙を実施すること、選挙期日を平成29年2月19日(日)とするものでございます。なお、告示日は平成28年12月19日(月)、開票日は平成29年2月22日(水)です。以上です。

○豊見会長

ありがとうございました。

補足ですが、樽谷代議員に関しましては、佐伯に開かれている薬局を閉局されまして、これをもって広島佐伯薬剤師会会員でなくなるということになりました、代議員を退任されることになりました。ご質問等はございますでしょうか。

○豊見会長

それでは、質疑もないようですので、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

賛成の方は挙手お願いいたします。

全員挙手をいただきました。第1号議案は承認されました。

次は、その他不動産鑑定の依頼についてです。提案理由の説明をいたします。

新会館建設計画の見直しの中で、当初土地を貸す予定であったライファシスト社との交渉の中で、この土地の売却に対する優先交渉権を与えてほしいという要望がありました。要望があった時に事務局長から安くはしない旨の提示をしていますので、特別安くすることははないのですが、その交渉のもとになるこの不動産の価値を鑑定していただくために、不動産鑑定士さんに鑑定をお願いしようということで、見積書の金額がでまいりました。正式の鑑定書の提出には3カ月くらいかかるので、その前にこれでいくと決着をつけるため、粗々の中間報告のようなものをいただく予定にしております。いずれにしても現在地の処分のためには正式な不動産鑑定が必要であります。そのための費用が761,400円ということで、

この金額で不動産鑑定の依頼をすることについて、みなさんのご了承をいただきたいということでございます。

この件に関して、何かご質問等ございますでしょうか。

○有村副会長

相見積まではいかなくても、相場的にはどうかなど。

○豊見会長

今回は時間がないこともありますので、不動産鑑定士は広銀関係の信愛不動産に紹介していただいたもので、公共関係の実績もあり、信用の点では問題が無いと考えています。料金についてもホームページで公表されている料金表に則った金額となっています。

ご質問等はございませんか。

それでは、これで発注することで賛成していただけますか。挙手をお願いいたします。

全員賛成ということで、不動産鑑定を発注いたします。これをもって本日の理事会を終了いたします。

以上をもって、会議を終了し、理事会を閉会した。

◆ 12月常務理事会議事要旨

日 時：平成28年12月21日（水）

場 所：広島県薬剤師会館

議事要旨作製責任者：藤山りさ

出席者：豊見会長、野村・青野・谷川各副会長、

村上専務理事

井上・小林・竹本・中川・平本・藤山・松村・

吉田各常務理事

欠席者：有村・松尾各副会長、豊見・二川各常務理事

オブザーバー：中野会館建設特別委員会委員長

1. 審議事項

(1) 平成28年度圏域地対協研修会について【回覧】(資料1) (野村副会長)

日時：平成29年2月5日（日）午後1時～

場所：安芸グランドホテル

できるだけ多く出席するよう要望された。

(2) 平成29年度事業計画（案）及び収支予算（案）について（資料2）(野村・谷川各副会長)

野村副会長より、事業計画(案)について、各担当に、遅くとも2月に開催される常務理事会までに提案するよう依頼された。

特に、新規事業については、予算の関係もあり、1月早々には提案してほしいと要望された。

(3) 災害医療認定薬剤師研修会(仮称)について(資料3) (野村副会長)

日時：平成29年4月16日（日）時間未定

場所：広島県薬剤師会館

参加者の募集については、各支部の災害担当者及び災害対策委員会委員を優先すること、詳細については、災害対策委員会で検討し進めていくことが了承された。

(4) 21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラムへの出席について（資料4）

日時：平成29年1月21日（土）午後2時～5時（松村常務理事）

場所：広島県医師会館

フォーラム当日、展示コーナーに掲示するパネルは作製中であると報告された。豊見会長、野村副会長、松村常務理事が出席し、豊見会長が登壇することが承認された。

(5) 平成28年度広島県合同輸血療法研修会の開催について（資料5）(谷川副会長)

日時：平成29年2月18日（土）午後3時～6時

場所：広島YMCA国際文化センター 国際文化ホール

谷川副会長が出席することが承認された。また、他に参加できる役員は事務局まで連絡するよう依頼された。

(6) 第35回地域リハビリテーションセミナー in広島について（資料6）(野村副会長)

日時：平成29年1月7日（土）午後1時50分～4時

場所：RCC文化センター

県薬剤師会としては参加しないこととされた。

(7) 平成28年度災害時自殺対策研修について（資料7）(野村副会長)

日時：平成29年1月30日（月）午前10時～午後3時30分

場所：広島県看護協会

県薬剤師会としては参加しないこととされた。

(8) 平成28年度広島県自殺対策トップセミナーについて（資料8）(野村副会長)

日時：平成29年2月7日（火）午後2時～午後4時45分

場所：広島国際会議場「コスモス」

県薬剤師会としては参加しないこととされた。

(9) 広島市「国民健康保険重複頻回受診者保健指導事業」の保健師からの相談対応について（資料9）(村上専務理事)

薬事情報センターの回答は県薬の回答であること、薬事情報センターの回答は県薬が承知した上での回答であり、情報提供の事業について了承済みであるという理論構成をすることとした。

(10) 新聞広告について（資料10）(谷川副会長)

中国新聞：1月4日（水）掲載

A案を掲載することに決定された。3月以降に、未就業薬剤師就業支援事業として掲載予定。

(11) 3月常務理事会の開催日の変更について（豊見会長）

3月16日（木）に開催予定であるが、当日、多数の事業が重なっており、3月15日（水）に開催することが決定された。

(12) 第2回広島県医薬品安全性研究会の周知について（資料26）(野村副会長)

日時：平成29年1月28日（土）午後1時～

場所：TKPガーデンシティ 3階「ダイヤモンドホール」

審議の結果、広報しないこととされた。

(13) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）

ア. 第18回日本死の臨床研究会中国四国支部大会の後援について（資料11）

日時：平成29年5月28日（日）

場所：広島県民文化センター

【平成20年5月25日第9回日本死の臨床研究会中四国支部広島大会後援名義使用承諾済み】

承認された。

イ. 第21回日本医業経営コンサルタント学会広島大会
後援名義使用のお願いについて
日時：平成29年11月16日（木）～17日（金）（資料12）
場所：ホテルグランヴィア広島
【平成24年11月8日公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会「公益社団法人移行記念セミナー後援名義使用承諾済み】
承認された。

2. 報告事項

(1) 11月定例常務理事会議事要旨（別紙1）

(2) 諸通知

- ア. 来・発簡報告（別紙2）
- イ. 会務報告（〃3）
- ウ. 会員異動報告（〃4）

(3) 委員会等報告

（中野会館建設特別委員会委員長）

ア. 平成28年度会館建設特別委員会

第12回 11月29日（火）

第13回 12月14日（水）

資料1の設計図面（当日配布）について、軽微な変更として常務理事会において承認いただきたいと提案された。

野村副会長より、長坂代議員より要望があった障害者用駐車場、手すり、段差等については、考慮する必要があり、中野委員長より、要望等を考慮した図面が出た段階で常務理事会に提案したいと補足され、資料1の設計図面については承諾された。

中野委員長より、12月6日に広島市都市整備局でエリアマネジメント調整会議事前協議を行ったことが報告された。なお、(株)ライフアシストと県薬の都市計画変更申請が出たままになっており、これの取り下げが正式審査の前提となることが報告された。

野村副会長より、1月には、会館内の薬局の無菌室等の設備について審議する予定であること、また、広島県歯科医師会が1月上旬に二葉の里に移転することに伴い、休日歯科診療も新会館に移ること、広島市薬剤師会においてその対応していると報告された。

豊見会長から、薬局については、ワーキンググループ等設置し、検討してもらいたいと要請された。

（豊見会長）

ア. 第817回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会
第817回：11月11日（金）於 支払基金広島支部

第818回：12月9日（金）於 支払基金広島支部

イ. 平成28年度日薬中国ブロック会議

11月12日（土）於 プラザホテル寿（山口市湯田温泉）

ウ. 第69回広島医学会総会総会議事

11月13日（日）於 広島県医師会館

エ. 第6回理事会

11月17日（木）

オ. 生徒対象薬物乱用防止教室

11月28日（月）於 広島市立広島商業高等学校

カ. 正・副会長会議

11月28日（月）

12月8日（木）

キ. 県学薬常務理事会

12月12日（月）

ク. 小川不動産鑑定士との打合せ

12月14日（水）

ケ. 第49回広島県薬剤師会臨時総会

12月18日（日）

コ. 第7回理事会

12月18（日）

（野村副会長）

ア. 第69回広島医学会総会会頭招宴

11月13日（日）於 ホテルグランヴィア広島

イ. 高度管理医療機器継続研修

11月13日（日）於 宮地茂記念館

11月23日（水）於 エソール広島

ウ. リビングひろしま打ちあわせ

11月21日（月）於 ノムラ薬局牛田店

12月7日（水）於 広島県薬剤師会館

エ. エネコム広島ICTセンター開所式

11月29日（火）於 エネコム広島ビル

オ. 第33回広島県薬事衛生大会

12月1日（木）於 エソール広島

カ. 平成28年度薬祖神大祭

12月1日（木）於 広島県薬剤師会館

キ. 災害対策委員会

12月6日（火）

（青野副会長）

ア. 第49回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（支部総会）

11月22日（火）於 就実大学

イ. 第98回中国地方社会保険医療協議会広島部会

11月28日（月）於 中国四国厚生局

ウ. 広島県緩和ケア支援センター平成28年第1回度緩和ケア人材育成検討会

11月30日（水）於 緩和ケア支援センター

エ. 認定基準薬局運営協議会

12月5日（月）

オ. 医療保険委員会（保険薬局部会）担当者会議（資料13）

12月13日（火）

カ. 平成28年度広島県医療安全推進協議会

12月16日（金）於 県庁・北館

（谷川副会長）

ア. 県薬Webサイト管理・運営WG

11月15日（火）

イ. 第36回広島県薬剤師会学術大会参加者185名

11月20日（日）於 宮地 茂記念館

ウ. 平成28年度結核予防技術者研修会

12月9日（金）於 広島医師会館

エ. 財務担当者会議

12月16日（金）

（村上専務理事）

ア. （第2回）平成28年度患者のための薬局ビジョン推進事業連絡会議

11月22日（火）

イ. 薬剤師認知症対応力向上研修

11月26日（土）於 広島県薬剤師会館

ウ. 新型インフルエンザ等対策訓練

12月13日（火）

（井上常務理事）

- ア. 在宅支援薬剤師専門研修会ワーキンググループ(資料14)
 11月21日(月)於 後藤病院
 1月15日(日)・22日(日)に開催される在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱの事前打合会を1月11日(水)に開催すること、22日にグループワークがあるためシナリオを作製中であると報告された。
- イ. 平成28年度広島プライマリ・ケア研究会世話人会(資料15)
 12月5日(月)於 広島県医師会館
 広島プライマリ・ケア研究会世話人会を散会し、日本プライマリ・ケア連合学会広島支部設立に向けて進んでいること、現世話人会の残余会費の処理方法について、薬剤師会として回答する必要があり、審議の結果、新組織の活動費として使ってもらうということを了承された。
- ウ. ピンクリボン実行委員会
 12月20日(火)
 1月20日(金)、広島文化学園HBGホールで開催されるピンクリボンde広響のチラシが配付され、周知方依頼をされた。
- (竹本常務理事)
 ア. 平成28年度第3回広島県アルコール健康障害対策連絡協議会
 11月16日(水)於 県庁東館
- イ. 日本薬剤師会都道府県薬剤師会スポーツファーマシスト担当者研修会
 11月25日(金)於 TKPガーデンシティ渋谷
- (豊見常務理事)
 ア. 日本薬剤師会理事会(資料16)
 11月29日(火)於 日本薬剤師会
- イ. HMネットに関する検討委員会
 12月2日(金)於 広島県医師会館
- ウ. 日本薬剤師会第1回電子お薬手帳協議会準備会(資料17)
 12月5日(月)於 日本薬剤師会
- エ. 日本薬剤師会国際委員会(資料18)
 12月12日(月)於 日本薬剤師会
- オ. 日本薬剤師会薬局薬剤師部会・薬局勤務薬剤師分科会合同幹事会(資料19)
 12月14日(水)於 日本薬剤師会
- カ. 日本薬剤師会公衆衛生委員会(資料20)
 12月15日(木)於 日本薬剤師会
- キ. 日本薬剤師会医薬分業対策委員会(資料21)
 12月19日(月)於 日本薬剤師会
- (中川常務理事)
 ア. 広島県看護協会平成28年度第1回訪問看護の機能強化事業(在宅医療の人材(訪問看護師)確保のための推進事業)検討委員会
 11月22日(火)於 広島県看護協会
- イ. 県民が安心して暮らせるための四師会協議健康寿命延伸検討WG(資料22)
 12月5日(月)於 広島県医師会館
- ウ. 広報委員会(中川チーム)
 12月14日(水)
- エ. 広島県環境審議会温泉部会
 12月20日 於 県庁・税務庁舎
- (平本常務理事)
 ア. 日本薬剤師会健康サポート薬局全国担当者会議

- 11月17日(木)於 スクワール麹町
 (吉田常務理事)
 ア. 医療・衛生材料供給体制検討委員会
 11月18日(金)於 広島県薬剤師会館
- イ. 復職支援研修会
 11月28日(月)於 広島県薬剤師会館 参加者7名
 (横山事務局長)
 ア. 採用面接
 11月22日(火)
- イ. 石橋公認会計士来会
 12月6日(火)

【指導】

- ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
 11月16日(水)於 広島合同庁舎(有村副会長)
- イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
 11月17日(木)於 広島合同庁舎(竹本常務理事)
- ウ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
 11月30日(水)於 広島合同庁舎(青野副会長、二川常務理事)
- エ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
 12月1日(木)於 広島合同庁舎(竹本常務理事)
- オ. 社会保険医療担当者の監査
 12月2日(金)於 広島合同庁舎(青野副会長)
- カ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
 12月7日(水)於 広島合同庁舎(有村副会長、竹本常務理事)
- キ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
 12月8日(木)於 広島合同庁舎(藤山常務理事)
- ク. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
 12月14日(水)於 広島合同庁舎(青野副会長、村上専務理事)

【協会けんば・多重受診者宅訪問聞き取り】

- ア. 11月8日(火)(竹本常務理事)
 イ. 11月11日(金)(青野副会長)
 ウ. 11月25日(金)(中川常務理事)
 エ. 12月2日(金)(村上専務理事)
 オ. 12月9日(金)(村上専務理事)

3. その他の委員会等報告事項(野村副会長)

- (1) 安田女子大学薬学共用試験(OSCE)事前講習会
 11月27日(日)於 安田女子大学
- (2) 広島県トレーナー協会認定トレーナー養成講習会
 11月27日(日)於 浜脇整形外科リハビリセンター
- (3) 「広島県学校保健及び学校安全表彰」選考専門委員会
 11月29日(火)於 広島県庁
- (4) 安田女子大学薬学共用試験(OSCE)本試験
 12月4日(日)於 安田女子大学
- (5) 福山大学における薬学共用試験OSCE本試験
 12月4日(日)於 福山大学
- (6) 広島駅周辺おもてなし一斉清掃

12月8日（木）

- (7) 第4回安田女子大学薬学部・卒後教育研修会
12月11日（日）於 安田女子大学
- (8) 平成28年度広島大学OSCE
12月11日（日）於 広島大学薬学部
- (9) モバイルDI室・薬局訪問（蔵本薬局）
12月15日（木）
- (10) 第8回広島国際大学OSCE
12月18日（日）於 広島国際大学

4. 研修会講演等報告について

- (1) 広島YMCA ドクターズクラークコース1年生向け薬の適正使用、調剤報酬などについて
12月5日（月）於 広島YMCA（竹本常務理事）
- (2) 青年薬剤師会知っピン勉強会
12月14日（水）（井上常務理事）

5. その他

- (1) 常務理事会の開催について（野村副会長）
1月19日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】平本敦大常務理事）
- (2) 広島県病院薬剤師会 医療連携支援検討委員会への派遣依頼について（資料23）
派遣者：竹本・平本・藤山各常務理事（野村副会長）
日時：平成29年1月27日（金）
場所：広島大学病院 たんぽぽ保育園
竹本常務理事、平本常務理事、藤山常務理事に確認され、3名を派遣することについて了承された。
- (3) 日本薬剤師会全国担当者会議等について（予告）（資料24）（野村副会長）

ア. 医薬分業指導者協議会

日時：2月3日（金）13:00～17:25
場所：厚生労働省講堂（予定）
青野副会長、村上専務理事が出席することが了承された。

イ. 生涯学習担当者全国会議

日時：2月11日（土・祝）13:00～16:30
場所：日薬
竹本常務理事、吉田常務理事が出席することが了承された。

ウ. 学校薬剤師部会担当者全国会議

日時：2月24日（金）13:30～16:30
場所：日薬
竹本常務理事、永野学校薬剤師会会长が出席することが了承された。

エ. 社会保険指導者研修会

日時：3月予定
場所：都内予定
青野副会長、村上専務理事が出席することが了承された。

オ. 薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会

日時：3月3日（金）13:00～16:30
場所：日薬

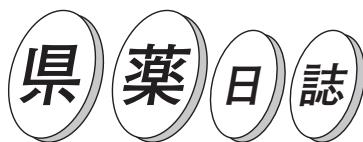
カ. 研究倫理に関する全国会議

日時：3月16日（木）13:00～16:30
場所：日薬
松尾副会長、竹本常務理事が出席することが了承された。

- (4) 平成28年10月31日現在の会員数について（資料25）

（野村副会長）

- (5) 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業事業の案内について（冊子）（野村副会長）
- (6) 広島県立美術館からの案内について（チラシ）（野村副会長）
- (7) 研究倫理について（追加資料）（竹本常務理事）
竹本常務理事より、研究を始める前に研究倫理指針等資料をもとに説明があり、本会の倫理審査委員会の設置について要望された。審議の結果、3月16日に開催される日薬研究倫理に関する全国会議の内容・結果を踏まえた上で検討していくことで了承された。
- (8) 日薬代議員中国ブロック会議へ提出する質問について（村上専務理事）
村上専務理事より、3月11日（土）・12日（日）に開催される日薬第88回臨時総会に提出する質問について、2月4日（土）に岡山で開催される日薬代議員中国ブロック会議において審議するため、日薬への意見等を1月16日（月）までに事務局へ提案してほしいと依頼された。
- (9) 開催予告について（横山事務局長）
横山事務局長より、11月常務理事会において内定した、理事会を3月4日（土）、臨時総会を3月26日（日）について、各理事及び各代議員等に対し、事前に開催予告通知を送付する件について提案があり、了承された。



日付	行事内容
12月21日 水	常務理事会
21日・22日	日本薬剤師会平成28年度試験検査センター技術研修会 (東京・日薬)
26日 月	・21世紀、県民の健康とくらしを考える 広島県民フォーラム」のための打合会 ・薬事情報センター委員会 ・多重受診者対策検討会 (協会けんぽ広島支部)
27日 火	・第99回中国地方社会保険医療協議会広島部会 (中国四国厚生局) ・選挙管理委員会
1月8日 日	第5回先端的がん薬物療法研究会 (グランドプリンスホテル広島)
8日・9日	認定実務実習指導薬剤師養成のための ワークショップ第46回薬学教育者ワーク ショップ中国・四国in岡山 (就実大学)
9日 月	・認定実務実習指導薬剤師養成講習会 (まなびの館ローズコム) ・平成29年広島県医師会新年互礼会 (ANAクラウンフロアホテル広島)
11日 水	・広島県地域包括ケア高齢者支援課来会 ・平成28年在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ 事前打ち合わせ会
12日 木	・日本赤十字社広島県支部長来会 ・(株)データホライゾン来会 ・平成29年薬事関係者新年互礼会
13日 金	・健康づくりの推進に向けた連携協力協定に係る担当者会議 (県庁・税務庁舎) ・第819回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 (支払基金広島支部) ・広報委員会
14日 土	・第501回薬事情報センター定例研修会 ・広島市薬剤師会新年会 (ANAクラウンプラザホテル広島)
15日 日	・在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ ・拉致問題を考える国民のつどいin広島 (広島県民文化センター)
16日 月	・復職支援研修会 (まなびの館ローズコム) ・平成28年度第1回新会館内薬局設置検討WG委員会
17日 火	・復職支援研修会 ・平成28年度第4回広島県アルコール健康障害対策連絡協議会 (県庁・本館) ・平成28年度第14回会館建設特別委員会

日付	行事内容
18日 水	・日本薬剤師会第4回都道府県長協議会(会長会) (東京・日薬) ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・日本薬剤師会新年賀詞交換会 (東京・未定) ・日本薬剤師会理事会 (東京)
19日 木	・日本薬剤師会総会議事運営委員会 (東京・日薬) ・「在宅医療・介護連携推進事業」の円滑な実施に向けた行政と医師会等の連携セミナー (広島県医師会館) ・常務理事会
21日 土	平成28年度「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」県民フォーラム (広島県医師会館)
22日 日	在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ
23日 月	モバイルDI室事業打合せ
24日 火	多重受診者対策検討会 (協会けんぽ広島支部)
25日 水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・平成28年度第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会 (広島国際会議場) ・選挙管理委員会 ・日本薬剤師会電子お薬手帳協議会 (東京)
26日 木	・第100回中国地方社会保険医療協議会 広島部会 (中国四国厚生局) ・第55回広島県学校保健研究協議大会 (広島県民文化センター) ・医療・衛生材料供給体制検討委員会 ・検査センター委員会
27日 金	・広島県医療審議会保健医療計画部会 (第3回) (県庁北館) ・地対協WG
28日 土	広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会 (福山商工会議所)
30日 月	・会館建設打合せ ・正・副会長会議 (書面) ・広島県がん対策推進委員会 (県庁北館)
31日 火	・広島県訪問看護ステーション協議会訪問 ・ひろしま医療情報ネットワーク (HMネット) ワーキンググループ
2月1日 水	・広島県国民健康保険運営協議会 (国保会館) ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・広島県結核予防推進プラン検討委員会 (広島県感染症・疾病管理センター)

日付		行事内容
2日・3日		社会保険医療担当者の監査 (広島合同庁舎)
3日	金	・日本薬剤師会医薬分業指導者協議会 (厚生労働省) ・正・副会長会議
4日	土	県民公開講座
4日・5日		日薬代議員中国ブロック会議(岡山)
5日	日	・広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会 ・平成28年度圏域地対協研修会 (安芸グランドホテル)
6日	月	第6回学校環境衛生研究協議会実行委員会
8日	水	・全国公益法人協会中国地区2月期公益・一般法人定例講座 (広島国際会議場) ・レタープレスとの打合せ会(第6回学校環境衛生研究協議会関連)
9日	木	・薬務課訪問(健サポの提出状況と認定内容の詳細について)(県庁・薬務課) ・平成28年度医療安全研修会 (広島県医師会館) ・平成28年度地域在宅緩和ケア推進協議会第2回会議 (県立広島病院) ・広島県地域保健対策協議会第1回医療・介護連携推進専門委員会 (広島県医師会) ・禁煙推進委員会
10日	金	・復職支援研修会 (まなびの館ローズコム) ・第820回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 (支払基金広島支部) ・医療審議会保健医療計画部会・高齢者対策総合推進会議医療・介護需要量調査分析ワーキンググループ (県庁) ・財務担当者会議

日付		行事内容
11日	土	・第16回ケアマネジメント広島大会 (広島医師会館) ・日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議 (東京・日薬) ・第502回薬事情報センター定例研修会
11日・12日		認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ第47回薬学教育者ワークショップ中国・四国in福山(福山大学)
12日	日	・第9回安佐薬剤師会学術大会 (安田女子大学) ・県民公開セミナー「ここまで来た!がん放射線治療」(広島県医師会館) ・広島県歯科医師会創立110周年記念式典及び創立110周年・新会館竣工記念祝賀会(広島県歯科医師会館・リーガロイヤルホテル広島)
14日	火	平成28年度第15回会館建設特別委員会
15日	水	広報委員会
16日	木	地対協研修会(広島県医師会館)
17日	金	医療保険委員会(保険薬局部会)担当者会議
18日	土	・平成28年度広島県合同輸血療法研修会 (広島YMCA国際文化センター) ・平成28年度在宅支援薬剤師専門研修会(実技研修) (広島大学薬学部) ・平成28年度学校薬剤師中国ブロック連絡会議 (エソール広島)
19日	日	・第6回学校環境衛生研究協議会 (エソール広島) ・広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会 (呉阪急ホテル)
20日	月	・復職支援研修会 ・多重受診者対策検討会 (協会けんぽ広島支部)

—謹んでお悔やみ申し上げます—



鈴木 文枝 氏 逝去

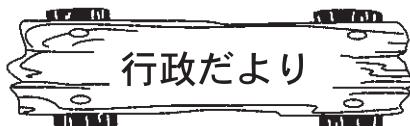
去る2月17日(金)ご逝去されました。

葬儀は西向寺において、執行されました。

喪主：鈴木 政志 氏

行事予定（平成29年3～4月）

- 3月3日(金) 日本薬剤師会平成28年度薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会(東京・日薬)
- 3月4日(土) 地域・職域会長協議会(TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅前)
 // 理事会(TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅前)
- 3月5日(日) 平成28年度在宅支援薬剤師専門研修会(実技研修)(広島国際大学薬学部)
 // 平成29年度在宅支援薬剤師専門研修会(実技研修)(安田女子大学薬学部)
 // 認定実務実習指導薬剤師養成講習会更新講習
- 3月6日(月) (第3回) 平成28年度患者のための薬局ビジョン推進事業連絡会議
- 3月10日(金) 広島県地域保健対策協議会 平成28年度第2回定例理事会(広島県医師会館)
- 3月11日(土) 第503回薬事情報センター定例研修会
 // } 3月12日(日) 日本薬剤師会第88回臨時総会(ホテルイースト21東京)
 // 平成28年度在宅支援薬剤師専門研修会(実技研修)(福山大学薬学部)
 // 広島大学薬学部薬学科、広島大学大学院医歯薬保健学研究科、広島大学大学院医歯薬学総合研究科 卒業・修了記念パーティー(グランドプリンスホテル広島)
- 3月15日(水) 広島国際大学第16回学位記・修了証書授与式(広島国際大学東広島キャンパス)
 // 常務理事会
- 3月16日(木) 日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議(東京・日薬)
 // 広島県医療審議会保健医療計画部会(第4回)(県庁・北館)
- 3月18日(土) 第12回広島胃瘻と経腸栄養療法研究会(広島国際会議場)
 // 禁煙支援研修会
 // 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員会及び運営委員会合同会議(サンピーチ・OKAYAMA)
 // } 3月19日(日) 第12回日本医学シミュレーション学会学術集会(島根大学医学部附属病院、ビッグハート出雲)
- 3月21日(火) 平成28年度第2回ひろしま食育・健康づくり実行委員会(県庁 本館)
 // 平成28年度第2回在宅医療の人材(訪問看護師)確保のための推進事業検討委員会(広島県看護協会会館)
- 3月22日(水) 平成28年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会(広島県健康福祉センター)
 // 平成28年度第1回広島県医療費適正化計画検討委員会(広島県庁本館)
- 3月24日(金) 広島県医療審議会(平成28年第2回)(県庁・北館)
 // 高齢者対策総合推進会議(第2回)(県庁・北館)
- 3月26日(日) 日本薬剤師会平成28年度学校薬剤師研修会(スクワール麹町)
 // 第50回広島県薬剤師会臨時総会
- 3月27日(月) 広島県地域保健医療推進機構評議員会(広島県健康福祉センター)
- 3月28日(火) 第102回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)
- 3月29日(水) 復職支援研修会(オリエンテーション)(まなびの館ローズコム)
- 3月30日(木) 復職支援研修会(オリエンテーション)(広島県薬剤師会館)
- 4月1日(土) 復職支援研修会(オリエンテーション)(広島県薬剤師会館)
- 4月8日(土) 復職支援研修会(オリエンテーション)(まなびの館ローズコム)
- 4月9日(日) 広島大学霞管弦楽団2017 Spring Concert(広島市南区民文化センター)
- 4月11日(火) 日本薬剤師会第1回理事会(日本薬剤師会)
- 4月15日(土) 第504回薬事情報センター定例研修会
- 4月16日(日) 災害医療認定薬剤師研修会



平成29年1月13日

一般社団法人広島県医師会会長様
一般社団法人広島県病院協会会長様
一般社団法人広島県歯科医師会会長様
公益社団法人広島県薬剤師会会長様
広島県病院薬剤師会会長様
一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
広島県医薬品卸協同組合理事長様
広島県製薬協会会長様
広島県医薬品配置協議会会長様
一般社団法人広島県配置医薬品連合会理事長様
広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
薬務課

要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について及び 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について（通知）

このことについて、平成29年1月6日付け薬生安発0106第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長から別紙1のとおり、同日付け薬生監麻発0106第1号により同局監視指導・麻薬対策課長から別紙2のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 製薬振興グループ、薬事グループ
電話 082-513-3223（ダイヤルイン）
(担当者 片平、児玉)

別紙1

薬生安発0106第1号
平成29年1月6日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 卫生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長
(公 印 省 略)

要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第5項第3号の規定に基づく要指導医薬品である下記1. の医薬品について、平成29年1月7日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第7条の2に定める期間を満了するため、同年1月8日より要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件」（平成29年厚生労働省告示第2号）が平成29年1

月6日に告示され、同年1月8日に適用されます。

医薬品の分類が要指導医薬品から第一類医薬品に変更になった医薬品については、区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願ひします。

記

1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
トラニラスト	平成29年1月8日

2. 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成26年厚生労働省告示第255号）第1号中からトラニラストを削除する。

別紙2

薬生監麻発1019第9号
平成28年10月19日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

医薬品の区分等表示変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百六十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」（平成29年厚生労働省告示第3号。以下「経過措置告示」という。）が平成29年1月6日に公布され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されなければならない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第209条の2、第209条の3及び第210条第6号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要が生じた下記1に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととしました。

具体的には、下記1に示す適用日から1年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記2のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願ひします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
トラニラスト	平成29年1月8日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品(以下「旧表示医薬品」という。)については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。
なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。
- ウ 旧表示医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包(以下「外部の容器等」という。)に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等の方法を採ること。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
トラニラスト	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について(平成29年1月6日薬生安発0106第1号)

平成29年1月16日

一般社団法人広島県医師会会長様
 一般社団法人広島県病院協会会長様
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 広島県病院薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
 広島県医薬品卸協同組合理事長様
 広島県製薬協会会長様
 広島県医薬品配置協議会会長様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会理事長様
 広島県富山配置薬業協議会会長様

廣島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について及び 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について(通知)

このことについて、平成29年1月13日付け薬生安発0113第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長から別紙1のとおり、同日付け薬生監麻発0113第1号により同局監視指導・麻薬対策課長から別紙2のとおり通知がありました。

については、貴会(組合)会員への周知をお願いします。

担当 製薬振興グループ、薬事グループ
 電話 082-513-3223(ダイヤルイン)
 (担当者 片平、児玉)

別紙1

薬生安発0113第1号
平成29年1月13日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長
(公 印 省 略)

要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第5項第3号の規定に基づく要指導医薬品である下記1. の医薬品について、平成29年1月13日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第7条の2に定める期間を満了するため、同年1月14日より要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（平成29年厚生労働省告示第10号。以下「本告示」という。）が平成29年1月13日に告示され、本告示のうち第2の規定が同年1月14日に適用されます。

医薬品の分類が要指導医薬品から第一類医薬品に変更になった医薬品については、区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願いします。

なお、本告示第1の規定の内容については、別添の「要指導医薬品として指定された医薬品について」（平成29年1月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡）を御覧ください。

記

1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
ペミロラストカリウム (内用剤を除く。)	平成29年1月14日

2. 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成26年厚生労働省告示第255号）第1号中からペミロラストカリウム（内用剤を除く）を削除する。

別紙2

薬生監麻発0113第1号
平成29年1月13日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品の区分等表示変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」（平成29年厚生労働省告示第11号。以下「経過

措置告示」という。)が平成29年1月13日に公布され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第50条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第209条の2、第209条の3及び第210条第6号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。)を変更する必要が生じた下記1に示す医薬品(変更前に製造販売されたものに限る。)については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととしました。

具体的には、下記1に示す適用日から1年間は、変更後の区分等表示を記載していることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記2のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
ペミロラストカリウム。ただし、点眼剤に限る。	平成29年1月14日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品(以下「旧表示医薬品」という。)については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。
なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。
- ウ 旧表示医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包(以下「外部の容器等」という。)に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等の方法を探ること。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
ペミロラストカリウム。ただし、点眼剤に限る	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について (平成29年1月13日 薬生安発0113第1号)

平成29年1月24日

一般社団法人広島県医師会会長様
 一般社団法人広島県病院協会会長様
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 広島県病院薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
 広島県医薬品卸協同組合理事長様
 広島県製薬協会会長様
 広島県医薬品配置協議会会長様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会理事長様
 広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について及び 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について（通知）

このことについて、平成29年1月20日付け薬生安発0120第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長から別紙1のとおり、同日付け薬生監麻発0120第1号により同局監視指導・麻薬対策課長から別紙2のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 製薬振興グループ、薬事グループ
 電話 082-513-3223（ダイヤルイン）
 （担当者 片平、児玉）

別紙1

薬生安発0120第1号
 平成29年1月20日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長
 （公 印 省 略）

要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第5項第3号の規定に基づく要指導医薬品である下記1. の医薬品について、平成29年1月19日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第7条の2に定める期間を満了するため、同年1月20日より要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件」（平成29年厚生労働省告示第18号）が平成29年1月20日に告示され、同日に適用されます。

医薬品の分類が要指導医薬品から第一類医薬品に変更になった医薬品については、区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願ひします。

記

1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
エバスチン	平成29年1月20日

2. 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成26年厚生労働省告示第255号）第1号中からエバスチンを削除する。

別紙2

薬生監麻発0120第1号
平成29年1月20日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 卫生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

医薬品の区分等表示変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」（平成29年厚生労働省告示第19号。以下「経過措置告示」という。）が平成29年1月20日に公布され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第209条の2、第209条の3及び第210条第6号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要が生じた下記1に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととしました。

具体的には、下記1に示す適用日から1年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記2のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願ひします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
エバスチン	平成29年1月20日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。
なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。
- ウ 旧表示医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等の方法を探ること。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
エバスチン	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について (平成29年1月20日薬生安発0120第1号)

平成29年1月18日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様
広島県病院薬剤師会会長様広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
〔 医務課
　　薬務課 〕

医薬品の適正な流通の確保について（通知）

このことについて、平成29年1月17日付け医政総発0117第1号、医政経発0117第1号、薬生総発0117第1号及び薬生監麻発0117第1号により厚生労働省医政局総務課長、同局経済課長、医薬・生活衛生局総務課長及び同局監視指導・麻薬対策課長から別紙のとおり通知がありました。

については、特に、次のことについて注意するよう貴会会員への周知をお願いするとともに、医薬品の適正な流通の確保及び同様の事例の発生の防止に御協力ください。

なお、一般社団法人広島県医師会、一般社団法人広島県病院協会、一般社団法人広島県歯科医師会、公益社団法人広島県薬剤師会、広島県病院薬剤師会、公益社団法人広島県看護協会、一般社団法人広島県医療法人協会、広島県医薬品卸協同組合へは別途通知しています。

(注意事項)

- 納品時には、製品が正規の封緘シールがされた外箱（個装箱）に入っていること及び譲渡人が必要な販売業許可等を有し、当該医薬品を適正な流通経路から入手していることを確認すること。
- 患者にC型肝炎治療薬を交付する際には、必ず製品を開封し、錠剤を確認すること。

担当 医務課医務グループ
電話 082-513-3056 (ダイヤルイン)
(担当者 六箱)

担当 薬務課薬事グループ
電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
(担当者 児玉)

別 紙

各 都道府県
保健所設置市
特別区 卫生主管部（局）長 殿

医政総発0117第1号
医政経発0117第1号
薬生総発0117第1号
薬生監麻発0117第1号
平成29年1月17日

厚生労働省医政局総務課長
(公印省略)
厚生労働省医政局経済課長
(公印省略)
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公印省略)
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

医薬品の適正な流通の確保について

今般、別添参考のとおり、偽造医薬品が流通し、調剤された事例が認められました。本件については、その流通経路等を調査中ですが、医薬品の適正な流通を確保し、同様の事例の発生を防止するため、下記のとおり、貴管下の医療機関、薬局及び医薬品の販売業者に対する注意喚起及び必要な指導をお願いいたします。

なお、医療従事者における本件への必要な対応については、別添参考に記載されているため、併せて周知いただくようお願いいたします。

記

1. 医薬品を譲り受ける際は、当該医薬品が本来の容器包装等に収められているかどうかその状態（未開封であること、添付文書が同梱されていること等を含む。）を確認することに加え、譲渡人が必要な販売業許可等を有し、当該医薬品を適正な流通経路から入手していることを確認するなど、偽造医薬品の混入を避けるため、必要な注意をすること。
2. 薬局及び、医薬品の販売業者にあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第14条、第146条、第149条の5及び第158条の4の規定に基づき、医薬品を譲り受けたときは、その譲渡人の氏名等に関する記録を作成し、保管すること。
3. 患者等に対し、調剤した薬剤又は医薬品の販売等を行う際は、医薬品（その容器包装等を含む。）の状態を観察し、通常と異なると認められる場合はこれを販売等せず、異常のない医薬品を用いて改めて調剤するなど適切に対応すること。また、通常と異なると認められる医薬品については、所管の都道府県等に連絡すること。



2017年1月17日

薬剤師の先生へ

ギリアド・サイエンシズ株式会社

C型肝炎治療薬「ハーボニー[®]配合錠」

の偽造品についての重要なお知らせ

この度、奈良県内の特定の薬局チェーンにおきまして、C型肝炎治療薬「ハーボニー[®]配合錠」の偽造品が発見されました。これまでの調査から、偽造品はギリアドの正規取引先以外の経路から入手されたものであることが判明しています。つきましては、患者様にハーボニー配合錠をお渡しされる場合には、必ず製品を開封し、錠剤を確認してお渡しくださいますようお願いいたします。

万が一、製品の状態に不自然な点がみられた場合には、弊社コールセンターまでご連絡いただけますようお願いいたします。別紙1に示しますとおり、ハーボニー配合錠（正規品）はだいだい色のひし形の錠剤で、一方の表面には「GSI」、その反対側には「7985」と刻印されております。

偽造品に含まれている錠剤の成分は現在調査中ですが、患者様の安全と適切な治療の継続のために下記に示しますように製品及び患者様の状態をご確認いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

製品についてご確認いただきたいこと

ご確認事項：

- 1) 医療機関・薬局への納品時には、製品が正規（銀色・弊社名入り）の、封緘シールがされた外箱（個装箱）に入っている事：ボトルだけで納品されていたり、添付文書がない状態となっていないか
 - 2) 患者様の前で必ずボトルを開封*し、以下を確認する：
 - ボトル口部にアルミシールがされているか
 - 錠剤の形状・刻印・色
 - 錠剤数（ボトルあたり 28錠）
- * ボトル開封後の製剤の安定性は 45 日まで確認されている。

また、弊社製品「ハーボニー[®]配合錠」は、正規ルートを通じて真正品（未開封の外箱に添付文書と共に梱包）をご購入いただきますようお願いいたします。



別紙2にこの度、発見された偽造品の形態をお示し致します。これらはこれまでに見つかった例であり今後別の形態の偽造品が発見される場合もございますことご承知おきください。

なお、偽造品が疑われる場合はその内容物の外見に関わらず決して服用しないようご指導をお願いいたします。

患者様についてご確認いただきたいこと

ハーボニー[®]配合錠を現在服用されている患者様について

- 患者様から錠剤の形、色、ボトル内の錠数等について、真正品と異なると連絡を受けた場合は、患者様からボトルを含め、製品を持参して頂き、色(だいだい色)、形(ひし形)、刻印(「GSI」および「7985」)などに真正品と異なる不自然な点が無いかのご確認をお願いします。
- また、真正品と異なる製剤の服用中に有害事象がなかったかご確認ください。患者様が、製剤の服用中に有害事象を現在または過去に経験していた場合、患者様には主治医の受診を勧めるとともに、主治医にはその旨をお伝えください。また、治療の継続・中止の判断はその場ではせずに医師にご相談ください。

ハーボニー[®]配合錠の服用をこれから開始される患者について

- 患者様の前で必ずボトルを開封*し、上記に記載した注意点（ボトル口部にアルミシールがされているか、錠剤の形状・刻印・色、ボトルあたり28錠となっているか）などに異常や不自然な点が認められないか確認をお願いします。真正品では開口部のシールが容易にははがれることをご確認ください。

* ボトル開封後の製剤の安定性は無包装状態で45日まで確認されている。

ハーボニー[®]配合錠の服用を既に完了された患者様について

- 患者様からすでに服用した錠剤の形、色、ボトル内の錠数等について、真正品と異なっていたと連絡を受けた場合は有害事象が起こっていないかの確認をお願いします。患者様が、製剤の服用中に有害事象を現在または過去に経験していた場合、患者様には主治医の受診を勧めるとともに、主治医にはその旨をお伝えください。

上記につきまして有害事象の有無にかかわらず、真正品と異なる場合は弊社の偽造品専用ホットライン（0120-631-042）までご連絡下さい。

メディカルサポートセンター

偽造品専用ホットライン

(フリーダイアル) **0120-631-042**

受付時間：24時間

以上

別紙 1

ハー・ボニー®配合錠（真正品）の外観

ハー・ボニー®配合錠 真正品

外箱-外観	ボトル-外観								
									
インダクションシール-外観	錠剤-外観								
	 <p>外形：</p> <p>大きさ：</p> <table border="1"> <tr> <td>長径</td> <td>20 mm</td> </tr> <tr> <td>短径</td> <td>10 mm</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>6.6 mm</td> </tr> <tr> <td>重さ</td> <td>1030 mg</td> </tr> </table>	長径	20 mm	短径	10 mm	厚さ	6.6 mm	重さ	1030 mg
長径	20 mm								
短径	10 mm								
厚さ	6.6 mm								
重さ	1030 mg								

発見された偽造品の事例を以下に示します。これらはこれまでに見つかった例であり今後別の形態の偽造品が発見される場合もございますことご承知おきください。偽造品が疑われる場合はその内容物の外観に問わらず決して内服しないようにしてください。

事例 1 :

ハーボニー[®]配合錠の形状（ひし形、だいだい色）とは異なる、まだら模様の薄い黄色の錠剤 28錠が混入したボトル。



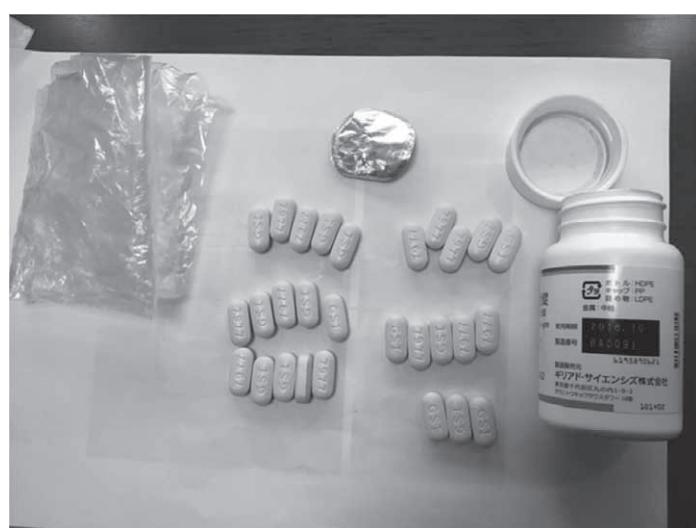
事例 2 :

ソバルディ[®]錠と外観が類似する 21錠と薄い紫色の錠剤 29錠が混入したボトル。



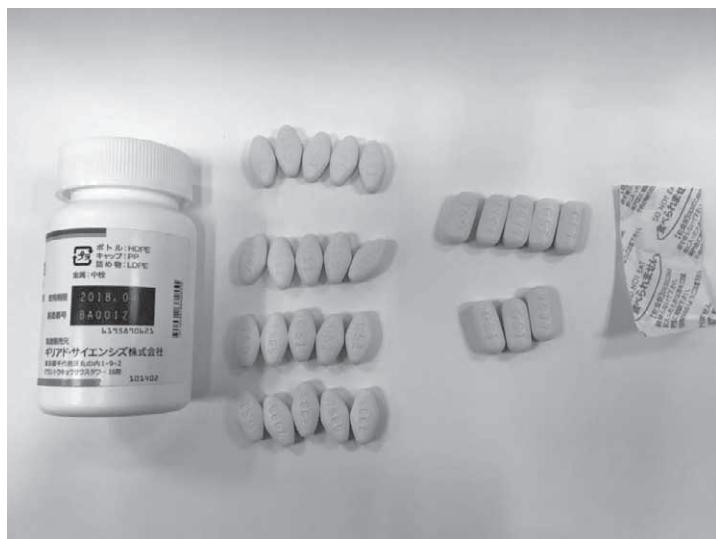
事例 3 :

ハーボニー[®]錠のラベルが付されたボトルにソバルディ錠と外観が類似する錠剤 28錠が混入したボトル。



事例4:

ハーボニー[®]配合錠と外観が類似する20錠とソバルディ錠と見られる錠剤8錠が混入したボトル



平成29年2月2日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
〔 薬務課 〕

医薬品適正使用等啓発用チラシについて（通知）

このことについて、県民にお薬手帳の有用性を周知し、その効果的な活用を促進することを目的として、貴会の御協力を得て作成しました。

については、本チラシの配布に御協力をお願いします。

なお、別紙関係団体へは別途通知しています。

チラシ「お薬手帳を毎回お持ちください」 75,000枚

担当 薬事グループ
電話 082-513-3223 (ダイヤルイン)
(担当者 上田)

別紙

一般社団法人広島県医師会
一般社団法人広島県病院協会
一般社団法人広島県医療法人協会
広島県保険医協会
一般社団法人広島県歯科医師会
公益財団法人広島県看護協会
広島県病院薬剤師会
広島県国民健康保険団体連合会



お持ちください お薬手帳を毎回

診察・調剤に必要な情報です

なぜ必要なのですか？

病院での診察や薬局での調剤には、今使っているお薬の情報も非常に大切なことです。今どんな治療をしているか、過去にどんなお薬を飲んだことがあるか、あなたのお薬手帳で教えてください。

いつも同じ薬でも 必要ですか？

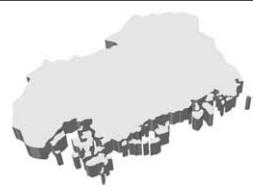
毎回記入してもらいましょう。どのくらいの間隔でもらっているか、最後にいつお薬をもらったかというのも、大切な情報なのです。

- ◆ 一冊の手帳で、あなたの全てのお薬を管理しましょう。
- ◆ 病院や薬局に行くときには、毎回忘れずに持って行きましょう。
- ◆ 市販のお薬や健康食品も、書いておきましょう。
- ◆ 事故、災害等の緊急時に備えて、いつも携行しましょう。
- ◆ 分からないこと、困ったことがある時には、メモしておきましょう。



地域薬剤師会だより

広島市薬剤師会



広島市薬剤師会新年会

田中 宏明

広島市内に雪が深々と降る中、平成29年1月14日土曜日ANAクラウンプラザホテル4階カメリアにて、広島市薬剤師会新年会が開催されました。

来賓に広島県薬剤師会豊見雅文会長をはじめ、広島県青年薬剤師会役員の方、広島市薬剤師会をサポートしてくださる司法書士、税理士、労務士の先生方をお迎えし、会営薬局・事務局スタッフを合わせ、総勢36名の参加でした。

中野副会長、事務局上村さんの司会により開会し、最初に野村会長より「本年は酉年。高いところから視野を広げて、カモにされないよう、良い年になるように。」とダジャレを交えた、酉年ならではのご挨拶をいただきました。

続いて、広島県薬剤師会豊見雅文会長より、「現在、

毎年の薬価改定が検討され、4月からの地域包括ケアシステム開始に向けた取り組み、医療費適正化の話が話題になっている。一方で、薬剤師の役割も院内、薬局内から地域への流れとなっており、今後、地域の薬剤師会の役割が大変になってくる。広島県薬剤師会館の移転は、来年8月竣工、秋から稼働を目指し着々と進めている。新会館においては、広島市薬剤師会へ会営薬局の依頼をさせていただいており、今後とも積極的な協力をいただき、地域の薬局、在宅、病院で活躍できる薬剤師を養成する会にしていきたい。」との祝辞をいただきました。

乾杯のご発声を永野顧問にいただき、役員、関係者一同、懇親深まる会となりました。

初めての参加となりましたが、様々な関係者に支えられながら成り立っている薬剤師会を改めて感じるとともに、昨年以上に現場で活躍されている会員の皆様の期待に応えられる活動をしていきたいと感じました。本年もどうぞ広島市薬剤師会を宜しくお願い致します！

諸団体だより

広島県青年薬剤師会

会長 秋本 伸



昨日12月14日(木)の知っピン月イチ勉強会は、「薬局薬剤師に必要な臨床検査値の知識」との演題で後藤病院の井上映子先生にご講演いただきました。今回は、肝機能に関する検査値や肝抽出率などの理解、肝疾患に対する検査値を踏まえた考え方などについて、身近な症例をひもときながら解説していただきました。複数の症例を考えることで、より実践的に臨床検査値の知識を学ぶことができました。

1月18日(水)の知っピン月イチ勉強会は、広島大学病院の櫻下弘志先生にご講演いただきました。櫻下先生には、昨年11月に「呼吸器疾患に対する薬剤師の役割」との演題で、びまん性汎細気管支炎や気管支喘息などについての病態や薬物治療、薬剤の特徴や注意点など基本的な内容を中心にお話していただきました。今回は一部内

容を引き継いで「在宅での正しい吸入療法や自己注射を目指して～喘息・COPDや関節リウマチを例に～」との演題でご講演いただきました。気管支喘息やCOPDの治療では吸入製剤、関節リウマチの治療においては自己注射製剤の処方が増加しています。今後、在宅医療において薬剤師の関わりが更に重要となり需要も高まります。今回



の勉強会は、指導のコツや注意点などを具体的に解説していただき、吸入指導や自己注射の指導経験がない方に対してもとても分かりやすい内容でした。

広島県青年薬剤師会では、今後も多くの方に興味を持つていただけるような勉強会やイベントを企画しています。勉強会やイベントは、どなたでも参加していただけます。おトクに勉強会も参加でき、会報なども手に入る会員、学生会員も随時募集しています。

また、広島県青年薬剤師会と一緒に運営し盛り上してくれるスタッフを募集します。応募資格は薬剤師であること、年齢が40歳未満であること、広島県在住もしくは広島県で勤務していることです。後は、やる気があればどなたでも応募していただけます！

詳しくは、勉強会やイベントの際にスタッフにおたずねいただくか、ホームページやFacebook分室等へご連絡ください。

広島県青年薬剤師会 勉強会のおしらせ

○3月知っピン月イチ勉強会

日 時：3月8日（水）19：30～

会 場：広島県薬剤師会館 2階研修室

テマ：未定

講 師：瀬野川病院 阪岡倫行さん

参加費：青薬会員・学生会員無料（社会人入学
は除く）、非会員1,000円

★★青薬スタッフ募集★★

一緒に広島の若手を活性化させ盛り上げていきましょう！

興味がある方、まずはお気軽にご連絡ください！

【応募資格】

- 薬剤師であること
 - 40歳未満であること
 - 広島県在住もしくは広島県内での勤務であること
 - やる気があること
- *現時点では青薬会員でなくても可能（ただし採用後は要入会）

【連絡先】

E-mail info@hiroseiyaku.gr.jp

広島県女性薬剤師会

会長 松村 智子



季節的にやっと、インフルエンザを乗り越えることができました。皆様は大丈夫でしたでしょうか。いつも女性薬剤師会をご支援いただきありがとうございます。

1月の研修会をご報告します。1月21日（土）19時からエソール広島2F研修室で第35回研修会を開催しました。演題は「非小細胞肺がんの薬物療法について」で講師は、（株）アステムがんMC課北島尚也氏です。国立がん研究センターの2016年統計予測では、肺がんの罹患数は全がんの中で男性は前立腺がん、胃がんに次いで3位、女性は乳房がん、大腸がんについて同じく3位を占めています。また肺がんの死亡数は、男性では1位、女性は2位です。さらに5年生存率は男性20%、女性40%です。がんの診断から治療のながれ、薬物療法と詳しく教えていただきました。現在、たくさんの治療薬があります。一つ一つの薬の特徴、注意点、薬学的ケアのポイントを勉強しました。

肺の病気は我々が普段気にしないでできている呼吸というものが制限されるという大変なものです。

早期発見！禁煙！

1月29日（日）役員会をし、これからの企画について話し合いました。その後、安芸茶寮に移動して新年会をしました。今回は昼会席でしたが、いつものように美味しい料理とおしゃべりです。女子にはうれしいひとときを過ごしました。

これからの予定です。

3月 眼科領域の勉強会

4月 手話講習会



広島漢方研究会

新年シンポジウム・ 新年互礼会を開催しました！

理事長 鉄村 努



広島漢方研究会では、毎年1月の月例会において「新年シンポジウム」を行っており、今年は『関節痛・神経痛と漢方』をテーマに約50名が参加して開催されました。広漢会員以外の先生方も16名が参加していただき、誠にありがとうございました。

コーディネーターに勝谷英夫先生（勝谷漢方薬局）、話題提供者として木原敦司先生（ウォンツ西条西店）、鉄村努（テツムラ漢方薬局）、平野恵子先生（上野薬局）、山崎正寿先生（漢方京口門診療所・医師）が『関節痛・神経痛』に対する漢方治療や症例を発表して活発な討議が行われました。



最初に木原先生が「寒と熱による痛みの2症例」と題して、独活葛根湯が無効だった肩の痛みに桂枝加朮附湯、右腕・右臀部の痛みと痺れを肝実瘀血と考えて、疎経活血湯を用いて有効であった症例を紹介した。続いて私が「座骨神経痛を中心に」と題して、腰部脊柱管狭窄症や腰部椎間板ヘルニアなどを起因とする坐骨神経痛に牛車腎氣丸や当帰芍薬散などを基本にして、芍薬甘草湯、桂枝加朮附湯、甘草附子湯、苓姜朮甘湯など痛みを軽減する処方を組み合わせて使用して有効だった7症例を紹介した。平野先生は「原因がみつからない痛み」と題して、「痛み」に対する恐怖や不安などの精神的要因による“痛みの悪循環”に対して、“疎肝解鬱剤”に五積散を併用、身体のあちこちが痛くなる症例に加味逍遙散合五積散、顆關節の痛みに抑肝散加芍薬合五積散が有効であった2症例を紹介した。最後に広島漢方研究会会长である山崎先生に「関節痛・神経痛の考え方と薬方」と題して、東洋医学的な関節痛・神経痛の考え方や使用される様々な処方を解説していただきました。有効な漢方処方も症状や患者さんの体質ごとに様々で、漢方の難しさや奥深さを改めて感じることができました。後半は会場から

様々な質問を受けてシンポジストが返答する、「質問コーナー」を設けて熱心な質疑が続きました。



午後からは“新年互礼会”を行い、会場を「八雲」に移して会食しました。山崎会長の挨拶のあとは、漢方論議に花が咲き、年々上達して“プロ級の腕前”となった下本会員による手品の披露など、楽しい時間を過ごしました。



月例会1時限目の“漢方初級講座”は、「漢方の基礎理論が学べる！」と大変好評で会員以外の方も多数出席されています。

【3月以降の講座予定】 1時間目 9:30～11:00	
3月12日	『漢方基礎講座⑯ 肝の病理と漢方薬』
4月9日	『漢方基礎講座⑰ 脾の生理』
5月14日	『漢方基礎講座⑯ 脾の病理と漢方薬』

毎回独立した内容で、途中参加でも解りやすい内容となっています。

また、4月月例会では4時限目に“桂枝茯苓丸・丸剤”的薬局製剤実習を行う予定です。

“より深く漢方を学びたい！”とお考えの方はオープン参加も可能(1日参加費3,000円、薬剤師研修シール3点・漢方薬、生薬認定薬剤師更新用としても使用可・予約不要)です。

ぜひ参加されてみてはいかがでしょうか。

詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または広島漢方研究会事務局までお問い合わせください。

広島漢方研究会事務局：葉王堂漢方薬局
TEL：082-285-3395

**広島県医薬品卸協同組合
<日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>**



ティーエスアルフレッサ株式会社 本社
医療情報部 須山 優香

昨年の4月に入社し、もうすぐ1年が経過しようとしています。それでもまだまだ分からぬことがたくさんあり、日々勉強を重ねています。

学生時代よりも働き始めてからの方が自分の趣味に時間とお金をかけられるようになり、中でも紅茶についてはイベントに参加したり、専門店を訪れたりする機会が増えました。

日本でお茶と聞くと一番に連想する緑茶はもちろん、紅茶やウーロン茶も全て分類学上は同じツバキ科のチャという植物の葉から作られます。同じ植物なのに味が全く異なるのは、茶葉のもつ酵素による発酵の進み具合が異なるためです。茶葉を摘んだ後に加熱して発酵を止めてから加工するのが緑茶、半分だけ発酵を進めてから発酵を止め加工するのがウーロン茶、完全に発酵させてから加工するのが紅茶です。

紅茶には様々な種類があります。有名なダージリンやアッサム、セイロンなどのように生産地の名前がついているものは、香り付けやブレンドをせずに飲むタイプの紅茶がほとんどです。それに対して、地名ではない名前の付いたアールグレイやアフタヌーンティーなどは香り付けまたはブレンドを行っている紅茶です。アールグレイはベルガモットで香り付けをしている紅茶で、数多くの種類が存在するフレーバーティーの中でも最も有名なフレーバーティーです。ブレックファーストはブレンドの種類の名前で、専門店ごとに様々な工夫を凝らしたブレンドがされています。種類が違えば最適な飲み方も違い、アイスで美味しい紅茶、ホットで美味しい紅茶、ミルクティーに合う紅茶など、それぞれの特徴をうまく活

かしたおすすめの飲み方が少し調べただけでもたくさん紹介されています。私はミルクティーが好きなので、紅茶を購入する際はアッサムをよく選びます。

大学生の時は、大学が近かったこともあります。秋ごろにある県立広島産業会館の展示場で行われるイベントに毎年参加していました。紅茶に合うように考えられた食べ物と一緒に様々な種類の紅茶が試飲でき、また、美味しい紅茶の淹れ方や地方限定の紅茶の紹介コーナーなどがあり、幅広い年代の人が来場します。このような企業主催のイベントもあれば、小さな喫茶店で紅茶の楽しみ方を教えてくれる講座があったり、紅茶を飲みながら音楽を鑑賞する行事があったり、自分の好みに合う紅茶を探してくれる店があったりと、探してみるとたくさんのイベントがあることを知りました。

美味しい紅茶を淹れるためにはコツがいくつかあります。1つ目は温度管理です。茶葉の入ったポットにお湯を入れる前にポットを温めておく、入れた後にはティーコジーをかぶせておいて温度が下がらないようにする、沸騰直前のお湯を使う、ミルクティーを入れる際は牛乳を先にコップに注いでおくなど、温度一つとっても気を付けなければいけない点がたくさんあります。2つ目は軟水を使用することです。日本は外国と比べて水道水の硬度が低いので、紅茶を淹れるのに適した環境であると言えます。汲みたての水道水であれば空気をたくさん含んでいるためより良いとされています。3つ目は蒸らす時間です。茶葉の大きさによって3分前後に調節します。蒸らす時間は長くとも短くても風味が大幅に変わってしまうので注意が必要です。

働き始めた直後は、久しぶりの早起きと慣れない電車通勤で疲れてしまい、家に帰るとすぐに眠ってしまっていたので、なかなか自分の時間が取れませんでした。今はようやく平日でも自分の時間が取れるようになりました。様々なことに挑戦することができます。

今後も仕事と趣味を両立させて、充実した生活を送っていきたいと思います。

予告**平成28年度 薬剤師禁煙支援アドバイザー講習会の開催について**

開催日時：平成29年3月18日(土) 15:00～17:00

開催場所：広島県薬剤師会館4階ホール（広島市中区富士見町11-42）

講演：「たばこについての社会的依存について」

一般社団法人熊本市薬剤師会 くまもと中央薬局主任

くまもと禁煙推進フォーラム世話人

後藤 美和 先生

「禁煙支援薬剤師認定制度」を参考いただき、アドバイザー及びマスターの認定取得や更新による活動の推進をよろしくお願ひいたします。

※日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度による認定研修会（1単位）申請中です。

会場へは、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

（自家用車でお越しの際は、近隣の有料駐車場をご利用ください。）

薬剤師禁煙支援アドバイザーの方へは直接ご案内をお送りいたしますので、

**(公社) 広島県薬剤師会
禁煙支援薬剤師認定制度 実施要綱**

1. 目的

喫煙による健康被害は喫煙者本人のみならず、副流煙や施設、設備に滞留しているたばこからの有害化学物質による非喫煙者への影響も示唆されている。

広島県薬剤師会は薬剤師の、「公衆衛生の向上及び増進に寄与すべき責任」において、その有害性の啓発と依存症からの離脱支援のために、その「知識」の取得、「技能」の習得、「態度」の向上を目指しに「禁煙支援薬剤師認定制度」を実施する。

2. 認定の種類

認定は「薬剤師禁煙支援アドバイザー」と「薬剤師禁煙支援マスター」の2種とする。

3. 認定及び認定更新

認定及び認定更新はポイント制とし、認定更新は3年毎とし最大4ヶ月の猶予を認める。

ア. 「薬剤師禁煙支援アドバイザー」

認定は広島県薬剤師会指定講習会終了後と定例認定委員会（概ね年3回開催）

認定 5 ポイント以上

認定更新 15 ポイント以上（3年間）

イ. 「薬剤師禁煙支援マスター」

認定は定例認定委員会（概ね年3回開催）

認定	10ポイント以上
認定更新	30ポイント以上（3年間）

4. ポイントの種類

【知識研修】

(指定研修)

ア. 広島県薬剤師会開催講習会（年1回）	5ポイント
イ. 広島県薬剤師会認定講習会	5ポイント

薬事衛生指導員研修会等での禁煙関連講習会など

(自己研修)

ウ. 禁煙支援関連講習会の受講証明書添付申請書	5ポイント
-------------------------	-------

【態度研修】

エ. 健康祭り等禁煙支援活動の参加レポート	10ポイント
オ. 地域、学校における禁煙支援研修会等の企画、講師	30ポイント

【技能研修】

カ. 薬局においての禁煙補助剤対応レポート	5ポイント
-----------------------	-------

禁煙に資する為、補充剤を持って対応した実例（販売、授受の有無は問わない）

キ. 薬局においての禁煙支援継続レポート	10ポイント
----------------------	--------

薬局、薬剤師による禁煙継続支援の経過（販売、処方の有無は問わない）

ク. 薬局においての禁煙支援課題レポート	20ポイント
----------------------	--------

禁煙支援の継続が困難となった事例（問題点、副作用、改善点など）

ケ. 学会等、6時間以上の禁煙関連研修会（参加証の写）	20ポイント
-----------------------------	--------

(優秀研修)

コ. 薬局においての禁煙支援成功レポート	30ポイント
----------------------	--------

6か月以上の禁煙成功例のレポート

5. レポートの活用

提出レポート、企画講演資料等は禁煙支援特別委員会において、広く活用できるように編集、公開、運用することを前提とする。

6. 認定期間

認定期間は年度単位（4月1日～3月31日）を一年とする。

(1) 初回認定はその年度内に隨時申請できる

(2) 更新認定は初回認定の翌年度から2年度とし、2回目以降は3年毎とする。

7. その他

ア. 認定薬剤師は広島県薬剤師会ホームページの認定名簿に名前を掲載できる。

イ. 要望により、認定薬剤師の所属する薬局掲示用に「薬剤師禁煙支援アドバイザー」
或いは「薬剤師禁煙支援マスター」のシールを交付する。

合わせて啓発グッズとして「禁煙しませんか？！」シールを供給する。

シールは認定及び更新には無料配布とする。（破損、汚染時の要望には実費対応）

ウ. 認定薬剤師の所属する薬局は「健康生活応援店」として広島県のホームページに薬局名を掲載できる。

本制度は平成23年10月2日より実施する。

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

**手続きカンタン。
あなたの暮らしを補償します。**

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。
生活費の実費を補償するものではありません。

1口当りの月払保険料

保険期間:2016年8月1日午後4時から2017年8月1日午後4時まで

中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型、保険期間1年、てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
月 払 保 険 料	タイプ	Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(平成28年8月1日)の満年齢をいいます。

おすすめ!

入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

**(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。**

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

制度の特徴

1

24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間*1を超えた場合に補償します。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し動けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



2

天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。



3

ご加入の際、医師の診査は不要です！

加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



4

充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」
サービスの詳細はパンフレットに記載の「サービスのご案内」をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



ご加入手続きについて

代理店 広医(株)までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

(TEL:082-568-6330 FAX:082-262-1688)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。)

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。

(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落としで便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。




国家戦略特区




広島県・今治市雇用労働相談センター

国家戦略特別区域法に基づいて設置され、雇用指針等を活用した雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るため、弁護士・社労士による高度な相談対応(※)を無料で行なうセンターです。
※外国語(14か国語)の相談にも対応可能です

メール相談
(info@hi-elcc.jp)

電話相談
(0120-540-690)

全て
無料

窓口相談
(広島商工会議所ビル5階)

個別訪問相談
(広島県・今治市全域)

例えば、右記のようなご相談に対応しております。
雇用・労務について疑問がありましたら、
お気軽にお問合せ下さい。

相談例

初めて人を雇うけれど何に気をつけたらいいの？

労務管理って何をしたらいいの？

人を雇う時は契約書って必要？

社会保険・就業規則って何？

場所 広島県広島市中区基町5-44

HP <http://hi-elcc.jp>

営業時間 月曜～金曜 9:00～18:00

休み 土日、国民の祝日、年末年始

step まずは、
1 「HIELCCの窓口」か「電話」か「メール」で相談
経験豊富な相談員が、一般的な労働関係法令などに係る相談に対応

【13か国語に対応可】

電話やメールでの相談も可能！
会社や自宅にいながら相談できるよ。



step 2 「弁護士」「社労士」が具体的にアドバイス
雇用に精通した弁護士等が、センターや相談者のオフィスで個別に相談対応

雇用契約・就業規則の作成に関するアドバイス。
企業様まで訪問も可能です。



経験豊富な10名の弁護士及び19名の特定社会保険労務士で対応



【代表弁護士】

船木 孝和
■広島弁護士会会长(平成26年度)
■中国地方弁護士会連合会理事長
(平成27年度)



【代表相談員】

中川 玲子(特定社会保険労務士)
■広島県社会保険労務士会 理事
■広島修道大学非常勤講師

◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。

詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況
平成29年1月末日現在 1,683名(内更新909名)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
3月1日(水)19:20～21:00 佐伯区民文化センター 第185回広島佐伯支部集合研修会 プログラム 19:20～19:30 薬剤師会から報告事項会長 宗文彦 19:30～21:00 演題:「薬葉連携 当院流儀と愛媛モデル」 講師:西予市立野村病院薬局長 弓削博先生 【JPALS研修会コード:34-2016-0229-101】		広島佐伯薬剤師会 TEL・FAX 082-924-5957	1	
3月1日(水)19:00～21:00 東広島保健医療センター 3階大会議室 薬剤師生涯教育研修会 司会:学術担当理事 神田直弘 座長:学術担当理事 川崎一仁 演題:「脳神経疾患治療Update」 講師:独立行政法人国立病院機構東広島医療センター神経内科医長 末田芳雅先生 【JPALS研修会コード:34-2016-0236-101】		(一社) 東広島 薬剤師会 082-423-7340	1	受講料:東広島薬剤師会会員500円、非会員1,000円
3月5日(日)13:00～14:00 広島県薬剤師會館 認定実務実習指導薬剤師養成講習会(更新) 講座力:更新講習 12:30～受付 13:00～講座力「改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムと 新しい実務実習、薬剤師に求められる基本的資質」		主催:広島県 薬剤師会 問い合わせ先:広島 県薬剤師会事務局 木下(082)246-4317		広島県薬剤師会・広島県病院薬 剤師会員外の方は参加費1,000 円必要です。 申し込み受付後、参加証を送り ますので持参してください。
3月7日(火)19:30～21:00 学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「PMDA審査報告書の服薬指導への活用」 演題:「脂質異常症治療薬」 講師:福山大学薬学部 広瀬雅一先生 【JPALS研修会コード:34-2016-0242-101】		(一社) 福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1,000円
3月8日(水)19:00～20:30 尾道国際ホテル 尾道市医師会学術講演会 製品紹介 19:00～19:30 「ビラノア錠20mg情報提供」 大鵬薬品工業(株)広島支店学術課 中尾亮太 特別講演 19:30～20:30 座長:JA尾道総合病院皮膚科部長 柳瀬哲至先生 「アトピー性皮膚炎と尋麻疹における最近の知見」 演者:島根大学医学部皮膚科講師 千賀祐子先生 【JPALS研修会コード:34-2016-0237-101】		主催:尾道市医師会 尾道薬剤師会 大鵬薬品工業 株式会社 問い合わせ先 0848-44-7760	1	事前申し込み不要 参加費:尾道薬剤師会会員無料 非会員500円
3月9日(木)18:30～20:00 JA尾道総合病院附属館 5階会議室 心臓いきいきキャラバン研修 地域で診る心不全～私と薬と薬剤師と～ 一般演題「慢性心不全患者における液体管理の検討 ～外来薬物療法を中心～」 JA尾道総合病院薬剤部 栗原大貴氏 特別講演「心不全の在宅医療推進に向けて ～薬剤師に期待される役割とは～」 千葉大学大学院薬学研究院分子心血管薬理学教授 高野博之先生 【JPALS研修会コード:34-2016-0238-101】		主催:尾道薬剤師会 JA尾道総合病院 問い合わせ先 JA尾道総合病院 医療福祉センター TEL:0848-22- 8111(代)	1	事前申し込み不要 参加費:尾道薬剤師会会員無料 非会員500円
3月9日(木)安佐南区総合福祉センター 6F大会議室 第251-12回安佐薬剤師会研修会 18:45～19:00 演題 [1] 「医療制度関連について」 日医工(株) 広島支店 山本 憲一様 19:00～20:35 演題 [2] 「症状から見る病態生理:腹痛」 広島大学大学院医歯薬保健学研究院臨床薬物治療学研究室教 授 森川則文先生 【JPALS研修会コード:34-2016-0249-101】		主催:安佐薬剤師会 後援:ワオール株式 会社 日医工株式会社 問い合わせ先: 090-6432-6665 担当 貞永	1	一般参加 参加費:1,000円 申し込み:出来れば事前にメー ル・FAXをお願いします。

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
3月10日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演題:漢方薬の不妊症に対する対応法 講師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。	福山大学薬学部 084-936-2112 (5165)	1	受講料500円 事前予約は不要です アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。	
3月10日(金)18:45～20:30 ホテルチューリッヒ東方2001 4階「エーデルワイス」 広島県病院薬剤師会精神科病院業務検討委員会 学術講演会 18:45～19:00 製品説明 「メマリーOD錠の最近の話題について」 第一三共株式会社 19:00～20:30 特別講演 『認知症の薬物療法を考える』 三重県立こころの医療センター薬剤室主幹 中村友喜先生 20:30～20:45 研修レポート記入 主催:広島県病院薬剤師会精神科病院業務検討委員会、広島県精神科病院協会薬剤師部会、第一三共株式会社	問い合わせ先 草津病院薬局 別所千枝 TEL082-277-1001 FAX082-277-1008	1	定員:100名 締切:3月3日 当日は軽食をご用意しています (事前申込者優先)。参加費として会員500円、非会員1,000円徴収させて頂きます。当日はご参加頂いた確認の為、ご施設名・ご芳名のご記帳をお願いしております。	
3月11日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館4F 第503回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供「ニュープロパッチの貼付指導について」 大塚製薬株式会社 3)特別講演「てんかん診療における診断と治療のポイント」 広島市立広島市民病院脳神経内科部長 黒川勝己先生	(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 資料準備のため3月7日(火)までに当センターにお申し込みください。	
3月12日(日)9:30～16:00 広島県薬剤師会館2階 第618回広島漢方研究会月例会 9:30～11:00 漢方初級講座⑯『肝の病理と漢方薬』木原敦司 11:00～12:30 『頻尿・尿失禁と漢方薬』鉄村努 13:30～15:00 『漢方診療医典』解説勝谷英夫 15:00～16:00 『漢方の歴史』後世方の要方解説 ～和剤局方より～平野恵子	主催: 広島漢方研究会 問い合わせ先: テツムラ漢方薬局:082-232-7756	3	参加費:広島漢方研究会会員無料、会員外(オープン参加)3,000円(学生1,500円) 事前の申し込みは不要です。 お気軽にご参加ください。	
3月16日(木)19:00～21:00 サンピア・アキ 第153回安芸生涯教育 演題:「当院における関節リウマチの治療 ～合併症と注意点を中心に～」 講師:マツダ病院整形外科部長 田中正宏 先生 製品説明「カナグリ錠100mg」田辺三菱製薬株式会社 【JPALS研修会コード:34-2016-0204-101】	(社)安芸薬剤師会	1	会費:1,000円(非会員2,000円) 申し込み要、締切3月10日(金)	
3月21日(火)19:30～21:00 学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「PMDA審査報告書の服薬指導への活用」 演題:「非ビタミンK拮抗経口抗凝固薬(NOAC)による 静脈血栓塞栓症(VTE)治療」 講師:福山大学薬学部 広瀬雅一先生 【JPALS研修会コード:34-2016-0243-101】	(一社) 福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1,000円	
3月30日(木)19:20～21:00 佐伯区民文化センター 第186回広島佐伯支部集合研修会 プログラム 19:20～19:30 薬剤師会から報告事項会長 宗文彦 19:30～21:00 演題:「認知症と薬剤師の関わり」 講師:東広島市薬剤師会理事 加島薬局 中島啓介先生 【JPALS研修会コード:34-2016-0230-101】	広島佐伯薬剤師会 事務局 TEL・FAX 082-924-5957	1		
4月2日(日)14:00～17:00 広島市東区民文化センター 22回薬塾広島研修会 講師:中川茂男先生 後援団体:広島市薬剤師会、尾道薬剤師会 関連団体:広島県薬剤師会	主催:薬塾広島 問い合わせ先: 電話&FAX兼用 0826-36-3030 担当伊藤		参加費:3,000円 事前申込み対応:お名前、所属、連絡先をお知らせください。 電話&FAX兼用0826-36-3030 担当伊藤	

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
4月14日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演題:漢方医学からみた病気の発症(桂麻剤) 講師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店)		福山大学薬学部 084-936-2112(5165)	1	受講料500円 事前予約は不要 アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。
4月15日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館4F 第504回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供「ネキシウムカプセルについて」 アストラゼネカ株式会社 3)特別講演「逆流性食道炎の病態と治療(仮)」 広島大学大学院消化器・代謝内科学准教授 伊藤公訓先生		(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 資料準備のため平成29年4月11日(火)までに当センターにお申し込みください。

子育て応援団すこやか2017 協力スタッフ(薬剤師)募集

日 時: 平成29年5月20日(土)・21日(日)

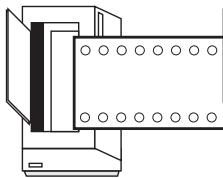
場 所: 広島県立総合体育館(グリーンアリーナ)

子供たちの調剤体験・白衣de記念撮影(予定)の補助、お薬相談コーナー

①土曜日午前・②午後、③日曜日午前・④午後の4部構成(シフト)です。

※是非、ご協力を願いいたします。

参加申込・お問い合わせ: 広島県薬剤師会事務局 (TEL082-246-4317 担当:吉田)



薬事情報センターのページ



永野 利香

風邪に対する抗菌薬の考え方について

◆はじめに

抗菌薬に対する耐性菌については国際的問題にもなっており、日本においても、2016年に薬剤耐性(AMR)アクションプランが決定されています。厚生労働省は「適切な薬剤」を「必要な場合に限り」、「適切な量と期間」使用することを徹底する、としており、薬剤師の役割がとても重要となってきます。

今回は風邪に対する抗菌薬の考え方・使い方の一つとして、基本的なところも含めてまとめてみました。

◆風邪とは

- ・ウイルス性上気道感染症
- ・風邪の80～90%はウイルス感染に起因
- ・そのため、抗菌薬はほとんどの風邪には無効
- ・原因ウイルスは100～200種類以上あり、多くは外来では同定できない
- ・つまり、医療機関を受診しても、外来で微生物学的な確定診断、つまり抗菌薬が不必要なウイルス感染なのか細菌感染なのかをクリアカットに100%区別することは、できない
- ・症状から判断するしかない不確定な病名

◆風邪の症状

- ・発熱・鼻水・咳の症状は、人体がウイルスを排出・死滅させるための免疫反応の一部
- ・したがって、これらの症状を必要以上に抑えると、症状を長引かせることになる
- ・鼻をすする癖のある小児では、中耳炎でなくても、風邪後の耳の痛みが出る場合がある

◆症状から判断する典型的風邪型の症例定義：風邪の3症状チェック

- ・咳症状、鼻症状、喉症状の3領域の症状に注目→この3つが急性に、同時に、同程度存在する場合は、風邪

◆3症状チェックの考え方

- ・まずは『鼻症状がある=鼻・副鼻腔の感染』、『咽頭痛がある=咽喉頭の感染』、『咳がある=気管支（肺）の感染』と考える

◆3症状チェックのコツ

- ・風邪による咽頭痛とは、原則として『嚥下時痛』=食べ物やつばを飲み込むと痛む
- ・鼻水について：『痰』という訴えの場合でも、『飲み込みたくなる感じで喉にひっかかる』、『咳払いして出したくなる痰』という場合→後鼻漏による鼻汁が喉に落ち込んだもの

◆風邪に対する処方の考え方

- ・抗菌薬は下痢などの副作用や腸内細菌叢の乱れを引き起こし、耐性菌の頻度を高めるなどのデメリットが多い
- ・患者にとって最も苦痛となっている症状を軽減させる薬剤を選択する
- ・症状は時間とともに変わっていくので、一度の受診で全てカバーしようとするのではなく、そのときの症状に合わせて薬剤を変更する
- ・風邪の患者に総合感冒薬が一律に処方されるのは適切ではない
- ・EBウイルス感染症の場合、ペニシリン系薬は発疹を誘発することがあるので、処方しない
- ・軽微な鼻炎であれば、抗ヒスタミン薬も処方しない
- ・鼻水を止めるのではなく、自然治癒力を促すため、鼻をかむ習慣をつけるよう勧める
- ・鎮咳薬は喀痰排出を妨げる可能性があるため、湿性咳嗽を伴う肺炎には処方しない

◆グラム染色検査について

- ・グラム染色検査では、細菌の有無、白血球の様子を短時間で観察できるため、原因菌の推定が可能であり、抗菌薬の要・不要、抗菌薬の種類・用量を決めるための一定の科学的根拠が得られる
- ・細菌感染の可能性のある場合に実施
- ・抗菌薬の要・不要を患者に説明する根拠としても利用できる

◆自然に良くなる細菌感染症を知る

- 解剖学的にからだの表面に近い細菌感染では、抗菌薬なしでも自然に治ることが多い
(副鼻腔炎では鼻をしっかりかむことでのドレナージが重要)
- 細菌性副鼻腔炎として治療が必要な状況は『症状が強いか持続している場合』である

◆抗菌薬が必要な場合もある

- 抗菌薬を使うのが適切と判断される疾患が隠れているケースもある
- 溶連菌感染症、細菌性急性扁桃炎、細菌性急性副鼻腔炎、細菌性急性中耳炎、マイコプラズマ、細菌性肺炎など
- これらの疾患は、基礎疾患のある患者や重篤な患者で隠れている場合が多い

◆薬剤師に求められること

- 風邪に対して抗菌薬を出さない場合、その患者さんに対して、抗菌薬が必要ないことをきちんと説明できる
- 必要に応じて適切な処方の根拠や意図を患者に丁寧に説明できる

【参考資料】

- 調剤と情報、22(11)、2016
- 月刊薬事、58(12)、2016

公益社団法人 広島県薬剤師会 薬事情報センター ウェブサイトもぜひご利用ください。

◆ 医療用医薬品の新発売・効能追加等の情報

◆ 薬事情報センター定例研修会 情報

◆ モバイル(動く)DI室(PDF)

◆ 資料箱(当センター作成の各種資料のPDF)

◆ 過去定例研修会資料(PDF)

◆ 薬価基準収載医薬品情報(PDF) など、随時更新しております。

くわしくはこちらまで ➡ <http://www.hiroyaku.or.jp/di/index.htm>

QRコードが
便利です



薬事情報センターウェブサイト 更新情報 (12/6 ~ 2/3)

更新日	内容	詳細
12/ 8	・医薬品情報	新発売 『キックリン顆粒86.2%』
12/13	・医薬品情報 ・過去定例 研修会資料 (12月定例)	新発売 『ジャクスタピッドカプセル5mg/同カプセル10mg/同カプセル20mg』 (1) 医薬品・医療機器等安全性情報 No.338 (2) 「使用上の注意」の改訂について(平成28年11月22日付、25日付) (3) 薬価基準収載医薬品 ・平成28年11月18日付 ・平成28年11月18日付(報告品目・新キット製品等) ・平成28年12月7日付 (4) 【ニュース】薬事関連情報(11/3—12/7) (5) 第一類医薬品(平成28年11月1日更新) ・薬価基準収載 医薬品情報 11/18付、11/18付(報告品目等)、12/7付
12/20	・医薬品情報	効能・効果の追加 『セララ錠25mg/同錠50mg/同錠100mg』、『キイトルーダ点滴静注20mg/同点滴静注100mg』、『サインバルタカプセル20mg/同カプセル30mg』、『イラリス皮下注入150mg』、『献血グロベニン-I静注用500mg/同静注用2500mg/同静注用5000mg』、『トレアキシン点滴静注用25mg/同点滴静注用100mg』、『リキスマア皮下注300μg』 用法・用量の変更 『ヒューマログ注カート/同注ミリオペン』
2017年 1/ 4	・医薬品情報	新発売 『プレジコビックス配合錠』
1/12	・医薬品情報	新発売 『ミケルナ配合点眼液』
1/13	・医薬品情報	<会員専用ページ>植物由来製品による健康被害(疑い)について、パウダー付き医療用手袋に関する取扱いについて 新発売 『プレディニンOD錠25/同OD錠50』
1/16	・過去定例 研修会資料 (1月定例)	(1) 医薬品・医療機器等安全性情報 No.339 (2) 「使用上の注意」の改訂について(平成29年1月10日付) (3) 薬価基準収載医薬品 ・平成28年12月9日付(後発品等) ・平成28年12月21日付 (4) 【ニュース】薬事関連情報(12/8—1/11) (5) 要指導医薬品(平成29年1月6日更新) (6) 第一類医薬品(平成29年1月6日更新) ・薬価基準収載 医薬品情報 12/9付(後発品等)、12/21付
1/17	・医薬品情報	C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品についての重要なお知らせ
1/19	・医薬品情報	<会員専用ページ>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2016年10月>について 新発売 『デシコビ配合錠LT/同配合錠HT』
2/ 2	・医薬品情報	<会員専用ページ>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2016年11月>について
2/ 3	・医薬品情報	C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品について(第4報)



お薬相談電話 事例集 No.104



薬事情報センター 胡明 史子

呼吸器科でのマクロライド療法について

Q. 咳が長く続いているので呼吸器科を受診したら、COPDと診断されました。他の薬と一緒にクラリスロマイシンを2週間処方されたのですが、こんなに長く飲むものなのでしょうか？（60代男性）

A. クラリスロマイシンなどのマクロライド系抗菌薬を長期にわたり服用することで、慢性閉塞性肺疾患（COPD）の増悪を抑制する効果があると言われています^{*1}。今後の服用についてご不安を感じられるようでしたら、主治医の先生にご相談いただけたらと思います。

* 1：マクロライド長期療法は1984年、びまん性汎細気管支炎に対してエリスロマイシンを少量ずつ6か月以上投与すると症状が改善するとして初めて報告され、その後COPDなどの疾患に応用されるようになりました。マクロライド系抗菌薬は、抗菌活性以外に、分泌抑制作用、気道炎症抑制作用、ウイルス感染抑制作用を有すると考えられており、2011年9月には「医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて」（保医発0928号第1号）で、クラリスロマイシンの「好中球性炎症性気道疾患」への処方を認める通知が厚生労働省より発出されています。

【補足】

抗菌薬の不適切な使用を背景として、薬剤耐性菌が世界的に増加する一方、新たな抗菌薬の開発は減少傾向にあり、国際社会でも大きな課題となっています。2015年5月の世界保健総会では、薬剤耐性（AMR）に関するグローバル・アクション・プランが採択され、加盟各国は2年以内に薬剤耐性に関する国家行動計画の策定が求められました。これを受け日本では2016年4月、今後5年間（2016-2020）、関係省庁・関係機関等が協働しながら集中的に取り組むべき「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」が決定されました。

本アクションプランでは成果目標が設けられており、例えば、日本で使用割合が極めて高いことが知られている3系統の経口広域抗菌薬^{*2}の使用を半減し、静注抗菌薬の使用量を20%削減することで、全抗微生物薬の使用量を3分の2に減少させることを目指すなど、専門家の意見を踏まえながら、数値目標が設定されています。

今後、本アクションプランに基づき、ワンヘルス・アプローチ^{*3}の視野に立ちながら、薬剤耐性に起因する感染症による疾病負荷のない世界の実現に向けて、「適切な薬剤」を「必要な場合に限り」、「適切な量と期間」使用することの徹底が求められています。

* 2：マクロライド系薬、セファロスポリン系薬、フルオロキノロン系薬。2013年における経口抗菌薬の使用割合は、これら3系統の経口広域抗菌薬が全体の約80%を占めます。

* 3：人、動物、環境の衛生に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むという概念。AMR対策において、抗菌薬等の抗微生物薬は、医療、介護、獣医療、畜水産、農業などの現場で使用されており、こうした分野で一体となり取り組みを進める必要性が指摘されています。

【参考資料】日本医事新報No.4760、日経メディカル 創刊40周年記念 特別版、医薬ジャーナルVol.48、No.7、薬剤耐性（AMR）対策について | 厚生労働省、<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120172.html>（参照2017-1-20）

医薬品・医療機器等 安全性情報

Pharmaceuticals
and
Medical Devices
Safety Information
No.339・340

厚生労働省医薬・生活衛生局

No.339 目次

1. ミルナシプラン塩酸塩、デュロキセチン塩酸塩及びベンラファキシン塩酸塩製剤の自動車運転等に係る注意事項について	3
2. 平成27年シーズンのインフルエンザワクチン接種後の副反応疑い報告について	8
3. 抗インフルエンザウイルス薬の安全性について	13
4. 重要な副作用等に関する情報	15
① ポラプレジング	15
② アロプリノール	17
③ アログリブチン安息香酸塩、アログリブチン安息香酸塩・ピオグリタゾン塩酸塩、アログリブチン安息香酸塩・メトホルミン塩酸塩、テネリグリブチン臭化水素酸塩水和物、リナグリブチン	20
5. 使用上の注意の改訂について（その280） ホルマリン 他（4件）	23
6. 市販直後調査の対象品目一覧	25

No.340 目次

1. 医療事故の再発・類似事例に係る注意喚起について	3
2. 使用上の注意の改訂について（その281） イグラチモド 他（2件）	10
3. 市販直後調査の対象品目一覧	12
(参考資料) 在宅酸素療法における火気の取扱いについて	15

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対し情報提供されるものです。医薬品・医療機器等安全性情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ(<http://www.pmda.go.jp/>) 又は厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)からも入手可能です。

配信一覧はコチラ



PMDAメディナビでどこよりも早く安全性情報を入手できます。

厚生労働省、PMDAからの安全性に関する必須情報をメールで配信しています。登録いただくと、本情報も発表当日に入手可能です。



登録はコチラ



平成28年(2016年)12月・平成29年(2017年)2月 厚生労働省医薬・生活衛生局

◎連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

☎ { 03-3595-2435 (直通)
 { 03-5253-1111 (内線) 2755、2754、2756
(Fax) 03-3508-4364

検査センターだより



有助 美奈子

～ビリルビン～

今回は、尿検査項目のひとつビリルビンについてお話ししたいと思います。

ビリルビンは、赤血球中のヘモグロビンが肝臓や脾臓等で破壊された時に生成される胆汁色素のことです。このビリルビンは間接ビリルビンといわれ、水に不溶性で腎臓の糸球体を通過できないため尿中に排泄されることはできません。これが肝臓にてグルクロン酸抱合等を受けることにより、親水性の直接ビリルビンとなり胆管を経て十二指腸に排泄されます。

通常、ビリルビンは尿中に排泄されることはありませんが、閉塞性黄疸、肝細胞性黄疸では、肝障害や胆道の閉塞等による排泄障害のため直接ビリルビンが血液中に増加します。ビリルビンの血中濃度が2.0~3.0mg/dl以上になると腎臓から尿中に排泄されます。

また、溶血性黄疸では赤血球の破壊が亢進されるため、ビリルビンが過剰に産生されます。そのため、間接ビリルビンが増加しますが、間接ビリルビンは腎臓を通過できないため尿中には排泄されません。

以上のことから、黄疸を肝前性（肝臓に入る以前の機構の障害による）、肝性（肝臓自体の病変による）、肝後性（肝臓を出た後の障害による）に分けることもできます。

・溶血性黄疸（肝前性）

ビリルビン		
血液	(-) 直接	(+) 間接
尿	(-)	
疾患	溶血性貧血、新生児黄疸等	

・肝細胞性黄疸（肝性）

ビリルビン		
血液	(+) 直接	(+) 間接
尿	(+)	
疾患	肝炎、肝硬変、肝癌等	

・閉塞性黄疸（肝後性）

ビリルビン		
血液	(+) 直接	(-) 間接
尿	(+)	
疾患	胆石症、胆囊胆肝炎、膵頭部癌等	

ビリルビンは、光線による化学分解や、酸化してビリベルビンに変化します。そのため、放置された検体では偽陰性になる場合があり、検体採取後は速やかに検査しなければなりません。また、薬剤の影響も受けやすいため正確な検査結果を出すためには十分に注意する必要があります。

(参考文献)：臨床検査法提要

Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

PLATINAUM #3776CENTURY

羅 焚 屋

前回（本会誌2016年11月号No.266）、初めて購入する万年筆のお勧めはという趣旨で、「CUSTOM823」（パイロット）を紹介したが、もう1本初めての購入に適したものを見出した。

プラチナの「#3776CENTURY-BOURGOGNE」である。

こちらも前回同様、現行品です。

名前の「3776」は、富士山の標高です。（ジンプロフィーラーのモンブランの例に因んだか？）。

1978年に万年筆コレクターの故梅田晴夫氏が中心となって開発された「プラチナ#3776」の継承モデルにあたる。（とはいっても、現行品の「#3776CENTURY」は、78年式とは、機構・ペン先・ボディ共に別物である）。

最大の特徴は、キャップに組み込まれた「スリップシール機構」。これにより本品は、インク乾燥及びインク漏れという万年筆の宿命的欠点をほぼ解消している。

筆者の経験だが、同製品にプラチナカーボン（顔料インク）を詰めたまま、2年間放置してしまったにもかかわらず、再度使用した折には、何の障害もなく筆記できた！

半年以上放置していれば、染料系インクでもスムーズな筆記はまず無理。顔料系ならば、無理の鉄板である。

従って、数年間インク装填状態で放置して、分解洗浄の必要がない万年筆というのは、画期的といつていいだろう。

ペン先は、超極細、極細、細字、細軟、中字、太字、極太の7種類も用意してある。とっつきやすさでは、中字及び太字といったところか。

ボディーカラーは、ワインレッド（だからBOURGOGNE）。

価格は国産万年筆の中でもお手ごろ。

なお余談ではあるが、価格帯の違う14金ロジウムメッキペン先のモデルには、ミュージック（2本スリット）が用意されており、計8種類となっている。

メンテナンスフリーで多様なペン先の選べる「#3776CENTURY」。

安心してお勧めできる一本だとおもう。



シリーズ 薬局紹介 53

ファーマシイ新高山薬局
尾道市新高山3丁目1170-247



ファーマシイ新高山薬局は、2011年9月に開局し、6年目を迎えています。

四国へと結ぶしまなみ街道と尾道バイパスの交差する利便性の良い場所に位置し、主な処方箋受付の発行元は、尾道市立市民病院で、2施設の在宅訪問も行っています。また、クリーンベンチを設置しており、開局以来、20名の末期がん患者の疼痛緩和を通して、看取りのお手伝いをさせていただいてきました。



私達、薬局薬剤師は看取りに立ち会う事は皆無で、どう患者さんに接すれば良いかも分かりませんでした、しかし、玄関で戸惑っている私を訪問看護師さんが、部屋へ招き入れて下さり、患者さん、ご家族とお話をさせていただき、痛みをコントロールし、穏やかな日々を、ご家族と過ごされている様子を見たし、かえってこちらが励まされる事ばかりでした。

最初の看取りの立ち合い時には、主治医が在宅でここまで看取りが出来ることの可能性を興奮気味にお話下さったり、訪問看護ステーションの看護師さんからも、訪問の勉強会で、是非、紹介したいというお話をいただきました。

施設在宅も、認知症専門の施設と特別養護老人ホームにも劣らないサービス付き高齢者向け住宅に訪問させていただいている。入所時のケアカンファレンスや、色々な場で、利用者さんの人生等をお聞かせいただき、高齢者の介護に対するあり方を学ばせていただいている。

これから、医療・福祉・介護の体系は大きく変革していくと思いますが、患者さんに寄り添い、お役に立っていければと思っています。



次回は、広島市薬剤師会 かなえ薬局スタジアム前さんです。

書籍等の紹介

「オレンジブック保険薬局版2016年4月版」CD-ROM付

企画編集：日本薬剤師会

発行：株式会社 薬事日報社
判型：B5判、約550頁
価格：定価 5,940円
会員価格 5,000円
送料：1部 460円

「在宅で使う注射薬・特材リスト平成28年4月版」

発行：株式会社 社会保険研究所
判型：A5判、約300頁（予定）
価格：定価 3,024円
会員価格 2,600円
送料：1部 500円

「調剤報酬点数表の解釈 平成28年4月版」

発行：株式会社 社会保険研究所
判型：B5判、約1,000頁（予定）
価格：定価 3,888円
会員価格 3,300円
送料：1部 500円

「逐条解説 医薬品医療機器法」

編著：薬事法規研究会／編
発行：株式会社 ぎょうせい
判型：A5判、3,824頁（3分冊、ケース入り）
価格：定価 32,400円
会員価格 29,160円
送料：無料

「現場ですぐに役立つ！処方箋の読み方」

監修：伊賀立二（東京大学名誉教授）
編集・執筆：土屋文人（日本病院薬剤師会副会長）
後信（日本医療機能評価機構理事）
中村均（帝京平成大学薬学部教授）
発行：株式会社 じほう
判型：A5判、234頁
価格：定価 2,160円
会員価格 1,940円
送料：1部 500円



※価格はすべて税込みです。

斡旋書籍について「お知らせ・お願ひ」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいますようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局 TEL (082) 246-4317 FAX (082) 249-4589

担当：吉田 E-mail : yoshida@hiroyaku.or.jp

告 知 板

平成28・29年度公益社団法人広島県薬剤師会補欠の代議員選挙結果について

平成29年2月22日
公益社団法人広島県薬剤師会
会長 豊見雅文

平成28年12月19日告示の平成28・29年度公益社団法人広島県薬剤師会補欠の代議員選挙について、2月22日付けて公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会の荒川隆之委員長より、広島佐伯薬剤師会選挙区の当選者の報告を受けたので、公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則第18条第2項により、当選者を告示いたします。

なお、任期は平成30年3月実施予定の代議員選挙終了の時までです。

補欠の代議員選挙当選者

広島佐伯薬剤師会選挙区（定数1名・立候補者1名）

立候補者氏名	獲得投票数	選挙結果
宗 文彦	(無投票)	当選



第102回薬剤師国家試験も終了しましたね。

薬局実習に来てくれた学生全員が、理想の薬剤師になるための第一歩を踏み出せていたら嬉しいな。

またどこかで立派になった姿を目にするのが楽しみです。

<リオン>

「一月に行く！二月逃げる！三月去る！」って言いますが、今年もやはり・・・行って、逃げてもう三月。今年の目標を今年度の目標に変えて始めよう～来月から！

<ANK50>

今年の冬はとても寒かったです。インフルエンザもすご~く流行り、患者さんが、たくさんおいでくださいました。(ワーコないで、私にうつさないでー) マスクしてニッコリ笑いお薬説明。あとは手洗い。無事この冬を乗り切りました。

<T²>

白梅、紅梅が満開になっています。水仙の香りとともに春の足音が聞こえています。

インフルエンザ用、花粉用、とマスクで季節の移り変わりを感じているのは私だけ？

ハクション！！

<のりか>

米国のトランプ氏。大統領になるとは予想外。そして日本は都知事の交代で市場の移転、オリンピック開催などに多大な影響。薬剤師会に「まさか」はあるのか？

<K-Z>

2月のとある日曜日、「ともちよこ」作りのため我が家のかわい子娘が占領。

何十個も作っていたのに、本命を渡す相手はまだいないらしい(本当かどうかはわからないが・・・)。

<ニソトミカ>

平成28年3月に告示された第17改正日本薬局方。平成29年9月には第一追補が告示予定です。えっもう？と言っているうちに、第二追補の予定は平成31年春。そして平成33年3月には第18改正が。5年って速い。そういえば国家試験に向けて勉強してた時の局方は第何改正だったかしら…。

<極量覚えたはずの511>

編集委員

青野 拓郎	吉田亜賀子	竹本 貴明	藤山 りさ
松村 智子	秋本 伸	宮地 理	村上 孝枝
池田 和彦	原田 修江	後藤 佳恵	

平成 29 年 3 月 1 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.25 No. 2 (No.138)

保険薬局ニュース

HMネット・カープカード発行キャンペーンについて

平成29年2月20日（月）より、新規申し込みの方を対象とした、カープデザインの「HMカード」発行キャンペーンが開始されます（申し込み期間は、2月20日～3月末までを予定）。

つきましては、本事業に協力していただけるHMネット参加薬局におかれましては、業務ご多忙のところお手数ではございますが、ご対応の程、よろしくお願ひいたします。

また、本事業に併せ、平成29年3月10日（金）より「ひろしまヘルスケアポイント」が実施されますので、お知らせいたします（概要は以下のとおり）。

HMネット診療情報開示病院については、少しずつ拡大しており、平成29年度には、広島市立広島市民病院、広島市立舟入市民病院、広島市立リハビリテーション病院、広島市立安佐市民病院、J A吉田総合病院、三次地区医療センターも追加されます。

本年度中（平成29年3月末日まで）は、物品費・設定作業費等の初期導入費用がHMネットより全額補助されますので、この機会に是非とも参加薬局としてのご登録をよろしくお願ひいたします（HMネットへの参加登録は、広島県薬剤師会保険薬局部会会員であることが条件です）。

- HMネット・カープカード発行キャンペーンについての問い合わせ

広島県医師会事務局 ☎082-568-2117 担当：岡田、桑原

HMネットホームページhttp://www.hm-net.or.jp/

- HMネット参加薬局登録についての問い合わせ

広島県薬剤師会事務局 ☎082-246-4317 担当：中村



ひろしまヘルスケアポイントが始まります

広島県は、健康寿命が全国的に低位（H25：男性33位、女性46位）にあり、特定健康診査やがん検診の受診、運動・バランスのとれた食事など、県民自らが行う健康づくりに向けた取組を支援していく必要があります。

そのため広島県では、健康づくりにインセンティブが働く仕組みを構築し、健康診断の受診や健康イベントへの参加等でポイントが貯まり、特典を受けられる「ひろしまヘルスケアポイント」を3月10日（金）から始めます。

参加資格 県内の18歳以上の住民（尾道市、大崎上島町は平成29年度途中開始）

取組方法

①HMネットに加入（ひろしま健康手帳の利用には、HMカードのIDが必要となります。）

②健康づくりの取組を実践し、「ひろしま健康手帳」に入力してポイントを獲得

③貯まったポイントに応じて、各種特典を取得

○ひろしまヘルスケアポイントについての問い合わせ

広島県健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課 ☎082-513-3214 担当：貫名、仁田、渡辺

広島県ホームページ http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/63/hhcp.html

○ポイントを獲得できる取組

- ・疾病予防・社会参加・健康づくりの実践を促し、総合的な健康づくりを推進します。
- ・参加者は、QRコードの読み取り又はサイト（アプリ）への入力によりポイントを獲得できます。

区分	取組		獲得ポイント	取組確認方法
疾病予防 (早期発見)	特定健診等の受診		500 p (年1回)	①健診会場での二次元コードの読み取り ②健診結果のアップロード
	がん検診の受診		500 p (年1回)	
	節目歯科健診（実施市町に限る。）の受診		500 p (年1回)	
社会参加	健康知識の習得	健康教室、介護予防教室	30 p／回	会場・施設での二次元コードの読み取り（又はパスワード入力）
		健康に関する講演会、イベント		
	地域活動	住民運営の通いの場		
		献血		
健康づくり	運動の促進	運動施設利用	5 p／日	①対応機器からの自動データ連携 ②Webサイトで入力 体重の記録データから自動算出
		フィットネスクラブ利用		
	歩数の記録	8,000歩以上	10 p／日	
		5,000～7,999歩	5 p／日	
		3,000～4,999歩	3 p／日	
	栄養バランス	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事摂取	3 p／日	
	健康状態の認識	体重の記録	5 p／日	
		適正体重（BMI）の維持	10 p／日	
		適正体重（BMI）への変化	10 p／日	

○特典の内容

- ・獲得したポイント数を積み上げることにより、上位のステージに到達します。
- ・鉄人ステージに到達すれば、最大5種類の特典を利用することができます。

No	ステージ名	必要な ポイント数	特典の内容				
I	入門 ステージ	1,000 p※1 (毎日取り組んで約1か月)	①協賛事業者のポイントを獲得※2 例：フレスタのスマイルポイント100 p	②協賛店での割引等※3 例：ici 石井スポーツ広島店で5%引き	※ウェブ上の画面イメージ (鉄人ステージの場合)		
II	達人 ステージ	2,000 p (毎日取り組んで約2か月)	①協賛事業者のポイントを獲得	②協賛店での割引等	③景品の抽選1 (企業等提供) 例：アヲハタジャム詰め合わせ		
III	名人 ステージ	3,000 p (毎日取り組んで約3か月)	①協賛事業者のポイントを獲得	②協賛店での割引等	③景品の抽選1 (企業等提供) 例：ボッカサッポロ飲料詰め合わせ	⑤景品の抽選2 (企業等提供) 例：ドラゴンフライズペアチケット	
IV	鉄人 ステージ	5,000 p (毎日取り組んで約5か月)	①協賛事業者のポイントを獲得	②協賛店での割引等	③景品の抽選1 (企業等提供)	⑤景品の抽選2 (企業等提供)	⑥景品の抽選3 (プロ団体等提供) 例：ドラゴンフライズペアチケット

※1：ポイント交換ではなく、必要な累積ポイントが貯まれば各ステージの特典を取得する。

※2：協賛事業者が実施している店舗等でのポイントが付与される。

※3：スマホの画面等を店舗等で提示することにより、割引等の特典サービスが受けられる。

C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造医薬品について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、日本薬剤師会宛に「医薬品の適正な流通の確保について」、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長ほかより、次の内容の通知がありました。

今般、ハーボニー配合錠の偽造医薬品が流通し、調剤された事例が認められました。

これを受けて、医薬品を譲り受けた際は、当該医薬品が本来の容器包装等に収められているかどうかその状態を確認すること、譲渡人が必要な販売許可を有し、当該医薬品を適正な流通経路から入手していることを確認すること、また、患者等に対し調剤した薬剤又は医薬品の販売等を行う際は、医薬品（その容器包装等を含む。）の状態を観察し、通常と異なると認められる場合はこれを販売等せず、適切に対応すること一等が求められています。

また、真正品の見分け方などについては、当該企業（ギリアド・サイエンシズ株式会社）のホームページ掲載資料を確認してください。

これを受け日本薬剤師会は、次のプレスリリースを行っております。

昨日、標記に関して、当該製品の製造元であるギリアド・サイエンシズ株式会社より注意喚起の発表があり、これを受けて厚生労働省より医薬品の適正な流通の確保について通知が発せられております。

これら内容によれば、奈良県内の特定の薬局チェーンにおいて偽造医薬品が発見され、これまでの調査では、ギリアド・サイエンシズ株式会社の正規取引先以外から入手されたものとのことです。

また、一般紙等の報道では、容器は正規品であり、流通過程で中身がすり替えられていたとみられ、全国に出回っている可能性があるとしています。また、これまで発見された偽造医薬品は5本のボトルであり、うち1本が患者に交付されたが服用されていないとのことです。

我が国の医薬品の流通は適正な体制で行われており、海外で問題となっている偽造医薬品の流通事例は極めて少ないものであったと理解しています。

しかし、このような事例が発生したことにより、地域住民に安全で適正な医薬品を供給することを任務としている薬剤師・薬局としては、適正な流通を確保するようこれまで以上に努力していかなければならず、本会会員への周知及び指導に努めて参る所存です。

今回の事例の原因解明が早急に行われるとともに、回収等の対応がなされ、偽造医薬品の服用による健康被害の発生や病状の悪化がなされないよう強く願うものであります。

平成29年1月18日

日本薬剤師会

会長 山本 信夫

十分ご注意くださいますよう、お願ひいたします。

保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおける ポイント付与に係る指導について

平素は、本会に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

のことにつきまして、厚生労働省保険局医療課より、日本薬剤師会を通じて、連絡がありましたので、お知らせいたします。

保険調剤等に係る一部負担金の支払いに対するポイント付与は原則禁止であることを改めて示した上で、保険指導に係る基準を明確化するものとして、当面は、①ポイントを用いて調剤一部負担金を減額することを可能としているもの、②調剤一部負担金の1%を超えてポイントを付与しているもの、③調剤一部負担金に対するポイントの付与について大々的に宣伝、広告を行っているもの一のいずれかに該当する場合には、平成29年5月1日より口頭指示・個別指導を行っていくとのことです。

厚生労働省保険局医療課の通知は次のとおりです。

記

保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与を原則禁止している趣旨は、以下の考え方によるものであることから、保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与を行っている保険薬局には、この考え方を伝え、制度に対する理解が深まるよう努めてください。

- ・保険調剤等においては、調剤料や薬価が中央社会保険医療協議会における議論を経て公定されており、これについて、ポイントのような付加価値を付与することは、医療保険制度上、ふさわしくないこと
- ・患者が保険薬局等を選択するに当たっては、保険薬局が懇切丁寧に保険調剤等を担当し、保険薬剤師が調剤、薬学的管理及び服薬指導の質を高めることが本旨であり、適切な健康保険事業の運営の観点から、ポイントの提供等によるべきではないこと

その上で、当面は、以下の①から③までのいずれかに該当する保険薬局に対し、口頭により指導を行い、その上で改善が認められない事例については、必要に応じ個別指導を行っていただくようお願いいたします。

- ①ポイントを用いて調剤一部負担金を減額することを可能としているもの
- ②調剤一部負担金の1%を超えてポイントを付与しているもの
- ③調剤一部負担金に対するポイントの付与について大々的に宣伝、広告を行っているもの（具体的には、当該保険薬局の建物外に設置した看板、テレビコマーシャル等）

なお、本事務連絡に基づく指導は、平成29年5月1日より行うこととします。

また、本事務連絡は指導基準を明確化するものであり、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の3の2の解釈に変更を加えるものではないことにご留意願います。

広島県薬剤師会会长様

〔 広島県国民健康保険団体連合会理事長
〒730-8503 広島市中区東白島町19-49
審査管理課 〕

平成29年度診療（調剤）報酬請求書等の請求に係る 受付日程について（依頼）

本会の事業運営については、平素から格別のご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、別紙のとおり受付を行いますので、貴会会員への周知方についてご協力をお願いします。

別紙

平成29年度診療報酬請求書等受付日程

区分	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
平成29年 4月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	受付	—	—	○	○	○	○	○	—	—	○
5月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	受付	○	○	—	—	—	—	—	○	○	○
6月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	受付	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○
7月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	受付	—	—	○	○	○	○	○	—	—	○
8月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	受付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	受付	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○
10月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	受付	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
11月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	受付	○	○	—	—	—	○	○	○	○	○
12月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	受付	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○
平成30年 1月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	受付	—	—	—	○	○	—	—	—	○	○
2月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	受付	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○
3月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	受付	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○

注1 「○」は受付日、「—」は閉所日、網掛けは休日の受付日です。

注2 受付時間については、8時30分～17時15分ですのでご協力をお願いします。

平成29年度 診療（調剤）報酬請求書等の受付日について

社会保険診療報酬支払基金広島支部

平成29年度における「診療（調剤）報酬請求書」等の受付につきましては、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

提出月	受付締切日	休日等開所日
平成29年 4月	10日(月)	
5月	10日(水)	
6月	10日(土)	10日(土)
7月	10日(月)	
8月	10日(木)	
9月	10日(日)	9日(土)・10日(日)
10月	10日(火)	
11月	10日(金)	
12月	10日(日)	9日(土)・10日(日)
平成30年 1月	10日(水)	
2月	10日(土)	10日(土)
3月	10日(土)	10日(土)

※受付時間は、9時～17時30分までとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします

平成29年 2月20日
広島県薬剤師会保険薬局部会

卸売販売業者及び薬局における記録及び管理の徹底及び 医療用医薬品の適正な流通の確保に係る監視指導の強化について

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長および監視指導・麻薬対策課長より、日本薬剤師会を通じて、次の内容の通知がありましたので、お知らせいたします。

今般、偽造医薬品流通再発防止のため、①薬局開設者に対し、譲渡人の氏名等の情報の記録にあたっては、医薬品を納品する者の身分証明書等の提示による本人確認や、販売業等の許可番号や連絡先等の情報の確認、②薬局の管理者に対し、譲り受けた医薬品が本来の容器包装等に收められていることの状態の確認や、医薬品の管理状況等について疑念がある場合は譲渡人における仕入れの経緯等の確認一等を行うことが求められており、今後、重点的に監視指導を行っていくとのことです。

貴薬局にて十分にご注意くださいますよう、お願いいたします。

国会レポート 「平成29年度予算案」



自由民主党総務副会長
参議院議員・薬剤師 藤井 もとゆき

年明けの日本列島は穏やかな晴天に恵まれ、全国各地で初日の出を拝むことが出来たのではないでどうか。米国では1月20日にトランプ新大統領が誕生します。新大統領の政権運営は未知数ですが、経済政策への期待から年明けの株式市場は日米とも大幅な上昇で幕開けしました。米国の政権運営は我が国の経済・外交等への影響も少なからず、今後の動向が注目されるところです。また、新春恒例の箱根大学駅伝は、大会3連覇を狙う青山学院大学が2位以下に7分以上の差をつけて圧勝し、黄金時代到来を予感させる結果となりました。

さて、平成29年度の政府予算案は昨年末の22日に閣議決定されました。一般会計予算の歳出総額は、前年度当初予算より7,329億円増加して97兆4,547億円となり、5年連続で過去最大規模となりました。また、厚生労働省の一般会計予算総額は、前年度当初予算比3,763億円増の30兆6,873億円となりました。

このうち社会保障関係費については、医療の約11兆7,700億円、年金の約11兆4,200億円など、政府全体で前年度当初予算に比べ約4,997億円増の32兆4,735億円となりました。厚生労働省が概算要求時に示した高齢化に伴う、年金・医療等の約6,400億円の自然増に対しては、経済・財政再生計画の「改革工程表」等に沿って、高額療養費や高額介護サービス費の見直し、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しなど、世代間の負担の公平性や負担能力に応じた公平な負担とすることにより約440億円、高額な薬剤の薬価引き下げによる医療費の適正化で約196億円、被用者保険の介護納付金に対する総報酬割りへの導入により約443億円をそれぞれ圧縮、さらに協会けんぽ超過準備金の国庫補助の負担削減分の約321億円を加え、社会保障費の伸びの目安とした5,000億円以内に収める結果となりました。

また、オプジーボに端を発した経済財政諮問会議での薬価の毎年改定の議論は、厚労大臣、財務大臣、経済再生担当大臣及び官房長官による4大臣会合において、効能効果等に伴う一定規模以上の市場拡大に速やかに対応するため年4回の新薬収載を活用して見直すこと、市場実勢価を適時薬価に反映して国民負担を軽減する観点から、現在の2年に1回の薬価調査に加え、その間の年においても大手事業者対象に調査を行い、価格乖離の大きな品目（具体的な内容は今年中に結論を得る）の薬価改定を行うこと、等を盛り込んだ「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」を決定し、12月21日の同会議に報告されました。今後は中央社会保険医療協議会において、具体的な方法等について議論が行われることとなります。医療の制度や実情に則した適切な結論が導き出されるものと思います。

平成29年度の政府予算案については、1月末に召集される第193回通常国会において審議されますが、医療や介護の充実等、高齢者や社会的弱者が安心して暮らせる社会を築くため、しっかりと取り組んで参りたいと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

国会レポート

「第193回通常国会開会」

自由民主党総務副会長
参議院議員・薬剤師 藤井 もとゆき

大相撲初場所は大関稀勢の里が初優勝を飾り、場所後の1月25日の番付編成会議及び臨時理事会において、72代横綱への昇進が決定しました。日本出身力士の横綱誕生は平成10年夏場所後の66代若乃花誕生以来、実に19年振りとなります。3月大阪での春場所は、貴乃花以来久方ぶりの日本出身横綱の土俵に、一層の盛り上がりを見せるものと思います。また、1月27日には、3月19日に開幕する選抜高校野球の出場校32校が決定しました。21世紀枠の不来方高校（岩手）、多治見高校（岐阜）及び中村高校（高知）の3校はじめ、出場各校の健闘を祈りたいと思います。

さて、第193回通常国会は1月20日に開会し、衆参本会議において安倍首相の施政方針及び財政、外交、経済それぞれの担当大臣による政府4演説が行われ、6月18日までの150日間にわたる論戦がスタートしました。国会では、先ず平成28年度第3次補正予算案の審議を行い、1月27日の衆議院本会議、31日の参議院本会議において可決成立、引き続き平成29年度予算案の審議が行われています。

また、平成29年度予算に関連して「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律案」の今国会への提出が予定されています。本法律案は、高齢者の自立支援と要介護状態の防止、地域共生社会の実現を図るために、保険者たる全市町村が介護保険事業計画を策定するに際し、データに基づいた地域課題の分析を行い、取り組み内容・目標を定めることにより、保険者としての機能を發揮して自立支援・重度化防止に取り組むべきことを制度化すること、日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設として「介護医療院」を創設し、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応すること、市町村が地域住民と行政との協働による包括的な支援体制づくりに努めること等を規定するとしています。さらに、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護保険給付の利用者負担について、特に所得の高い層の負担割合を2割から3割に引き上げる（引上げ対象者は、受給者約500万人の約3%、約12万人程度と推計されている）こと、各医療保険者が納付する介護納付金について、現行の加入者数に応じた負担から、報酬額に比例した負担へと段階的に導入などを行っています。

この他、厚生労働省関係では、医療分野における事務を技術的な専門的見地から総括管理する「医務技監」を新設する「厚生労働省設置法の一部を改正する法律案」、特定機能病院における医療の高度の安全確保等を講ずる「医療法等の一部を改正する法律案」、病院等の多数が利用する施設での受動喫煙の防止対策を強化する「健康増進法の一部を改正する法律案」などが予定されています。

安定した社会保障システムを継続するため、来年度予算及び関連する法律案の早期成立に努めて参りたいと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

いのちを学ぶ

第18回 日本死の臨床研究会 中国・四国支部大会 in 広島

日 時 平成29年5月28日(日)

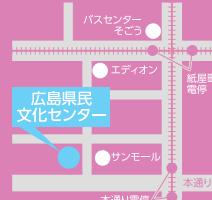
【第1部】8時50分～(受付 8時30分～)
【第2部】13時00分～(受付12時30分～)

会 場 広島県民文化センター

広島市中区大手町1丁目5-3 ☎082-245-2311

参加費 2,000円(第2部のみ参加:1,000円)

※事前申込の必要はございません。



プログラム

【第1部】8:50～一般演題発表

【第2部】13:00～

市民公開講座「緩和ケアの窓」

講師／徳永 進(野の花診療所)



14:15～パネルディスカッション

「Aさんの人生の物語に耳を傾けよう ～いのちは誰のモノ?～」

司会 中橋 恒(松山ベテル病院 院長)

パネリスト 杉本由起子(AOIケアリングステーション 看護師) 平井敦子(中国新聞社 論説委員)

根来 晓(多聞山西福寺 僧侶) 足立誠司(鳥取市立病院地域医療総合支援センター 医師)

安藤泰至(鳥取大学医学部 保健学科 死生学者)

大会長／松浦 将浩(広島市医師会運営・安芸市民病院緩和ケア部長)

大会事務局／広島市医師会運営・安芸市民病院 総務課

〒736-0088 広島県広島市安芸区畠賀2丁目14番1号 TEL082-827-0121 FAX082-827-0561

後援：広島県・広島市・広島県地域包括ケア推進センター・広島県医師会・広島市医師会・広島市東区医師会・広島市中区医師会・広島市西区医師会・広島市南区医師会
広島市佐伯区医師会・安芸地区医師会・福山市医師会・広島県看護協会・広島県老人保健施設協議会・広島県訪問看護ステーション協議会・広島県老人福祉施設連盟
広島県介護支援専門員協会・広島県介護福祉士会・広島県社会福祉協議会・広島県薬剤師会・広島県理学療法士会・広島県作業療法士会・広島県言語聴覚士会・中国新聞社

発 行：〒730-8601 広島市中区富士見町11番42号
電話(082) 246-4317(代) FAX(082) 249-4589
ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

印 刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した
植物油インクを使用しています。